

【特徴的なプログラム】

いじめの問題に対する取組事例

市町村名	神奈川県	学校名	茅ヶ崎市立浜須賀中学校
学校情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数 (669人) ・学級数 (21学級) ・教職員数 (54人) 		

取組の概要	<p>・教師側からの働きかけだけではいじめを根絶することは難しいと考え、「いじめ防止教室」、「いじめ防止プログラム」を実施するとともに、希望生徒を対象に「スクール・バディ・トレーニング」を実施し、生徒の自治活動によっていじめ防止を図れるように取り組んだ。(県と湘南DVサポートセンターとの協働による「地域と学校によるいじめ防止推進事業」対象校)</p> <p>第1学年:「いじめ防止教室」(50分)</p> <p>↳ 友達との「境界」(適切な距離感)の取り方や、「アサーティブ」な話し方についてのワークショップ形式の講演</p> <p>第2学年:「いじめ防止プログラム」(50分×4回)</p> <p>↳ 「いじめとはどんなことか」、「いじめられた人の気持ち」、「いじめる人の背景にあるもの」、「アサーティブなコミュニケーションの取り方」等についてのワークショップ</p> <p>上記修了者のうち希望生徒:「スクール・バディ・トレーニング」(50分×8回)</p> <p>↳ 生徒同士の主体的な支え合いのために、相談の聞き方のスキルを身に付けるトレーニング</p> <p>修了後は、スクール・バディとして活動</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">「いじめを絶対に許さない校風」をつくる。</p>
効果・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒に身近な問題を取り上げることにより、具体的なイメージをもって考えさせることができている。 ・いじめを様々な角度から考える場を設定することにより、生徒のいじめ防止のための視野を広げることができている。 ・日常的に「いじめ防止」について考える環境をつくることにより、生徒が「いじめ防止」について意識するようになってきている。 ・3年間、継続して取り組むことにより、「いじめを絶対に許さない校風」が、生徒に定着しつつある。 ・スクール・バディのメンバーが、全校集会や放送で、いじめ防止のキャラクターや、生徒が書いた「いじめ防止行動宣言」を紹介する等して、「いじめ防止」について全校で考えようという環境をつくることができている。 ・スクール・バディのメンバーが、スクール・バディ・サミットで交流した近隣市町の取組を学校に持ち帰ったり、学習発表会で自作の「いじめ防止」プロモーションビデオを上映したりして、全校へのいじめ防止の啓発を図ることができている。 ・スクール・バディが、定期的に全校に「いじめ防止」を投げかけることによって、全校生徒にとって「いじめ防止」が、自分たちの課題として捉えられるようになってきている。

取組として該当するものに をつけてください(複数回答可)

- (ア)未然防止のための取組 (イ)早期発見・早期対応の在り方 (ウ)教育相談体制の充実
 (エ)生徒指導体制 (オ)校内研修 (カ)PDCAサイクル (キ)児童生徒主体の取組
 (ク)ネットいじめ対策 (ケ)保護者・地域社会の取組強化 (コ)その他()

いじめ防止プログラムの実施について

- 1 目的 本校ではいじめを予防するため「生活アンケート」を定期的に行い、教育相談を充実させると共に休み時間の見守り、道徳の授業の研修、情報モラル講座等を行っている。
また、いじめを解決するために2学年ではいじめを発見・解決システムを作成し、早期発見・早期解決に組織的に取り組んできた。しかし、教師側からの働きかけだけで、いじめを根絶することは難しいと考えた。そこで、「いじめ防止プログラム」を実施し、生徒が主体的に取り組む自治的活動にしていくことで、いじめ対策の効果的なアプローチをしたい。(県のいじめ防止推進事業の拠点校1校に指定されました。)
- 2 担当 総括・渉外 事務局 ()・()・()
生徒指導部より 1学年 2学年 3学年
- 3 対象 1学年 講演会 (50分) (体育館)
2学年 ①ワークショップ (50分を4回) 9月～10月 3クラスずつ 8日間

<1>	9月19日 (木)	1～3校時	6・5・1組
	20日 (金)	1～3校時	2・3・4組
<2>	9月26日 (木)	2～4校時	1・5・6組
	27日 (金)	2～4校時	4・3・2組
<3>	10月 3日 (木)	1～3校時	6・5・1組
	4日 (金)	2～4校時	4・3・2組
<4>	10月10日 (木)	1～3校時	6・5・1組
	11日 (金)	1～3校時	4・3・2組

 ②スクールバディ (50分を8回) 10月22日 (火) 23日 (水) 24日 (木)
 放課後 100分から150分
- 4 内容 講演会
 ワークショップ 第1回 暴力やいじめの定義をはっきりさせ、被害者・加害者・傍観者の心理について話し合う。
 宿題 ワークシート①
 →第2回 までに集めておき、瀧田さんへ
 第2回 グループワークの中で加害者のイメージを絵で表現し、グループ発表をする。いじめる側の心理を話し合い、加害者を排除するだけでは問題解決にならないことを学ぶ。
 第3回 第1回の宿題で書かれてあったことをクラスで共有する。グループワークでお互いの良いところを知るという作業を通して、互いに尊重し合う人間関係を学ぶ。
 第4回 自己と他者の間にある境界を知り、それを侵さないこと。境界を越えてきたら「NO!」と言う権利があることを知り、アサーティブなコミュニケーション方法を学ぶ。
 *スクールバディの募集 応募用紙は学校で作成し、全員に配布。
 スクールバディ スクールバディとは生徒同士で支え合う、ピア・サポートのシステムである。有志の生徒が8時間の研修を受け、生徒の相談を聞くスキルを身につける。専用の活動室「バディ・ルーム」で生徒の様々な相談にのり、いじめを未然に防ぐための企画を考え、「いじめを絶対に許さない」校風をつくりあげていくのが役割。
- 5 役割分担 1学年講演会 運営
 2学年 ・渉外 (瀧田さんとの連絡・県への報告) …
 ・ワークショップの準備と参加…担任
 ・物品の用意…渡辺 ①第2・3回の模造紙6枚×6クラス
 ②プロッキー8色 36箱
 ③応募用紙
 ☆ 広報 地域の方・保護者への積極的な参加のよびかけ

いじめの問題に対する取組事例

都道府県・指定都市名	新潟県	学校名	新潟県立阿賀黎明高等学校（匿名可）
学校情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者の別（国立・<input checked="" type="radio"/>公立・私立） ・児童生徒数（157人） ・学級数（6学級） ・教職員数（24人） 		

取組の概要	<p>本校では毎年、全てのクラスで人権をテーマとした授業実践を行い、指導案等を共有している。平成25年度の高校1年生の指導テーマは、「いじめ」について考えさせることであった。当該学年でも、既に夏休み前にネットへの書き込みによる人間関係のトラブルが起きており、10月に実施した公開授業において、生徒のほとんどが所持するスマートフォンでのLINE等によるやりとりでのトラブルを題材にして授業を組み立てた。</p> <p>4人の担任団で協議を重ね、「理不尽」というキーワードを導き出し、生徒自身が「理不尽さ」に気づくことを授業のねらいとした。事前にインターネット利用に関するアンケートを行い、集計結果を示した上で課題を示し、意見を述べさせた。授業ではネットへの書き込み事例を示し、班別に意見をまとめ発表させた。新聞記事や刑事・民事による処罰の紹介をとおして、自分の考えをまとめさせ、正しい行動について考えさせ、最後に授業後の感想を記入させるという内容とした。</p> <p>生徒の事後の感想からも、「理不尽」ないじめへの怒りを共有することができたと感じていたが、この後にも学年内でTwitterを介したトラブルが発生した。しかしその際、書き込みに気付いた級友の中に、その行為の非を直接戒める生徒がおり、それによって書き込みをした生徒が自らの行動を反省するきっかけとなったことから、生徒の「理不尽さ」に気付く力を伸ばす一つの機会となった。</p>
効果・成果	<p>今回の授業実践には2つの効果が考えられる。一つは、ねらいにあるとおり生徒に考えさせ気付かせる機会とすること。もう一つは、担任団の授業準備に向けた取組が、教員側の研修機会となっている点である。</p> <p>各学年で行った授業実践は、指導案の形で全職員に共有され、次年度の実践に反映される。高校3年間で人権意識をより高めるために、過去の実践を前進させていくことで、学校としての指導力向上につなげている。担当する教員が生徒の顔を思い浮かべながら、できる限りの準備をして授業に臨むことで、指導内容もより充実したものとなる。</p> <p>生徒の人権感覚を高めていく指導は一度で完結することではなく、くり返し指導機会を作る必要がある。継続した指導により、少しずつ生徒の意識に変容が生まれていく。その背景として、指導する側の意識や見識の高さ、そして指導力が問われる。教科指導以外の授業を教員間の協働で作りに上げていくことの重要性を、今回の実践で担任団は身をもって感じ取ることができた。後に続く学年にも参考になる実践であった。</p>

※ 取組として該当するものに○をつけてください（複数回答可）。

- ア 未然防止のための取組 (イ) 早期発見・早期対応の在り方 (ウ) 教育相談体制の充実
エ 生徒指導体制 オ 校内研修 カ PDCA サイクル (キ) 児童生徒主体の取組
ク ネットいじめ対策 (ケ) 保護者・地域社会の取組強化 (コ) その他 ()

○ 新潟県立阿賀黎明高等学校

- ・平成24年度・25年度 文部科学省人権教育研究指定校事業の指定を受ける。
研究テーマ「小・中・高の発達段階を踏まえた人権教育のあり方について
～地域との連携を図り、児童・生徒が継続的に学べる体制づくり～」
- ・小・中・高の各学年に2つずつの指導テーマを設定し、地域の小中学校にも協力を依頼。そこで高校1年生に設定したテーマの一つが「いじめを越えていこう」。
- ・携帯電話やスマートホンをほとんどの生徒が所持しており、本校でも不用意な書き込みによるトラブルが発生。
- ・人権教育授業で「いじめ」をテーマに取り上げるにあたり、LINE や Twitter といった「SNS」特有のトラブルを未然に防ぐ意味で、安易な書き込みによる人権侵害の問題を題材に設定。
- ・授業展開は以下の流れで行った。
 - インターネット利用についてのアンケートを事前にとり、集計結果を生徒に提示。
集計結果について意見を確認。
 - 書き込み事例を提示し、傷つけられる側の傷みを理解し、傷つけないための心がけやマナーを考えさせる。
書き込みがトラブルに発展した事案の新聞記事について考えさせる。
 - 法的な罰則について、紹介する。
 - (以上、個人やグループで考えをワークシートにまとめ、発表させる。)
- ・授業を進める上でのキーワード「理不尽さ」への気付き。
- ・授業後、再び Twitter の書き込みを介したトラブルが発生。担任が指導を始める前に、クラスの女子生徒が書き込みをした生徒に対し、書き込みが不適切であるという指摘をし、消去を促していた。、直ちに書き込みは削除。
- ・人権教育授業をした後で、この様な事案が発生したことは、本校の人権教育の取組がまだまだ不十分であることを示しているが、生徒があらゆる人権課題の「理不尽さ」に気付き、それをはねのける真の強さを身に付けるために、私たちはくり返し気付きの場、考えさせる場を与え続けなければならない。
- ・今回の授業実践については課題も多く残ったが、担任団が生徒の実態にあった題材をくり返し検討したことは職員研修としての意味は大きい。また、各学年にテーマを固定して指導することで、次年度以降の指導への良い参考事例として活用できる点も成果となった。

平成 25 年度 高校 第 1 学年 人権教育，同和教育学習指導案

- 1 日 時 平成 25 年 1 0 月 1 日 (火) 第 1 校時 8:35~9:22 (47 分)
- 2 題材名 ネットコミュニケーションについて考えよう (インターネットにおける人権侵害)
- 3 指導計画 インターネットへの安易な書き込みが他人を傷つけている事実が身近にあることを知る。また閉ざされた世界ではなく、誰でもどこからでも情報を得られるものであることを十分に理解し、インターネットとの適切な関わり方を学ぶ。
- 4 本時のねらい
 - ①インターネットへの安易な書き込みが人権侵害になっていることを知る。
 - ②インターネットは開かれた世界であり、誰でも容易に情報を得られることに潜む危険を知る。
- 5 展 開

	指導過程 (時間)	学習活動		指導上の留意点
		教師の働きかけ	生徒の活動	
導 入	事前実施のアンケートをもとに生徒のインターネット(携帯電話)利用の現状について知る (7分)	・事前のアンケートから分かった生徒の利用状況とその問題点を紹介する	・アンケートで出た他の生徒の意見を聞く ・教員の問いかけについて考え、答える	・普段からクラスメイトたちがどのような認識や感情を持って利用しているのか、アンケート結果をシェアすることで現状を知る。
展 開	・ワークシート配布 ・質問 I (1)(2) (15分) ・発表 (10分) ・インターネットの書き込みがきっかけとなったトラブルの事例を読む。また、処罰の対象になることについて資料を見て説明する。 (8分)	・ワークシートを配布する ・質問 I (1)(2) インターネットに書き込まれていた文を見て、どのように感じるか話し合わせる。 ・班ごとに発表させ、黒板に意見をまとめる。 ・資料を音読する ・処罰について説明する	・質問 I (1)(2) インターネットに書き込まれていた文を見て、どのように感じたかを話し合う。 ・班の代表はまとめた意見を発表する。 ・資料を読みながら聞く	・今回の授業では、ネットでの誹謗中傷、他人を傷つける書き込みについて焦点を当てる。 ・何気なく書き込まれた言葉を 2 つの視点から考える。 (1)仲の良い友人が書き込んでいた場合 (2)特に仲は良くないが同じ学校の人が書き込んでいた場合 ・ネットへの安易な書き込みが人を傷つけ死に至らしめることもある危険を持つことを理解させる。 ・誰でも見ることができるところに発言を書き込む(=記録を残す)ことの重大さと責任について考えさせる。

<p>ま と め</p>	<p>・まとめ</p> <p>・マナーについて考える</p> <p>(7分)</p>	<p>・教師自身の言葉で授業を通じて思ったことや伝えたいことを述べる</p> <p>・顔が見えないからこそ、発信する言葉やマナーには普段以上に気をつけなければならないことを理解させる)</p> <p>・他人を傷つけないために自分がすべきことをワークシートにまとめる</p> <p>(宿題として考えさせる。翌日回収し、結果をまとめて生徒にフィードバックする)</p>	<p>・教師の話聞く</p> <p>・自分のこれまでの考え方はどうだったか、対比して考える</p> <p>・ワークシートに記入する</p> <p>(時間内に終わらなければ宿題として後日提出)</p>	<p>・これまでの使用について振り返り、これからのインターネットの使い方について考えさせる</p> <p>～MEMO～</p> <p>○自分がされて嫌なことを他の人に対してしない</p> <p>○インターネットは誰からでも見える</p> <p>○投稿する前にそれが本当に良いことなのか、立ち止まって考える</p> <p>○中傷を見つけたら削除するように言う勇気を持つ(傍観者にならない)</p> <p>○表情が見えない分、書き込む内容には細心の注意が必要である。関係のない人が目にして「これは自分のことかもしれない」と思い悩むこともある</p>
----------------------	--	--	---	--

6. 評価

- ・インターネット上に人権を侵害する書き込みをせず、自分の発言に責任をもつ重要性が理解できたか。
- ・誰にでも見られる環境であり、自分が何気なく書き込んだ言葉で誰かが傷ついているかもしれないということを理解できたか。

【資料】紙面の都合上、回答欄を小さくしてあります。

人権教育ワークシート

ネットコミュニケーションについて考えよう

1年()組()番 氏名

ある日、インターネット上のページに、以下のような言葉が書かれていた。



AGR48@lovelypierrot

本当にもう一緒に行動するのがイヤ。まじでうざい。

…こう思っても直接は言えないから、よけいイライラたまる。

ずっとがまんして一緒にいるとかまじ苦痛。 はやく卒業したい

(1) あなたと仲の良い友人の書き込みだったら、どう思いますか？

(2) 仲良くはないが、同じ学校の人による書き込みだったら、どう思いますか？

<他の人の意見をメモしよう>

【資料】紙面の都合上、回答欄を小さくしてあります。

ネットコミュニケーションについて考えよう <まとめ>

1年()組()番 氏名

1. 自分にとって「書かれたらつらい、嫌だ」と感じる言葉や表現とはどのようなものか、できるだけたくさん挙げてみよう。

2. インターネットを使用する上で、他人を傷つけないようにするために心がけることや、持つべきマナーについて考えよう。

3. 今日の授業を通じて感じたこと

〈死にたい…消えたい…もう学校なんか行きたくない…皆が怖く見える…やだ〉

昨年10月末、中国地方の中学3年の女子生徒（当時14歳）が、貨物列車に身を投げて自殺した。女子生徒は自殺の1か月半前、携帯電話のサイトに匿名で開いていたブログに、こんな書き込みを残していた。

女子生徒が〈死にたい〉と書いた日、親しい友達しか知らないはずのブログに匿名で書き込みがあった。

〈あなたがきたら皆が頑張って練習している40人41脚が台無しね〉

女子生徒は体が弱いこともあって学校を休みがちだったが、運動会を目前に控えた当時は登校に意欲を見せ始めていた。

担任の先生や母親には「書いた人に謝ってほしい」と訴えた。

学校は直後に開いた全校集会で、ネット上の中傷をやめるよう注意したが、書き込んだ生徒を特定しようとはしなかった。

死を選んだ本当の理由はわからない。交友関係がもつれて、別のネットの掲示板などに実名がさらされ、

〈うざいから早く消えればいいのに〉 〈あいつまじ死ね〉

と書き込まれたこともあった。高校入試など将来への不安もあった。

だが、母親は「ネットによるいじめで、精神的に追い込まれたと思う」と話している。

「小さな悪意がどれだけ人を傷つけるか。軽い気持ちなら罪がないなんてことはない」と涙ぐんだ。

警察は今年2月下旬、ブログに「台無し」などと書き込んだ同級生を、女子生徒を侮辱したとして家庭裁判所へ書類送致した。

（読売新聞 2008年03月03日）

<参考> 悪意のある書き込みは法的にどのように罰せられるのか？

刑法 230 条 名誉毀損罪（刑事）

刑法 231 条 侮辱罪（刑事）

民法 711 条による、損害賠償請求（民事）

●どんな内容が対象なのか

「頭おかしい」「悪徳」「腐っている」などの罵倒語だけでなく、「多重」「電波」などのゲーム用語や2ちゃんねる用語も、有罪です。内容が事実であっても、不法行為です。

その個人やキャラクターの社会的信用を損なう内容かどうか、が争点です。

中傷文のコピーペースト、中傷目的のリンクなど、書き手のオリジナルでない文章も、有罪です。

（つまり、Twitterで友だちがつぶやいた中傷をリツイートしても有罪となる）

コピーペーストの場合、著作権違反の罪も加わることもあります。

「氏ね」などは、場合により脅迫罪、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金です。

実際に殺す気がなくても、読み手が恐怖を感じれば、有罪です。

2ちゃんねる利用者同士で訴えるのは、注意が必要です。

自分の側も中傷発言をしていたら、罪が相殺され、双方無罪です。

●書き込み場所

多数の目に触れるかどうか、が分かれ目です。

友人と2人きりで喋るなら、何を言おうと無罪です。

掲示板に書くのは、有罪です。

読む相手が1人しかいない手紙は、無罪です。

似た内容の中傷手紙を大勢に送れば、有罪です。

●賠償金額

損害賠償や慰謝料は、程度にもよりますが一般論では、1件につき上限100万円といわれます。実際に取れるのは20万から60万程度が主流ですが、たった1件の中傷から数百万も取れた事例もあります。被害の度合いと弁護士の腕によります。

1人の加害者が、大勢のプレイヤーを中傷していることもあります。

その場合、被害者全員が集団訴訟を起こせば、弁護士費用は一人前ですが、取れる賠償金は被害者の人数分です。

ある日いきなり加害者のもとへ数百万にのぼる損害賠償が請求され、自宅が差し押さえになることもあります。

わずかですが過去の判例で、暴走する犯罪者を止められなかったとのことで、スレッドに書いた全員が逮捕された事例もあります。

また、学校裏サイトなどで、侮辱罪だけで家裁送検された事例もあります。

中高生による犯罪は、潮時がわからずエスカレートし、重罪になりやすい傾向があります。

いじめの問題に対する取組事例

都道府県・指定都市名	大阪府	学校名	泉佐野市立北中小学校
学校情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者の別 (公立) ・児童生徒数 (4 5 6 人) ・学級数 (1 8 学級) ・教職員数 (3 3 人) 		

取組の概要	<p>【セカンドステップの取り組み】</p> <p>怒りを感じた時に言葉ではなく暴力に訴える児童が多いので、アメリカで開発された怒りのコントロールや暴力防止を狙いとした教育プログラムである「セカンドステップ」を、4年ほど前から学校全体で取り入れはじめた。</p> <p>本校の教職員の多くは積極的にセカンドステップの研修会に参加して指導者としての資格を取得し、常に複数の教職員でプログラムを進行できる状態を作り出した。</p> <p>低学年を中心に据えているが、高学年でもプログラムを実施し、セカンドステップの授業は常にオープンにして参観しあい意見交換を行う。更に年間に1回はセカンドステップの研究授業を行っている。</p> <p>【ふわふわ言葉の取り組み】</p> <p>怒りを感じた時だけでなく普段から攻撃的な言葉を使う児童が多いので、以前から「ふわふわ言葉」の普及を図っていたが、3年ほど前から工夫した取り組みを始めた。</p> <p>相手の気持ちを考え、より良い人間関係を築くために、「ちくちく言葉」は使わず「ふわふわ言葉」を意識して多く使うよう働きかけた。</p> <p>毎月28日を「ふわふわ言葉の日」と設定し、子どもも教職員も保護者も意識して「ふわふわ言葉」を使う日にしている。本校オリジナルの「ふわふわ言葉の歌」を給食の時間に放送で流し、入学式等の行事でも歌っている。また、子どもたちが「ふわりん」というキャラクターを作り、保護者や地域にもホームページや学校だより等を通じて「ふわふわ言葉」を普及させている。本年度、保護者有志の手づくりによる「ゆるキャラふわりん」が学校行事に登場する等、「ふわふわ言葉の取組」が広く浸透してきている事を実感している。</p>
効果・成果	<p>【セカンドステップに取り組んで】</p> <p>(1) 児童同士のトラブルが減少した。</p> <p>(2) トラブルがあった時の指導時にセカンドステップの例をあげると理解しやすい。</p> <p>(3) 教職員も冷静にトラブルに対処するスキルを学んだ。</p> <p>(4) 落ち着いた学校環境づくりに役だった。</p> <p>【ふわふわ言葉に取り組んで】</p> <p>(1) 学校内で「ちくちく言葉」を聞く機会が減った。</p> <p>(2) 子ども同士の会話の中に「ふわふわ言葉」が増えた。</p> <p>(3) 児童同士、先生と児童との信頼関係を築きやすくなった。</p> <p>(4) 本年度の教育委員の学校訪問や大阪府教育委員会の学校訪問では、共通して学校の雰囲気は柔らかくなったと評価していただいた。</p> <p>(5) 保護者や地域の方も「ふわふわ言葉」を意識していただくようになり、取り組みが広がった。</p>

※ 取組として該当するものに○をつけてください(複数回答可)。

- (ア) 未然防止のための取組 (イ) 早期発見・早期対応の在り方 (ウ) 教育相談体制の充実
 (エ) 生徒指導体制 (オ) 校内研修 (カ) PDCA サイクル (キ) 児童生徒主体の取組
 (ク) ネットいじめ対策 (ケ) 保護者・地域社会の取組強化 (コ) その他 ()

【いじめの問題に対する取組事例】

	泉佐野市立北中小学校
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会のメンバーを、管理職、首席、こども支援コーディネーター、生指担当、養護教諭、学年主任、人権担当、支援教育コーディネーター、研究部代表としている。 ・いじめ防止基本方針で理念を定め、年間計画に基づき未然防止の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 例1. 感情のコントロールを学ぶプログラム「セカンドステップ」を各学年で計画的に行っている。 例2. 毎月28日を「ふわふわ言葉の日」に定め、いじめ防止の観点から、日常的に子どもも教職員も保護者も地域も、やさしい言葉を使う取組を進めている。

平成25年度 泉佐野市立北中小学校 学校だより記事より抜粋

早いもので1学期もほぼ半ば、連休明けから始まった運動会の取組も大詰めを迎え、子どもたちは連日汗とほこりにまみれて練習に精を出してくれています。そんな中で聞かれることば…「こうしたらうまくいくよ」「ごめんな、うまくいなくて」「すごいやん」などなど。こんなことばをかけられるとみなさんはどんな気持ちになりますか？私たちは他者とのつながりの中でいろいろな感情をもちます。

人は、どんなことばをかけられたときにほっとしたり、安心したり、シアワセ感を抱くでしょうか。

○認められたとき ○人のために役立って感謝してもらったとき ○励ましてもらったとき ○知らない人とうまくつながれたとき ○不安な場面で声をかけてもらったとき ○話を聴いてもらえたとき ○共感してもらえたとき…他にも一人ひとりいろいろな場面があると思います。

反対に、怒りがこみあげたり、心を小さくさせられるなど、いやな気持ちになるときはどのように。

○けなされたとき ○からかわれたとき ○無視されたとき ○からだのことなど自分にはどうしようもないことを言われたとき ○ののしられたときなどなど。

北中小学校では前者で使うものを「ふわふわことば」、後者で使うものを「ちくちくことば」と言いますが、とりわけ「ちくちくことば」はトラブルのもとになります。日ごろは少々気にならないことばも、なにかストレスがたまっているときに言われると「ちくちくことば」で返してしまうことがあります。「ちくちく」と「ちくちく」がぶつかれば、どうなるかは容易に想像できます。しかし、「ちくちく」を感情をコントロールして「ふわふわ」で返したりすることはかなり困難です。たとえば、ゲームの場面で、「早くしろや、負けてしまうやん、のろま！」なんて言われて、「ごめん、これでも全力やねん。そんなにえらそうに言われたらいややわ、言い直して！」などと応じることができるかどうか…

「ちくちく」は言わないことはもとより、「ちくちく」ではない、でも、自分の気持ちと自己主張をきちんと表すような「ふわふわ」の態度や行動も育てたいと思います。

これからも、「ふわふわ」ことばについて書いていきます。

毎月28日は「ふわふわ言葉の日」

この日はだれもが「ふわっ」となるように、ふわふわことばを意識します。そして、日ごろの生活をふわふわことばの視点で振り返る日としています。

ふわふわことばを使う！

■ほめる、みとめる

ナイス！ それでいいよ うまいやん あなたは、あなたのままでいいんだよ

■元気づける、はげます、うながす

がんばろう いっしょにやろう だいじょうぶ 次、がんばろう やればできるやん
こうしたらどう？ こんなやりかたもあるよ

■共感する、共有する

そうなんや なるほどなあ そんな考えもあるなあ
こうしようと思うけど、あなたはと思う？

■感謝する

ありがとう たすかるわあ あなたのおかげです

■素直にあやまる

すみませんでした ごめんなさい 私がわるかったです

ふわふわで、心があつたかくなると…

■自信がつく「私って、けっこうできるやん」

■不安がなくなって安心できる 「こんなんでもいいんや、よかった」

■お互いに、いいところに気づく 「しらなかったわ、あの子、やるなあ」

■やる気、勇気がわいてくる 「よーし、やってみるか」

■落ち着ける 「ほっとできるわ」

■人のために役立っていると感じる 「なんか、やりがいあるわ」

■ありのままの自分を出せる 「こんな私でいいんや」

■自分の本音が言える 「聞いてもらえてすつとしたわ」

■笑顔になれる 「わくわくするね」

ふわふわ言葉の歌

今回は、「おはようおじさん」こと水野 喬（みずのたかし）さんが子どもたちのためにつくってくれた「ふわふわことばの歌」を紹介します。やさしいメロディーで、ついつい口ずさんでしまう、あたたかい歌です。

一

ふわっ ふわっ ふわっ
ふわっ ふわっ ふわっ
ふわふわことばで ふわふわことばで
話そうよ
おはよう こんにちは さようなら バイバイ
ありがとう ごめんね いいよいいよ
言ったわたしも 言われたぼくも
こころが ふわっ ふわ
北中小学校は
ふわっ ふわっ ふわっ

二

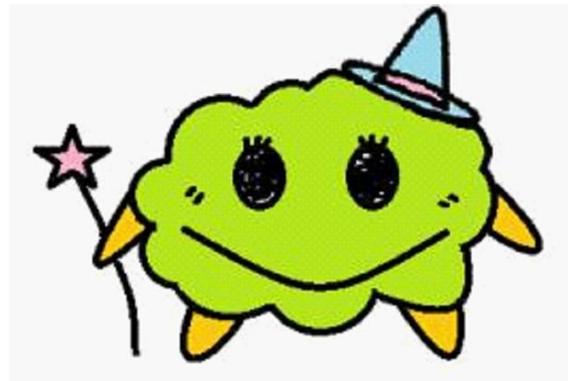
ふわっ ふわっ ふわっ
ふわっ ふわっ ふわっ
ふわふわことばで ふわふわことばで
話そうよ
じょうず すごいよ がんばって ナイス
だいじょうぶ ドンマイ また遊ぼう
言ったわたしも 言われたぼくも
こころが ふわっ ふわ
北中小学校は
ふわっ ふわっ ふわっ

ふわりん誕生

このたび、ふわふわことば普及の役目を果たすべく、その名も「ふわりん」が誕生しました。児童会活動で、2学期末から子どもたちからデザインを募集し、その中から何人かのアイデアを結集してつくられました。協力してくれたすべての子どもたちに感謝します。ほんとうに、ありがとうございました。

ふわりんは、右手にステッキをもっていて、人のところから、ふわふわと温かくなることばや行いを引き出してくれます。これから、このふわりんがどんどん登場して、みなさんのところがあたためられることを願っています。

また、ふわふわことばがさらに私たちの生活の中に根付くように、ふわふわエピソードの作文や詩、標語など、いろいろな媒体を介して意見表明もしていきたいと考えています。地域や保護者のみなさんの作品も、ぜひ集めたいと思いますので、その節はご協力をよろしくお願いします。



いじめの問題に対する取組事例

都道府県・指定都市名	徳島県	学校名	K小学校 (匿名可)
学校情報等	・設置者の別 (国立 ・ <u>公立</u> ・ 私立) ・児童生徒数 (127 人) ・学級数 (8 学級) ・教職員数 (15 人)		

取組の概要	<p>鳴門教育大学予防教育科学センターと連携し、トップセルフ「いのちと友情」の学校予防教育(当センターで開発した予防教育プログラム)を活用し、『自己信頼心(自信)』を育成する。</p> <p>本校児童は、幼稚園からほぼ同じメンバーで過ごし、人間関係が固定化し、他者への関心が薄い傾向にあるため、自己肯定感や他者への思いやりを育てようと3・4年生による合同授業で本プログラムに取り組む。</p> <p>授業は全8時間にわたり、グループで学習活動を実施。毎時間ごとの教育目標を設定し、子どもの自主的な参加度を高める中で、授業目標の達成(自分自身をかけがえのない存在として認めることができ、自分の興味・関心のあることへ前向きに取り組めるようにすること。)をめざす。</p> <p>プログラムは『自己信頼心』をテーマにしたアニメ物語に沿って進み、随所に児童の主体的な参加度を高める思考活動やゲーム等を取り入れる。楽しい雰囲気での学習環境の中で、適応的な認知、思考、行動を一人一人が習得することをめざす。</p> <p>授業実施前と実施後にアンケートを実施し、授業の効果を検証する。また、このアンケートとは別にQUアンケートを実施し、学習生活意欲や学級満足度を検証する。</p>
効果・成果	<p>温かい雰囲気の中で学習が進められ、グループ内での積極的な会話ややりとりが行われ、協力的な活動が展開された。</p> <p>3・4年生の垣根がなくなり、児童の表情が断然豊かになり、積極的に発表する姿が見られるようになった。参加者全員が規律を守り、安心して楽しく学ぶことができている。</p> <p>クラス全体に言い争いが少なくなり、自分の気持ちを伝え合って解決する場面が増えてきた。</p> <p>学習意欲の向上や友達との積極的な交流(声かけ、助け合い、協同作業)など、学校生活全般におけるよい影響が学校全体に波及効果として出てきている。</p> <p>本プログラムの授業前と授業後を比較するアンケート調査において、自己評価、自己と他者の価値の承認等、教育効果が表れる結果となった。</p>

取組として該当するものにつけてください(複数回答可)

- (ア) 未然防止のための取組 (イ) 早期発見・早期対応の在り方 (ウ) 教育相談体制の充実
 (エ) 生徒指導体制 (オ) 校内研修 (カ) PDCA サイクル (キ) 児童生徒主体の取組
 (ク) ネットいじめ対策 (ケ) 保護者・地域社会の取組強化 (コ) その他()

鳴門教育大学と連携した予防教育の取組内容について

予防教育科学センターが開発した児童・生徒の健康ならびに適応上の問題を予防する教育プログラム

ベース総合教育・・・心身の健康と社会や学校での適応を総合的に守る。

オプション教育・・・いじめや不登校、生活習慣病やうつ病など特定の問題を予防する。

ベース教育は、次の4つの教育の柱からなる。

自己信頼心（自信）の育成

向社会性の育成

感情の理解と対処の育成

ソーシャルスキルの育成

これら4つの教育が、小学校3年生～中学校1年生の5年間、各学年で8時間ずつ実施すると全160時間分のプログラムとなる。K小学校では、3・4年生を対象に合同授業として「自己信頼心の育成」を選択し、授業実践する。授業計画（全8時間）は次のとおり。

第1時 正の出来事を想起し、正感情を高めることができる。

第2時 自己の特徴について認識することができる。

第3時 自己の長所を探することができる。

第4時 他者の長所を探し、他者の価値を肯定することができる。

第5時 気づいた他者の価値について、実際に相手に伝えることができる。

第6時 自己の価値を受容することができる。

第7時 自己と他者の心理的欲求を満たすことの重要性を理解することができる。

自己の心理的欲求を抽出し、その心理的欲求を満たすことの是非を考えることができる。

第8時 まとめ

<実際の授業の進め方>

1. 授業時の注意（グループ活動方法含む）

授業の注意事項とともにグループ活動を円滑に進めることを中心とした説明をアニメ映像で視聴。

2. 授業の目的

授業でめざす大きな目標と各時間にその時間の授業目標を簡潔に掲示。

3. 導入アニメ・ストーリー

授業目標に関連して、子どもたちを引きつけ授業活動に誘う特徴と役割を持つ。パワーポイントを利用し、アニメ映像、セリフ音声、音楽、効果音で作成されている。

4. 活動助走

個人活動、小グループ活動、クラス全体活動等多様な活動を展開。（例えばロールプレイのためのシナリオづくりや練習など活動クライマックスの準備となる。）

5. 活動クライマックス

主に小グループ活動を基盤にしたクラス全体活動が中心となる。（身体的動き、集団間の競争、子ども同士の評価、ゲーム性の付与等を取り入れた活動）

6. シェアリング

授業を受けた感想を発表し、子どもたちの印象や感想をクラス全体で共有するとともに、授業に対する自分の印象を強め、また別の観点の印象に気づく。

7. 終結アニメ・ストーリー

授業目標を達成した後に、導入ストーリーで展開した話を終結させる。次時への興味を持たせることもある。

8. 授業プロセスの確認

授業で学んだポイントを強調し、取り組んだ一連の授業の流れを子どもたちに意識づける。

9. 授業で学んだことの意義

授業者がこの授業で学んだことの意義をBGMに乗せて子どもたちに伝える。

いじめの問題に対する取組事例

都道府県・指定都市名	鹿児島県	学校名	薩摩川内市立隈之城小学校
学校情報等	・設置者の別 (国立 <u>公立</u> ・ 私立) ・児童生徒数 (726人) ・学級数 (26学級) ・教職員数 (37人)		

取組の概要	<p>学校教育目標 : 自分や友達のよさを自覚し、伝え、発信していくいつも笑顔でキラキラ輝く子 校内研修テーマへの位置付け (平成 26・27 年度県指定研究校「いじめ対策プロジェクト」) 「隈之城小学校いじめ対策防止方針」に基づく学校・家庭・地域一体となったいじめ対策プロジェクト</p> <p>1 開発的生徒指導 (成長を促す生徒指導) としての取組</p> <p>(1) 校内における子供一人一人の「よさ」(自己有用感・自己存在感の醸成)に着目した友達のよさを知らせる「キラリポスト」の設置、毎月実施のキラリ集会における「キラリカード」の受賞</p> <p>(2) 家庭や地域 (コミュニティセンター) におけるキラリ紹介カードの提示とポストの常設</p> <p>(3) いじめ撲滅大使「キラリーズ」の結成 (子供同士の自浄作用、声掛け運動の一環としての取組)</p> <p>2 予防的生徒指導としての取組</p> <p>(1) 毎月、「いじめのない学校づくりの日」の設定と、「いじめに関するアンケート」の実施 (1件でも多く発見する取組として、「学校は楽しい?」「いじめの態様?」等を毎月調査・分析)</p> <p>(2) 毎月のアンケートを基に担任による教育相談の実施、相談を基にした学年・生徒指導部会・学校全体によるプロジェクト会議 S・A(ケース会議)の実施 (主に S は学年部対応、A は全学年対応) (決して担任等が一人で抱え込まず、1件でも多く全職員で解決する対応)</p> <p>3 治療的生徒指導 (課題解決的な生徒指導) としての取組</p> <p>(1) より深刻な生徒指導の問題を「隈小生徒指導対応ファイル」(記録カード)として作成し、毎月、職員会議の「気になる児童、事項について」の議題の中で、全職員で共通理解した上で対応する</p> <p>(2) 予防的生徒指導では対応できない深刻ないじめ問題に対しては、関係機関等や専門的なカウンセラーを加えたプロジェクト会議 V と、重大ないじめ問題に対応するために、市教委と連動し、幅広い分野から外部専門委員を要請し、組織するプロジェクト会議 X を設置 (「隈小いじめ防止基本方針」に規程)</p>
	効果・成果

取組として該当するものに をつけてください (複数回答可)

- (ア) 未然防止のための取組 (イ) 早期発見・早期対応の在り方 (ウ) 教育相談体制の充実
 (エ) 生徒指導体制 (オ) 校内研修 (カ) PDCA サイクル (キ) 児童生徒主体の取組
 (ク) ネットいじめ対策 (ケ) 保護者・地域社会の取組強化 (コ) その他 ()

「キラリ集会」企画書

平成26年5月19日
隈之城小学校生徒指導部

- 1 目的
子どもたち一人一人の笑顔をモットーとし、それぞれの「よさ」を自覚し、伝え、発信していく全校での絶好の機会として実施する集会とする。
- 2 担当 主担当：生徒指導主任 (主に企画・進行、キラリ褒賞)
 - └ 教務主任 (主に表彰関係)
 - └ 音楽主任 (主に全校合唱)
 - └ 児童会担当 (主に児童会、委員会活動の褒賞)
 - └ スポーツ少年団担当 (主にスポ少関係褒賞)
 ----- 関係児童 (いじめ撲滅大使等)
- 3 主な日程 (貴重な10分間を有効に活用)
 ※ 体育館集合 8:35 厳守
 ① 全校合唱 (集合途中でも 8:35 スタート) 8:35～8:38 (3分)
 ② 表彰関係 8:38～8:41 (3分)
 ③ 褒賞関係 8:41～8:45 (4分)
 ※ 教室へ 8:45 厳守
- 4 主な内容等
 ① 全校で笑顔で月の歌の合唱
 ② 個々のがんばりを表彰するとともに、キラリと輝くよさ (個人、学年・学級、委員会など) や、スポ少等での頑張りを褒賞
 ※ 軌道にのったら、子どもたちの進行 (いじめ撲滅大使) で進める方法等も検討していく。

平成26年5月26日(月) キラリ集会企画書

- ① 8:35 全校合唱「5月の歌：歌えバンバン」
- ② 8:38 フィールドワーク、実習生紹介
- ③ 8:41 キラリ集会説明
(キラリカード、いじめ撲滅大使募集等)
- ④ 8:44 褒賞 テニススポ少

平成26年6月30日(月) キラリ集会企画書

- ① 8:35 全校合唱「6月の歌：歌えバンバン」
 ※ 時間どおり 8:35 から歌い出す
- ② 8:38 今月のキラリ賞 (表彰含む)

※ 受賞テーマ曲「栄光の架橋」オーケストラバージョンをバックに、学年/組/氏名を紹介する。
 時間があれば、そのうち1～2つは内容を紹介します。
 今月のキラリ賞一覧を校長室前に掲示するの
 で見るように説明。なお、キラリカードの裏面
 は自分で名前や何枚目の受賞を記録して保管し
 ておくように指示する。(1年間で何枚たまる
 のか?)

※ 受賞者は集会後、ステージ前に集合 (キラリ賞の授与：校長から)

- ③ 8:43 キラリーズ紹介
 ※ 「平成26年度隈小キラリーズ81全員ステージへ」のかけ声で団員は駆け足でステージ。
 代表が、「隈小からいじめをなくし、727人みんなの笑顔がキラリと輝く学校にするために、キラリーズ81はみんなでがんばります」のメッセージに全員が「オー！」拍手！

新企画！感動のキラリ集会

6月から始まったキラリ集会。子どもたちの「よさ」を認め、伝え合い、「いじめ撲滅」をめざすための新企画です。

6月30日(月)の第1回キラリ集会では、なんと150人のキラリ賞が登場しました。バックグラウンドミュージックにゆずの「栄光の架橋」を聴きながら、いくつかのキラリ賞の事例が紹介されました。

保護者からのキラリカードで「1年生のお世話を進んでしてくれる」6年の■■■■さん
 ・友達からのキラリカードで「学校で飼っているカニにえさを持ってきてくれたり、しっかり話をしてくれたりしてくれる」8年の■■■■さん
 ・先生からのキラリカードで「トイレのスリッパをいつもきれいに並べてくれる」2年の■■■■さん
 など、150もの「よさ」が発表されました！



キラリ賞は名刺型の認定証です。すでに数枚を手にした子どももいますが、本年度内に全校児童727人すべてが、にっこり笑顔でキラリ賞認定証を手にして持ち歩く姿をめざしています。

7月18日(金)の終業式前にも第2回のキラリ集会が実施される予定です。今回は40通を超えるキラリカードがポストに投函されました。

前回と併せて、2か月足らずで、550人の「よさ」が隈小で輝くこととなります。ぜひ、保護者や地域の皆様も子どもたちの「よさ」をキラリカードに御記入の上、お知らせください。

ポストは地区コミと校長室前の2箇所に設置してあります。

隈小いじめ撲滅大使 自主立候補者65人 ”隈小キラリーズ65”誕生

5月26日の第1回キラリ集会で、全校児童を対象に募集した「隈小いじめ撲滅大使」通称「キラリーズ」に、この1か月足らずで1年生から6年生まで総勢65人が自主立候補しました。(当初、AKB48にあやかって「キリーズ48」と考えていたのですが、ありがたいことに立候補者が65人となり「キリーズ65」となりましたが、まだ増えるかもしれません。)

その立候補希望の理由に、次のようなメッセージが添えられていました。(一部抜粋)

- ・みんなの心を明るくしていくのが-になりたい!
- ・キラリと輝く笑顔いっぱいのできる隈小にするため!
- ・まず自分が勇気をもっていじめられてる人を助けたい!
- ・日本一いじめのない「やさしい学校」にするため!

子どもたち一人一人が、いじめの問題を「何とかしよう」と心から感じていることに改めて気づかされました。

中には、「自分もいじめられたとき寂しかった。でも、逆にいじめてるときは、なかなか悪いことに気づけなかった。」と、これまでの経験をメンバーとして活かしていきたいと考えている頼もしい子どももいます。

日曜参観日のときにもお話しましたとおり、現在の隈小は「いじめ0」ではありません。持ち物隠しや陰口、周りではやし立てる、見て見ぬふりなど、残念ながら数々の問題が存在しています。まずは、その一つ一つを1件でも多く発見し解決していくことです。更には「キラリーズ65」を中心とした自主的ないじめ撲滅活動で「隈小全体を明るくやさしさあふれる学校」にしていきたいと思えます。もちろん、隈小の職員一同も全職員体制でキラリーズですので、何かありましたらどんなことでも遠慮なく御相談ください。

なお、先月号で紹介しました「キラリポスト」が隈之城地区コミュニティにも常設されました。保護者、地域の皆様!子どもたちの「よさ」はもちろん、学校や教職員の「よさ」をどんどんキラリカードに記入してポストに投函ください。それらはすべて、キラリ集会で紹介、称賛して参ります。

それが、我がふるさと「隈之城地域のより一層の「よさ」として輝いていく」と信じて・・・。



新企画!感動のキラリ集会

6月から始まったキラリ集会。子どもたちの「よさ」を認め、伝え合い、「いじめ撲滅」をめざすための新企画です。

6月30日(月)の第1回キラリ集会では、なんと150人のキラリ賞が登場しました。バックグラウンドミュージックにゆずの「栄光の架橋」を聴きながら、いくつかのキラリ賞の事例が紹介されました。

- ・保護者からのキラリカードで「1年生のお世話を進んでしてくれる」6年の[]さん
- ・友達からのキラリカードで「学校で飼っているカニにえさを持ってきてくれたり、しっかり世話をしてくれたりしてくれる」3年の[]さん
- ・先生からのキラリカードで「トイレのスリッパをいつもきれいに並べてくれる」2年の[]さんなど、150もの「よさ」が発表されました!



キラリ賞は名刺型の認定証です。すでに数枚を手にした子どももいますが、本年度内に全校児童727人すべてが、にっこり笑顔でキラリ賞認定証を束にして持ち歩く姿をめざしています。

7月18日(金)の終業式前にも第2回のキラリ集会が実施される予定です。今回は400通を超えるキラリカードがポストに投函されました。

前回と併せて、2か月足らずで、550人の「よさ」が隈小で輝くこととなります。

ぜひ、保護者や地域の皆様も子どもたちの「よさ」をキラリカードに御記入の上、お知らせください。

ポストは地区コミと校長室前の2箇所に設置してあります。

隈小の子どもたちの「よさ」(いいところ)をどんどん教えてください。子どもたち一人一人にもっとも自信を付けさせたいのです。「隈之城に〇〇あり」「私は役に立っているんだ」「地域の方々も見てくれるんだ!」などといった温かい思いを子どもたち一人一人に持たせるべく、**地区コミュニティセンターの地区コミ協議会前に設置してありますキラリカード・キラリポストを御活用ください。**

いじめの問題に対する取組事例

都道府県・指定都市名	浜松市	学校名	浜松市立有玉小学校
学校情報等	・設置者の別 (国立 ・ 公立 ・ 私立) ・児童生徒数 (609 人) ・学級数 (19 学級) ・教職員数 (33 人)		

取組の概要	<p>教科指導中での人間関係づくり</p> <p>全教科・領域において、友達との学び合いによる学力の向上に取り組んでいる。授業では、子ども同士がお互いの考えを「聴き合い」、友達と共によりよい考えをつくり上げる活動を大切にしている。</p> <p>縦割りグループを通しての人間関係づくり</p> <p>1～6年生で構成する「なかよし班」という縦割りグループが、様々な活動を通して、異学年間の人間関係づくりをしている。毎日行われる「なかよし清掃」では、上級生を中心に互いに協力し合って清掃を行っている。「なかよし遊び」では、上級生を中心に下級生も楽しむことができる遊びを考え、全員で楽しく遊ぶ場を設けている。</p> <p>また、1年生を迎える会で6年生を中心に上級生が新1年生を温かく迎えたり、6年生を送る会で卒業生に下級生がこれまでに感謝したりする活動も行っている。</p> <p>お互いのよさを認め合える場の設定による人間関係づくり</p> <p>自分や友達のよさを認め合うために、帰りの会でがんばっている人を紹介したり、教室掲示の中に友達のよい行いを紹介するコーナーを設けたりする場づくりを、全校で取り組んでいる。</p> <p>人間関係づくりに向けての職員研修</p> <p>「子どもの発達科学研究所」和久田学先生の協力を得て、「いじめ予防プロジェクト」を行った。「学校安全調査」をもとに、有玉小の子どもたちの傾向について和久田学先生から考察をしていただき、今後の対策について職員研修を行った。</p> <p>「やさしい子部（生徒指導委員会）」を毎月一回程度、定期的に行い、職員間で情報を共有したり対応の仕方を共通理解したりしている。</p>
効果・成果	<p>教科指導中での人間関係づくり</p> <p>互いを大切にしたい人間関係を土台とし、共感的に友達と関わることで成就感や達成感、満足感を味わわせている。授業を通して子どもたちが、よりよい人間関係を築き、自己肯定感や自己有用感をもって生活できるようになりつつある。</p> <p>縦割りグループを通しての人間関係づくり</p> <p>低学年の子どもたちは、一生懸命に掃除をして、高学年に認めてもらおうとがんばっている。また、遊びの企画が成功し、下級生から「今日はすごく楽しかったよ。」という言葉ももらったりして、「いっぱい教えてあげるね。」と満足げな表情の高学年が見られる。6年生を送る会では、「卒業おめでとう。今までありがとう。」との言葉が聞かれる。異学年の子どものかかわりを大切にすることで、より絆を深め、自然と思いやりの気持ちを育むことができています。</p> <p>お互いのよさを認め合える場の設定による人間関係づくり</p> <p>子どもたちは、友達のよさ、優しさを見つけ、みんなに紹介しようと心がけた。認められた子どもからも、友達のよさを見つける目が養われると共に、認められることの喜びを通して、自己肯定感や自己有用感の高揚につながった。</p> <p>人間関係づくりに向けての職員研修</p> <p>職員研修を通して子どもの実態を共通理解することで、いじめを未然に防止することができている。</p>

※ 取組として該当するものに○をつけてください（複数回答可）。		
(ア) 未然防止のための取組	(イ) 早期発見・早期対応の在り方	(ウ) 教育相談体制の充実
(エ) 生徒指導体制	(オ) 校内研修	(キ) 児童生徒主体の取組
(ク) ネットいじめ対策	(ケ) 保護者・地域社会の取組強化	(コ) その他 ()

いじめの問題に対する取組事例資料
(1) 教科指導の中での人間関係づくり

浜松市立有玉小学校



お互いの考えを聴き合う様子



縦割りグループを通しての人間関係づくり



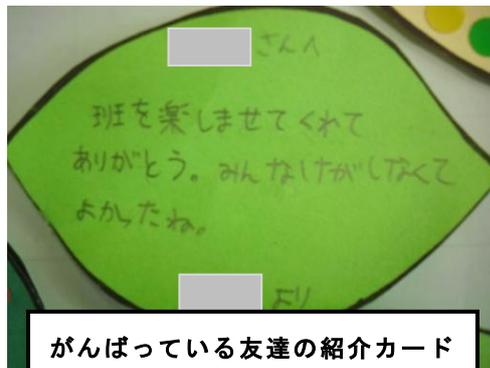
なかよし班で活動する様子



お互いのよさを認め合える場の設定による人間関係づくり

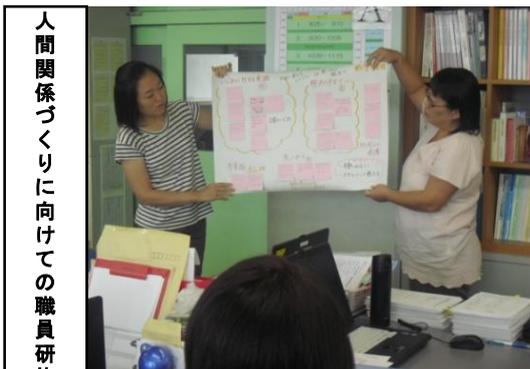


がんばっている友達の紹介



がんばっている友達の紹介カード

人間関係づくりに向けての職員研修



人間関係づくりに向けての職員研修の様子

いじめの問題に対する取組事例

都道府県・指定都市名	名古屋市	学校名	名古屋市立堀田小学校
学校情報等	・設置者の別 (国立 ・ <u>公立</u> ・ 私立) ・児童生徒数 (240 人) ・学級数 (11 学級) ・教職員数 (26 人)		

取組の概要	<p>【オリジナルキャラクター「ほりったくん」を活用した明るい学校づくり】</p> <p>「あいさつ運動」の活性化、仲間づくりの推進、開校80周年の気運を高める等をねらいとして、オリジナルキャラクターづくりを行った。着ぐるみを制作し、様々な教育活動に活用しながら、子どもが自然と笑顔になる明るい学校づくりに努め、いじめ未然防止につなげた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 児童会が中心となったオリジナルキャラクターづくり 全校児童から素案を募集し、その中から児童会が、「笑顔であいさつしたくなる」「みんなが仲よくなれる」などの観点をもとに候補を絞り、児童の投票によって、モグラをモチーフにした「ほりったくん」を選出した。キャラクターのプロフィール等は、児童会が中心となって考えていった。 「ほりったくん」を活用した「あいさつ運動」の活性化 長年、本校の伝統として児童会が行っている「あいさつ運動」に「ほりったくん」を参加させ、登校してくる児童が、笑顔で大きな声で挨拶ができるように働き掛けた。また、学校の外にも挨拶運動に出掛けたり、地域の方にも参加していただいたりしながら、地域にも運動を広げていった。 「ほりったくん」を活用した仲間づくり 「みんなと遊ぶことが好き」という「ほりったくん」の性格を生かして、児童集会において仲間づくりにつながるゲームを行い、異学年での交流を深めた。 互いのよさを認める「ほりったくん」シール活動 「ほりったくん」のシールを制作して児童に配布し、友達のよい行いを見つけたり、感謝の気持ちを表したりするとき等に、シールをプレゼントし合う活動を行った。
効果・成果	<ol style="list-style-type: none"> オリジナルキャラクターの募集に対して、ほとんどの児童が素案を考え、応募をする等、全校児童の大きな関心を集めることができた。そうして制作されたキャラクターであるため、「ほりったくん」に対して親しみをもち、「堀田小学校のじまん」として愛着を感じる児童が多くなった。 マンネリ化し、やや意識の低下が見られた「あいさつ運動」が、活気を取り戻すようになった。「ほりったくん」が門に立つと、登校する児童は自然と笑顔になり、明るい声で挨拶を行っている。「ほりったくん」とのふれあいをヒントに「ハイタッチあいさつ」「名付けあいさつ」などの活動も行われ、一層の活性化が図られている。 児童集会に「ほりったくん」が登場することによって、「ほりったくんのように、友達と仲よく遊ぼう」という気運が醸成され、ゲームを通じた仲間づくりがスムーズに展開されるようになった。 低学年児童はシールをもらうことに喜びを感じていることも多いが、高学年児童は、その際に添えられる言葉の内容によって、自分が認められていると感じ、自己肯定感につながっている児童が多く見られた。

取組として該当するものに をつけてください(複数回答可)。

- (ア) 未然防止のための取組 (イ) 早期発見・早期対応の在り方 (ウ) 教育相談体制の充実
 (エ) 生徒指導体制 (オ) 校内研修 (カ) PDCA サイクル (キ) 児童生徒主体の取組
 (ク) ネットいじめ対策 (ケ) 保護者・地域社会の取組強化 (コ) その他()

オリジナルキャラクター「ほりったくん」を活用した明るい学校づくり

名古屋市立堀田小学校

「ほりったくん」について

「あいさつ運動」の活性化、仲間づくりの推進、開校80周年の気運を高める等をねらいとして、児童のアイデアをもとに、児童が中心となってオリジナルキャラクターを制作した。様々な教育活動に活用しながら、子どもが自然と笑顔になる学校づくりに努め、いじめ未然防止につなげている。



【「ほりったくん」】

仲間づくりへの活用

「みんなと遊ぶことが好き」という「ほりったくん」の性格を生かして、児童集会において仲間づくりにつながるゲームを行い、異学年での交流を深めている。

「一人でいる友達を見たら…」というように、具体的な場面を取り上げて、「ほりったくん」が仲間



【仲間づくりのコツの紹介の様子】



【児童とゲームを楽しむ様子】

づくりのコツを紹介しながら、「集合ゲーム」等を行った。

友達と仲よく遊ぼうという雰囲気醸成され、ゲームを通じた仲間づくりがスムーズに進行した。

「あいさつ運動」の活性化

児童会が中心となって取り組んでいる「あいさつ運動」に「ほりったくん」が参加している。「ほりったくん」が門に立つと、登校する児童は自然と笑顔になり、元気よく挨拶をする姿が、以前より多く見られるようになった。

「ほりったくん」を活用した「あいさつ運動」は地域も巻き込み、



【「ほりったくん」と挨拶する様子】

地域の方と一緒に挨拶をしたり、地域の保育園に出掛けて挨拶をするなど、その輪を広げ

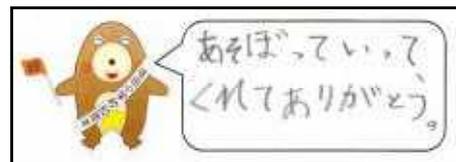


【地域の方と一緒に
「あいさつ」運動】

ている。

互いのよさを認める活動

「ほりったくん」のシールを制作して児童に配布し、友達のよい行いを認めたり、親切に対して感謝の気持ちを表したりするときに、シールをプレゼントし合う活動を行っている。シールに添えられメッセージによって、自分が認められていると感じ、



【シールに書かれたメッセージ】

児童の自己肯定感につながっている。

《公益社団法人 日本医師会の取組》

いじめに関連してメンタルヘルス、いのちの大切さに関する
学校保健の取り組み事例

1. 福岡県医師会における事業について

① 県立高校における健康教育推進事業（性と心の健康相談）

昭和50年代後半あたりから校内暴力や登校拒否、青少年の性非行等が増え、高校生の荒廃した心が問題となり、学校現場における精神的なケアが必要となった。このため県医師会と県教育委員会が協力して、専門的な立場から指導と助言を行うこととなり、昭和60年度から、産婦人科と精神科の専門医が協力医として、県立高校に出向き、講演や健康相談を行う、健康教育推進事業（性と心の健康相談）を試行的に開始した。

昭和63年度から同事業が本格的に取り組み、平成2年度からは全ての県立高等学校（全日制）を対象に実施している。現在は、ひびき高校（定時制）、博多青松高校（定時制・通信制）、輝翔館中等教育学校（後期課程）を含む県立学校95校を対象に事業を実施している。

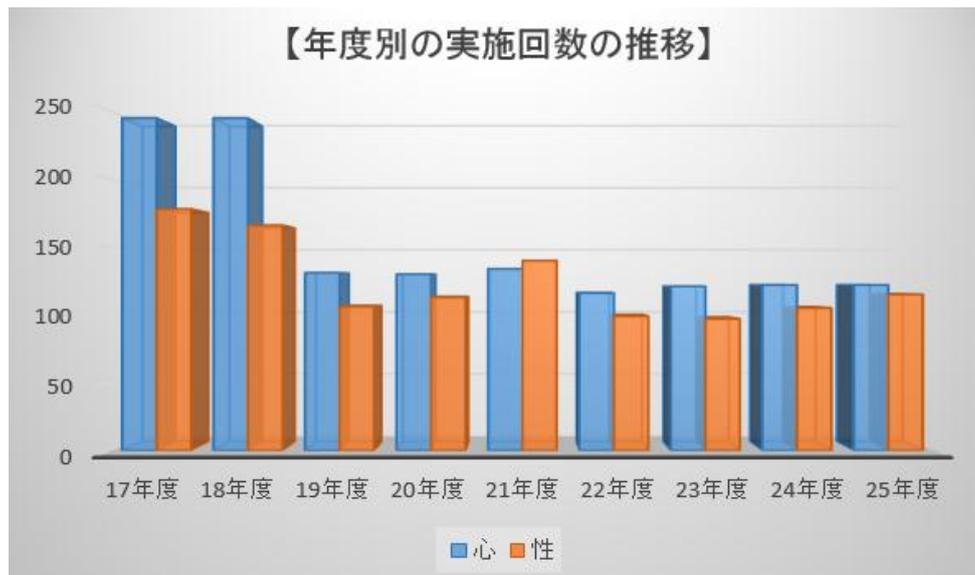
事業	「性と心の健康相談」
背景	昭和50年代後半あたりから校内暴力や登校拒否、青少年の性非行等が増え、高校生の荒廃した心が問題となり、学校現場における精神的なケアが必要となった。
事業開始	昭和60年度から、産婦人科と精神科の専門医が協力医として、県立高校に出向き、講演や健康相談を行う、健康教育推進事業（性と心の健康相談）を試行的に開始。県立高校12校をモデル校として開始。
連携組織	福岡県医師会、日本母性保護産婦人科医会福岡県支部、福岡県精神科病院協会
事業推移	昭和63年度から同事業が本格化。 平成2年度からは全ての県立高等学校（全日制）を対象に実施している。 現在は、ひびき高校（定時制）、博多青松高校（定時制・通信制）、輝翔館中等教育学校（後期課程）を含む県立学校95校を対象に事業を実施している。

【教育内容と相談内容】

対象	教育内容	相談内容
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生き方について ・ 高校生にみられる心のトラブルについて ・ 思春期の心 ・ コミュニケーションのとりかた ・ 他人と協調すること ・ 生活リズムを作ることについて ・ 学生のメンタルヘルス対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 友人、クラス、親、教師との人間関係、ストレス ・ 進路相談、悩み、・ 成績の不安、自信喪失 ・ 精神的不安定、睡眠リズム乱れ、身体症状 ・ いじめの対応、相談 ・ 登校拒否 ・ 発達障害疑いの事例 ・ 性同一性障害 ・ ひきこもり、心の健康相談 ・ 抑うつ状態
教師	<ul style="list-style-type: none"> ・ うつ病に対して ・ 教職員のメンタルヘルス対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の健康について ・ 発達障害疑いの事例 ・ 自閉症 ・ 適応障害 ・ ひきこもり ・ 生徒への対応 ・ 人間関係 ・ 本人への接し方 ・ クラス運営上の他生徒への指導
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現代の高校生の心理的理解と対応について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの対応、相談 ・ 友人関係、家族関係 ・ 学校生活への適応 ・ 心身の健康について ・ 発達障害疑いの事例 ・ 学業上の悩み ・ 自閉症 ・ 適応障害 ・ ひきこもり ・ 不登校の生徒 ・ 家庭内の在り方 ・ 本人への接し方

【年度別の実施回数】

平成	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
性	178	166	106	113	140	99	97	105	115
心	245	245	131	130	134	116	121	122	122
合計	423	411	237	243	274	215	218	227	237



② 福岡県教育相談ネットワーク会議

いじめや不登校などの児童生徒の心の問題の解決を支援するための、学識経験者、相談関係専門機関、市町村教育委員会連絡協議会、関係各課を構成員とする相談ネットワーク

③ 福岡県スクールカウンセラー活用事業

④ スクールアドバイザー派遣事業

以上

《日本弁護士連合会の取組》

いじめ問題に関するイベント・シンポジウムの例

日本弁護士連合会（日弁連）、弁護士会、弁護士会連合会では、子どもの権利保障を確立するために、子どもの権利委員会などを設置しています。子どもの権利委員会では、少年の裁判員裁判における調査・研究・提言、少年事件に対する付添人活動の拡充・強化、いじめ・体罰・校則・懲戒処分などにおける子どもの人権問題、家庭での児童虐待や福祉施設における子どもの人権問題に関する調査・研究・提言、子どもの権利条約の国内実施に関する問題、少年院・児童自立支援施設内での人権侵害に関する再発防止、少年法改正問題など、さまざまな課題に取り組んでいます。

また、日弁連では、1991年以來、5月5日の子どもの日を中心として、子どもの日記念無料法律相談や、子どもの人権保障に関する行事の実施を行うよう全国の弁護士会に呼びかけてイベントを行っております。

いじめ問題に関するイベントは全国各地で行われていますが、以下に一例として御紹介します。

2013年度

長野県弁護士会

いじめ・体罰・セクハラ等から子どもをどう守るか - CAPの実演を通じて子どもの権利を考える -

第1部 CAPワークショップ

第2部 意見交換：パネリスト 清水進氏（塩尻市教育委員会子ども教育部家庭支援室室長）、伊藤直明氏（児童擁護施設風越寮副寮長）

京都弁護士会

（仮称）いじめ体罰へのメッセージ～大阪市第三者委員会提言にこめられたもの～
横山巖弁護士（大阪弁護士会）ほか

広島弁護士会

子どもの日記念イベント2013子ども達に寄り添う～いじめを知る～
高校生と弁護士による劇
川村百合弁護士（東京弁護士会所属）講演

福島県弁護士会

「いじめ問題」に関する市民向け学習会（第一部）

第1部では、子どもの重大な人権問題であるいじめについて市民に問題点を知ってもらい、間もなく開設予定の当会「子ども相談窓口」の広報を行う。

第2部（参加対象弁護士のみ）いじめ問題解決に必要な専門的知識・経験を学んでもらうことを目的とする学習会（研修会）

2014 年年度

長野県弁護士会

子どもをとりまくインターネットの問題（仮称）

前半：総務省「e-ネットキャラバン」を利用し、派遣講師の方（未定）に講義をしていただく（90分）

後半：長野県内において、上記テーマに関連するワークショップを開催するなど、同テーマに献身的に取り組まれている精神保健福祉士伊藤かおる氏をゲストとして招き、講演又はパネルディスカッションを行う（90分）

愛知県弁護士会

子どもの日記念行事子どものいじめは大人の問題!?パート2～解決のヒントは子どもの視点～

- ・落合恵子氏講演
- ・愛知県弁護士会会員によるいじめ問題に関する活動報告
- ・パネルディスカッション

日本弁護士連合会（別添チラシ参照）

生かそう！いじめ防止対策推進法～真のいじめ防止対策をめざして～【参加対象：一般】

基調講演「いじめの原因とその対処法～学校の問題から社会の問題へ」

桜井智恵子氏（大阪大谷大学教育学部教授）

解説「いじめ防止対策推進法の意義と問題点」

報告「弁護士いじめ予防授業と全校型いじめ対策の在り方」

報告「いじめ克服へ向けた、子どもたちの取り組みの例」

パネルディスカッション「法の施行を受けて、弁護士会・弁護士の果たすべき役割とは？」

【講師養成研修】 広げよう！弁護士による「いじめ予防授業」【参加対象：弁護士】

(1) 解説「弁護士によるいじめ予防授業の目的とその内容」

- ・何を授業に盛り込むべきか
- ・授業を行う際の留意点

(2) いじめ予防授業のDVD視聴

(3) 解説「いじめ予防授業を行うに当たっての留意点」

- ・学校との事前打合せの方法と確認すべき内容
- ・担当講師間での授業案検討会の持ち方と工夫
- ・授業を広めるための弁護士会の体制や工夫など

(4) 元教員からの助言

以上

【参加対象：一般】

◆日本弁護士連合会主催・シンポジウムの御案内◆

JABA 日本弁護士連合会

生かそう！いじめ防止対策推進法 ～真のいじめ防止対策をめざして～

大津市の中学生いじめ自殺事件をきっかけに、いじめ問題への対処の体制整備を法律によって促すべきとの機運が高まり、2013年6月21日、「いじめ防止対策推進法」が制定されました。

同法律は9月末に施行されましたが、法律に基づく取組が全国各地で開始されたこの時期に、この法律をどう生かし、育てていくかを考え、真のいじめ防止対策はいかにあるべきか、また、法の施行を受けて、弁護士・弁護士会はいじめ対策にどのように取り組むべきか、多角的に検討する場をもつことといたしました。

奮って御参加ください。

日時：2013年11月9日（土） 13時～16時30分（開場12時30分）

場所：弁護士会館2階講堂「クレオA」（千代田区霞が関1-1-3）
地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線 「霞ヶ関駅」B1-b出口直結

内容（予定）：

- 基調講演「いじめの原因とその対処法～学校の問題から社会の問題へ」
桜井智恵子氏（大阪大谷大学教育学部教授）
- 解説「いじめ防止対策推進法の意義と問題点」
- 報告「弁護士いじめ予防授業と全校型いじめ対策の在り方」
- 報告「いじめ克服へ向けた、子どもたちの取り組みの例」
- パネルディスカッション

「法の施行を受けて、弁護士会・弁護士の果たすべき役割とは？」

桜井智恵子氏（大阪大谷大学教育学部教授）

宮下聡氏（元東京都公立中学校教諭）

渡部吉泰弁護士（大津市いじめに関する第三者調査委員会副委員長）
ほか



問合せ先：日本弁護士連合会 人権第一課
TEL：03-3580-9504 FAX：03-3580-2896



参加無料・事前申込不要！

【参加対象：弁護士】

◆日本弁護士連合会主催・講師養成研修の御案内◆

【講師養成研修】 広げよう！ 弁護士による「いじめ予防授業」

いま、全国の弁護士会で、会員を学校に派遣していじめ予防授業を始めようとの動きが急速に広まっています。

2013年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、国の基本方針に「道徳教育や人権教育の充実」が盛り込まれたことから、学校での道徳教育の一環としても「弁護士によるいじめ予防授業」の需要は増えると予想されます。もっとも、授業の質の高さを確保するには、授業内容の十分な検討と事前準備が欠かせません。そこで、実際に「いじめ予防授業」に取り組むにあたり、事前に学校や講師間でどのような準備が必要となるか、授業ではどのような点に注意すべきか等について、具体的な授業風景を紹介し、この授業の活用経験のある元教員の助言も得ながら、講師養成のための実践的な研修を行います。

日時：2013年12月10日（火） 17時～19時30分

場所：弁護士会館2階講堂「クレオA」（千代田区霞が関1-1-3）
地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線 「霞ヶ関駅」B1-b出口直結

講師・助言者：

- 子どもの権利委員会幹事 平尾 潔会員（第二東京）
- 子どもの権利委員会幹事 橋詰 穰会員（東京）
- 元東京都公立中学校教諭 宮下 聡氏

内容（予定）：

- (1) 解説「弁護士によるいじめ予防授業の目的とその内容」
 - ・何を授業に盛り込むべきか
 - ・授業を行う際の留意点
- (2) いじめ予防授業のDVD視聴
- (3) 解説「いじめ予防授業を行うに当たっての留意点」
 - ・学校との事前打合せの方法と確認すべき内容
 - ・担当講師間での授業案検討会の持ち方と工夫
 - ・授業を広めるための弁護士会の体制や工夫など
- (4) 元教員からの助言



テレビ会議を実施予定です。
接続希望はご所属会へどうぞ！
（なお、後日この研修のDVDを
弁護士会に送付します。）

問合せ先：日本弁護士連合会 人権第一課
TEL：03-3580-9504 FAX：03-3580-2896

弁護士によるいじめ予防授業（弁護士会の取組状況等のまとめ）

滋賀県大津市でのいじめ自殺事件の報道が社会の注目を集め、2013年6月にはいじめ防止対策推進法が成立し、同10月には国のいじめ防止基本方針も策定されるなど、今「いじめ問題」は社会の大きな関心事となっている。同法では、自治体だけでなく学校ごとにもいじめ防止基本方針の策定が義務づけられ（13条）、各学校の現場でいじめ防止のための具体的な取り組みが求められている。

日本弁護士連合会または各地域の単位会（以下「弁護士会」）では、2008年から東京都内の学校を中心に「弁護士によるいじめ予防授業」（以下「いじめ予防授業」という）に取り組んできた。

2013年から2014年にかけて学校からの授業の申込み数は急増し、東京都国分寺市では市教育委員会との連携の下、市内の全小中学校での実施に至るなどしている。

このように、弁護士会の取り組むいじめ予防授業に対する需要は急速に高まっており、学校を支援するいじめの問題への取り組み事例として文科省が推奨するに相応しい活動と考える。

1 活動の概要

（1）授業の始まり

弁護士がいじめ問題に関わる場面として、いじめが起きた後に児童・生徒や保護者から相談を受けて代理人として学校や相手方と交渉することがある。しかし、弁護士に相談に来る段階ではいじめは相当深刻化していることが多く、その解決は容易でない。そこで、いじめが「起きる前」に何かできないかと考案されたのが「いじめ予防授業」であった。現在は弁護士会の法教育活動として多くの弁護士が取り組み、全国各地に広まっている。なお、同授業の取り組みについては、2013年9月に国のいじめ防止基本方針策定協議会のヒアリングの際にも紹介されている。

（2）弁護士が授業をする意義

いじめ問題については、学校の教員だけでなく、外部講師を活用して多様な視点から生徒の心にアプローチすることが有用である。その中でも法律の専門家である弁護士がいじめの授業をする意義は大きく二つある。一つは、「人権」の視点からいじめについて語るができること、もう一つは、実際にあったいじめ自殺のケース（裁判事例）を紹介できることである。この授業は、決して「いじめはいけない」という規範を押しつけるのではなく、いじめがいじめを受けた子だけでなく周りの子やいじめをした子自身をも傷つけるものであることを丁寧に伝えることを企図している。

（3）授業の対象や事前準備等

授業は、主に小学校高学年から中学生を対象としている。もっとも学校の要望に応じて上記以外の小学校低学年や高校生を対象に実施した例もある。

授業の実施にあたっては、事前に学校に対して、対象校でのいじめに関する現状

を確認するとともに、講師となる弁護士間でも授業案の検討を重ねて臨んでいる。

(4) 授業内容の紹介

弁護士いじめ予防授業の大まかな流れの一例を以下に示す。なお、いじめ予防授業は、学校からの要請や、講師役の弁護士の考え方、各弁護士会での検討などによって、多様な内容となっているのが現状である。

いじめはいじめられる側が悪いのか？

冒頭で「いじめって、いじめられる側が悪い？」と生徒に問いかける。「相手が先にいじめをした場合、いじめられる側が悪い(いじめられても仕方ない)」という子ども社会に根強い感覚に対し、それはいじめ以外の方法では対応できないのか、いじめを正当化できる理由はあるのか、いじめる側の言い訳にすぎないのではないのか、本当に許されるいじめなどあるのか、と考えてもらう。ここでは、いじめられる側は悪くない、という理解を浸透させることを目的としている。

実際に起きたいじめ自殺事件から考える

そして、いじめが時として命をも奪ってしまうことを、過去に起きた実際はいじめ自殺事件(東京都中野富士見中学校の中2男子自殺事件など)を紹介しながら伝える。この事件では、クラスの一人の男子(以下「S君」)を死んだことにしてお別れの色紙を書く「葬式ごっこ」といういじめが行われた。最初はいじめっ子グループにいたS君が、被害生徒の転校を機にいじめの新たなターゲットとなり、「葬式ごっこ」などのいじめを受け、最後は自殺にまで追い込まれてしまう。S君が残した遺書には「俺だってまだ死にたくない。でも、このままじゃ生きジゴクになっちゃうよ。だから君たちももう馬鹿な事をするのはやめてくれ。最後のお願いだ。」という言葉が書かれている。死を選んだS君がどんな気持ちだったのか、悪ふざけがエスカレートする中でS君を自殺に追い込んだものは何かと問いかけ、いじめた人といじめられた人の感じ方の違いをそれぞれの立場になって考える機会を提供する。

心のコップの水

次に、黒板に描いた「コップの絵」で、いじめで自殺に追い込まれる子どもの心の中を表す。些細ないじめなど嫌なことをされるとコップに少しずつ水が溜まり、やがてその水が溢れるように自殺に追い込まれる。その「最後の一滴」は特別な大きないじめではなく、普段何気なく口にしている「ウザイ」「キモイ」などの言葉である。この「最後の一滴」になるとわかっていてもいじめをしようと思うか、と問いかける。他方で、「いじめ」は加害者自身の心をも傷つけることを、赤ちゃんを授かった母親が過去に自分のしたいいじめを赤ちゃんに重ね合わせて後悔したエピソードなどを使って話す。

いじめの四層構造 - ドラえもんの登場人物に例えて

ここまでいじめの深刻さや危うさを話したうえで、今度はどうすればいじめをなくせるかというテーマに移る。いじめの四層構造論(加害者・被害者・観衆・

傍観者)を、わかりやすくドラえものの登場人物に例える。いじめっ子の「ジャイアン」、いじめられっ子の「のび太」、はやし立てる「スネ夫」(聴衆)、見てだけの「しずかちゃん」(傍観者) - 「この中で誰が頑張ればのび太へのいじめはなくなるか?」。まず、いじめをするジャイアン自身も実は辛いことがあってストレスを溜めていることがある。それをいじめという形で吐き出すのではなく、信頼できる人に話しを聴いてもらうなどの方法もあるだろう。また、スネ夫が応援しなければ止まるいじめもある。スネ夫の応援でジャイアンは自分のやっていることが「ウケてる」「周りに受け容れられている」という気持ちになり、いじめがエスカレートすることがある。スネ夫が応援や同調をしないことが大事になる。そして一番のポイントは傍観者の「しずかちゃん」である。まずはジャイアンやスネ夫に「のび太さんをいじめちゃダメ」と言っていじめを「止める」ことができる。もし止める勇気がでなくても、「私はのび太さんの友達よ」とそっとのび太に声を掛けてあげる、つまりのび太の辛い気持ちの受け止め手、支え手になることができる。傍観者が「大丈夫?」「先生と一緒に相談に行こう」と声をかけるだけで、いじめられる子には大きな支えになる。自分は関係ないと思いがちな「傍観者」にこそ、実はいじめの被害を止める大きな力があるのだと気づいてもらうことをねらいとしている。

そして、授業の最後には、弁護士会の子ども専門相談(無料の電話相談)を紹介し、いじめで悩んだときに弁護士に相談できることを説明する。

(5) 授業に対する子ども・教員の反応

いじめ予防授業を受けた子どもや参観した教員・保護者の感想では、授業を通じていじめについて改めて考え、認識を新たにする機会となった様子が窺われる。例えば、子どもからは次のような感想が寄せられている。

「僕はよく人をからかってました。でもお話を聞いてクラスメイトが僕のせいで死んでしまったら絶対に嫌だと思いました。つい変なことを言うことが少しあるけど、もう10分の9はなくなりました。残りの10分の1も早くなくしてみんなと仲良くしたいです。(小学5年)」

「私は以前いじめをしたことがあります。今日本当に恥ずかしくなりました。最初は「いじめられているのはその人が悪いこともある」と思ってたけど、「いじめはよくない」と考えが変わりました。いじめられている人を見たら、励ましたり支えてあげたいです。(小学6年)」

「もしかしたら相手に「いじめられてる…」と思わせてしまったことがあるかもしれないと思いました。これからはその言葉や行動で相手がどう思うのかを考えながら生活していきたいです。(中学1年)」

「私は、いじめをしたこともあるし、いじめられたこともあります。いじめを見ていたこともあって、すべて小学生の時だったのですが、今は自分のしたことやされたことが、とてもひどいことだと感じるようになりました。今日話を聞いて、もっとそう思いました。(中学3年)」

また、参観した保護者や教員からも次のような感想が寄せられている。

「弁護士の方の話が聞けて、子ども達も真剣に聞いている態度が非常に良かった

と思います。本物としての話しはリアルかつ説得力がありました。事例ではあまりに切なく涙が出ました。自宅に戻ってから子どもと再度意見交換しました。(保護者)」

「実際の事件や身近な例をあげて、弁護士という立場から「いじめはどんな場合でも、どんな理由でも許されない」と言ってくださり、説得力があって良かったです。(保護者)」

「若い弁護士の方々に、子ども達が親近感を持って、とても良かったです。真面目に誠意を込めての話が子ども達の心に届いてました。担任が語るのではなく、弁護士という職業の方から直接の授業が新鮮で良かったです。(教員)」

このような感想が授業を実施する度に多く寄せられており、この授業が子どもたちの心に響いていることが見て取れる。

2 活動の広がり と 弁護士会の対応

(1) 東京三弁護士会共催企画での取り組み

東京では、2008年から東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下総称して「東京三会」という)の共催企画で、毎年4月から7月の時期にかけて、希望校を募って実施してきた。実施した学校では概ね好評であり、校長会などを通じて他校にも広がり、初年度(2008年)は2校(講師数11名)から始まった取り組みが、5年後の2013年には12校(講師数60名)に増えた。東京三会共催企画を含めた都内での受講生徒数は延べ1万人を超えている。

また、学校からの実施希望が上記期間(4月～7月)に限らず通年で来るようになったため、共催企画とは別に東京の各弁護士会における法教育活動の一貫として時期を問わず対応している。東京では2014年度、東京三会共催企画とは別に計50校以上での実施が見込まれている。

(2) 日弁連全国付添人経験交流集会での発表

また、この取り組みを東京だけでなく全国的な規模に広げようと、2013年に、各地の弁護士が集まる日弁連付添人経験交流集会の分科会で、東京三会での授業活動を発表した。参加した会員から大きな反響があり、分科会を機に各地の弁護士会で同様の取り組みが始まっている。少なくとも現在10以上の弁護士会でいじめ予防授業が行われ、テレビや新聞などの各メディアにも取り上げられるなど全国的に急速な広まりをみせている。

(3) 日弁連の講師養成講座の開催

このような授業の広まりに伴い、授業の質を確保すべく講師の担い手の養成が急務となった。そこで、2013年12月に全国の弁護士会に向けた講師養成講座を開催し、42の弁護士会(支部含む)から参加があった。また、新規に授業を始める弁護士会からは、東京で実施する授業を講師研修の一貫として見学にくるなど、経験交流も盛んに行われている。

(4) 各地での取り組み状況

東京の各弁護士会では、年々増加する学校からの申込みに対応してきており、23区内と多摩地域を合わせて年間50校を越える学校で授業を実施している。国分寺市では、弁護士会と教育委員会とが提携して、同市内の全小中学校（小学校10校、中学校5校）において、小学5年生と中学1年生の2学年で毎年授業を実施する取り組みを2014年度から始めた。また、東京都教育委員会が作成した「いじめ総合対策（いじめに関する専門化会議報告～いじめ問題への対応について～）」に、未然防止のための取り組みとして「弁護士等を活用した法教育の実施」が掲げられ、「都教委が日弁連等との協力の下、弁護士等の支援を実施」することが盛り込まれた。講師を経験した弁護士は100名に達しようとしている。

奈良県弁護士会では、2013年度より奈良市内の小中学校と中学校で実施しており、2014年度以降は、奈良県下全域の市町村で実施予定である。2013年度は4校（19コマ）で実施、2014年度は9校（39コマ）で実施予定であり、同会の弁護士20名以上が参加している。

千葉県弁護士会では、2013年度より中学校1校（受講生と120人）で実施し、同会の弁護士9名が参加した。今後も継続して実施していく予定である。

福岡県弁護士会では、2013年度より中学校と高校の各1校で実施し、7名の弁護士が参加した。今後も継続して実施していく予定である。

沖縄弁護士会では、2013年度より小学校2校で実施し、約10名の弁護士が参加した。

長野県弁護士会では、県教育委員会と検討を進め、2014年度から授業を開始、これまでに3回のいじめ授業を実践している。

大阪弁護士会では、2012年度より高校生を対象として計8校で授業を実施し、計15名の弁護士が参加している。

広島弁護士会では、2013年度より広島市教育委員会の事業「みんなで語ろう！心の参観日」を活用して小学校と中学校の計5校で授業を実施し、4名の弁護士が参加した。今年度も継続して実施を予定している。

愛知県弁護士会では、2013年度に中学校1校で試験的に実施し、5名の弁護士が参加した。今年度は既に2校（12コマ）を実施し、5校（37コマ）を実施予定である。

兵庫県弁護士会では、2014年度より小学校と中学校の計4校で実施し、15名の弁護士が参加した。今後も継続して実施していく予定である。

この他にも、群馬弁護士会、山梨弁護士会、横浜弁護士会なども、2013年度から2014年度にかけて、教育委員会等と連携をとりながら授業の実施に精力的に取り組む、実施校数は増えている。

3 まとめ

弁護士によるいじめ予防授業は、「いじめの予防」の一環として、正面からいじめを扱う内容となっており、教育現場からのニーズも強い。この活動が短期間で全国的な広がりを見せていること自体がその何よりの証左である。是非とも、全国的に定着させたい活動として、弁護士会も力を入れているところである。

弁護士会の子どもの人権相談窓口一覧

2014年6月現在

弁護士会	〒	住所	窓口有無	窓口名称	相談方法	電話について(詳細)		相談費用	相談実施日時	相談実施方法
東京	1000013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階	ある	子どもの人権110番	電話と面談	専用	電話相談:03-3503-0110 面接受付:03-3581-2205 ※面接相談は予約制です。 電話相談後に、面接相談の予約をして下さい。	無料	電話相談: 平日:13:30~16:30、 17:00~20:00 土曜:13:00~16:00 面接相談: 水曜:13:30~16:30 土曜:13:00~16:00	面接相談は予約制です。電話相談後に面接相談の予約をして下さい。
第一東京	1000013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階	ない							
第二東京	1000013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階	ある	子どもの悩みごと相談	電話と面談	専用	03-3581-1885	無料	毎週火・木・金曜 (祝日を除く) 15:00~17:00	面接は前日17時までに要予約。受付人権課:03-3581-2257。
東京三会 多摩支部	1900014	立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階	ある	弁護士子どもの悩みごと 相談	電話と面談	専用	042-548-0120	無料	電話相談: 毎週水曜:14:00~17:00 面接相談: 電話相談の上随時	初回面接相談は無料
横浜	2310021	横浜市中区日本大通9	ある	子どもの人権相談	電話と面談 ※面談優先	専用	045-211-7700	無料	毎週火曜日13:15~16:15	事前予約の上、45分の面談。 面談枠が空いている時間のみ 電話対応可。
埼玉	3300063	さいたま市浦和区高砂4-7-20	ある	子ども弁護士ホットライン	電話	専用	048-837-8668	無料	毎週木曜日15:00~18:00	専用回線に架電いただき、 担当者の事務所に転送
千葉県	2600013	千葉市中央区中央4-13-12	ある	子どもの専門相談	面談	会代表 電話	043-227-8431	無料	随時(受付は平日10:00~ 11:30、13:00~16:00)	担当弁護士から相談者に連絡 し日程調整の上、担当弁護士 事務所にて相談実施
茨城県	3100062	水戸市大町2-2-75	ある	子どもの権利110番	電話と面談	会代表 電話		無料	面談は 有料の 場合あり。 平日:10:00~12:00、13:00 ~16:00	事務局で受付後、相談対応 可能な弁護士に連絡し、 弁護士から電話をかけ直して 相談
栃木県	3200036	宇都宮市小幡2-7-13	ある	子どもの権利相談	電話と面談	会代表 電話	028-622-2008	無料	毎月第4土曜日 10:00~12:00	
群馬	3710026	前橋市大手町3-6-6	ある	子ども人権110番	電話と面談	専用	027-234-9321	無料	平日:15:00~17:00	法律相談センターが電話で 受け付け、子ども人権110番 の担当弁護士から相談者へ 折り返し電話をする。

※「相談窓口なし」と記載がある弁護士会では、会が設置している法律相談センターで通常の法律相談として、子どもに関する相談を承っています。
「子どもに関する法律相談ができない」という訳ではありませんので、ご利用になりやすい相談窓口を、ぜひご活用下さい。

弁護士会の子どもの人権相談窓口一覧

2014年6月現在

弁護士会	〒	住所	窓口有無	窓口名称	相談方法	電話について(詳細)		相談費用		相談実施日時	相談実施方法
						会代表 電話					
静岡県	4200853	[静岡支部] 静岡市葵区追手町10-80 静岡地方裁判所構内	ある	子どもの権利相談	電話と面談	会代表 電話	054-252-0008	無料	但し面 接初回 のみ	平日9:00~17:00	担当委員(子どもの権利委員 会委員)へ取り次ぎ, 弁護士か ら折り返し連絡
	4300929	[浜松支部] 浜松市中区中央1-9-1 静岡県西部法律会館				支部 代表	053-455-3009				
	4100832	[沼津支部] 沼津市御幸町21-1 静岡地方裁判所沼津支部構内				支部 代表	055-931-1848				
山梨県	4000032	甲府市中央1-8-7	ある	子ども常設相談	電話と面談	会代表 電話	055-235-7202	無料	但し初 回のみ	担当弁護士と応相談	当番の弁護士に架電いた だき, 相談
長野県	3800872	長野市妻科432	ある	子どもの人権相談	電話と面談	会代表 電話	026-232-2104	無料		平日9:00~17:00	担当となった弁護士から連絡 を取り, 電話又は日時を決め て面談の形式で相談を受け る。
新潟県	9518126	新潟市中央区学校町通1-1 新潟地方裁判所構内	ある	子どもの悩みごと相談	電話と面談	電話: 専 用/ 面談申 込: 会代 表電話	電話相談: 0120-66-6310 面談申込: 025-222-5533	無料	電話相 談・面 談初回 相談	電話相談: 毎週月・木(祝日除く) 16:00~19:00 面談受付: 平日 9:00~12:00, 13:00~17:00	面談は弁護士紹介による。電 話は当番の弁護士が転送用 携帯電話を所持して待機す る。
大阪	5300047	大阪市北区西天満1-12-5	ある	子どもの人権110番	電話	専用	06-6364-6251	無料		毎週水曜日15:00~17:00 第2木曜日18:00~20:00	相談担当弁護士が待機(子 どもの権利委員会委員3名)
京都	6040971	京都市中京区富小路通丸太町下ル	ある	子どもの権利110番	電話と面談	専用	075-231-2378	無料		毎週金曜日15:00~17:00 (受付は16:30まで)	
兵庫県	6500044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階	ある	子どもの悩みごと相談	面談	分館代 表電話	078-341-8227	無料		電話/FAX(078-341- 1779)/郵便 で予約 平日9:00~17:00	
奈良	6308237	奈良市中筋町22番地の1	ない								
滋賀	5200051	大津市梅林1-3-3	ある	こどもの悩みごと110番	電話	専用	0120-783-998	無料		毎週水曜日15:00~17:00	
和歌山	6408144	和歌山市四番丁5	ない								
愛知県	4500002	名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海 ビル9階 名古屋法律相談センター内	ある	子どもの人権相談	電話と面談	専用	052-586-7831	無料		毎週土曜日9:45~17:15 (祝日・年末年始除く)	
三重	5140032	津市中央3-23	ある	こども弁護士ダイヤル	電話	専用	059-224-7950(泣く子ゼ ロ)	無料		平日の9:00~12:00, 13:00 ~15:00	当番の弁護士にかけ直してい ただき, 相談

※「相談窓口なし」と記載がある弁護士会では、会が設置している法律相談センターで通常の法律相談として、子どもに関する相談を承っています。「子どもに関する法律相談ができない」という訳ではありませんので、ご利用になりやすい相談窓口を、ぜひご活用下さい。

弁護士会の子どもの人権相談窓口一覧

2014年6月現在

弁護士会	〒	住所	窓口有無	窓口名称	相談方法	電話について(詳細)		相談費用		相談実施日時	相談実施方法
岐阜県	5008811	岐阜市端詰町22	ある	子どもの悩みごと相談	電話	専用	058-265-2850	無料		平日9:00~16:30	当番の弁護士にかけ直していただき、相談
福井	9100004	福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階	ない								
金沢	9200912	金沢市大手町15-15 3階	ある	子どものなやみごと相談	電話と面談	専用	076-221-0831	無料		毎週木曜日12:30~16:30	専用電話に当番の弁護士が待機(弁護士会に設置)
富山県	9300076	富山市長柄町3-4-1	ない								
広島	7300012	広島市中区上八丁堀2-66	ある	子どもの悩みごと電話相談	電話	専用	090-5262-0874	無料		平日16:00~19:00	
山口県	7530045	山口市黄金町2-15	ない								
岡山	7000807	岡山市南方1-8-29	ある	子どもの味方弁護士相談	電話と面談		086-223-4401	無料		平日9:00~17:00	弁護士会事務局で受付をし、あとで弁護士から折り返す。
鳥取県	6800011	鳥取市東町2-221	ない								
島根県	6900886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル7階	ある	子どもの権利相談	面談			無料	初回のみ	申し込みがある都度	弁護士会事務局で受け付けをし、子どもの権利委員会委員へつなぐ。
福岡県	8100043	福岡市中央区城内1-1 裁判所合同庁舎構内	ある	子どもの人権110番	電話	専用	092-752-1331	無料		毎週土曜日12:30~15:30	専用の電話番号に、相談担当弁護士が待機
佐賀県	8400833	佐賀市中の小路7-19 佐賀県弁護士会館	ない								
長崎県	8500875	長崎市栄町1-25 長崎MSEビル4階	ある	子ども担当弁護士制度 (コタン弁護士制度)	面談	会代表 電話	095-824-3903	無料		随時・弁護士会事務局で 法律相談申込を受付。	コタン弁護士が相談申込者に 直接電話して、相談日を調整 後、法律事務所面で面談を実施
大分県	8700047	大分市中島西1-3-14	ない								
熊本県	8600078	熊本市京町1-13-11	ある	子どもの人権相談	電話と面談	会代表 電話	096-325-0913	無料		第3土曜日 14:00~16:00	時間内であれば、面接も予約 不要
鹿児島県	8920815	鹿児島市易居町2-3	ない								

※「相談窓口なし」と記載がある弁護士会では、会が設置している法律相談センターで通常の法律相談として、子どもに関する相談を承っています。
「子どもに関する法律相談ができない」という訳ではありませんので、ご利用になりやすい相談窓口を、ぜひご活用下さい。

弁護士会の子どもの人権相談窓口一覧

2014年6月現在

弁護士会	〒	住所	窓口有無	窓口名称	相談方法	電話について(詳細)		相談費用	相談実施日時	相談実施方法
宮崎県	8800803	宮崎市旭1-8-28	ある	子どもの権利ホットライン	電話	専用	0985-23-6112	無料	平成26年12月末までの 毎月第1, 第3月曜日 16:00~17:30	弁護士が待機し, 電話での相談に応じる。
沖縄	9000014	那覇市松尾2-2-26-6	ある	子どもの悩み事110番	電話	専用	098-866-6725	無料	毎週月曜日16:00~19:00 (祝日を除く)	相談担当弁護士が待機
仙台	9800811	仙台市青葉区一番町2-9-18	ある	子ども相談窓口	電話と面談	専用	022-263-7585	無料	初回のみ 月~金9:30~16:30	専用電話で弁護士会事務局が受付。その後当番の弁護士から電話をかけ直して相談を受ける。面接相談が必要な場合は, 日時を調整して実施。
福島県	9608115	福島市山下町4-24	ある	子ども相談窓口	電話	専用	024-533-8080	無料	月~金10:00~17:00	事務局が受付後に, 担当弁護士に相談があったことを伝えて, 担当弁護士が折り返す。
山形県	9900042	山形市七日町2-7-10 NANA BEANS8階	ある	子ども相談窓口	電話	会代表電話	023-622-2234	無料	初回のみ 月~金9:30~16:30	2014年10月から実施。左記は事務局受付時間。受付後, 担当弁護士が折り返す。
岩手	200022	盛岡市大通1-2-1 サンビル2階	ある	子ども担当弁護士相談	面談	専用	019-623-5005	無料	相談希望の申出があった場合に担当者と申込者との間で打ち合わせる。	受付後, 相談担当弁護士名簿に従い担当者を決定し, 担当者から申込者へ電話をして面談日時を調整する。
秋田	100951	秋田市山王6-2-7	ある	秋田弁護士会子どもの人権に関する無料法律相談	面談	会代表電話	018-862-3770	無料	相談があった場合に, 担当者と相談者間で打ち合わせの上決めている。	当番の弁護士にかけ直していただき, 相談
青森県	300861	青森市長島1-3-1 日赤ビル5階	ない							
札幌	600001	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7階	ある	子どもの権利110番	電話	専用	011-281-5110	無料	毎週木曜 16:00~18:00	
函館	400031	函館市上新川町1-3	ない							
旭川	700901	旭川市花咲町4	ある	子どもの無料電話法律相談	電話	会代表電話	0166-51-9527	無料	月~金9:00~17:00	電話で「子どものための無料電話法律相談」を希望する旨お伝えいただき, 追って担当弁護士から折り返す。
釧路	850824	釧路市柏木町4-3	ない							
香川県	7600033	高松市丸の内2-22	ある	子どもの権利110番	電話と面談	会代表電話	087-822-3693	無料	面談は有料の場合あり。 月~金9:00~12:00/13:00~17:00	事務局で受付後, 相談対応可能な弁護士に連絡し, 弁護士から電話をかけ直して相談

※「相談窓口なし」と記載がある弁護士会では, 会が設置している法律相談センターで通常の法律相談として, 子どもに関する相談を承っています。「子どもに関する法律相談ができない」という訳ではありませんので, ご利用になりやすい相談窓口を, ぜひご活用下さい。

弁護士会の子どもの人権相談窓口一覧

2014年6月現在

弁護士会	〒	住所	窓口有無	窓口名称	相談方法	電話について(詳細)		相談費用	相談実施日時	相談実施方法
徳島	7700855	徳島市新蔵町1-31	ある	子どもの人権法律相談	電話と面談	会代表 電話	088-652-5768	無料	面談相談は3回までを無料とする。 平日のみ(月～金)9:30～17:00まで	事務局で受付後、相談者名簿に従って担当弁護士をあたり、弁護士から電話をかけ直して相談。電話相談の結果、必要と認められた場合は面談相談を行う。
高知	7800928	高知市越前町1-5-7	ある	子どもの権利110番	面談	会代表 電話	088-872-0324	無料	面談は有料の場合あり。 適宜	事務局で受付後、相談当番の弁護士に連絡をし、相談者から弁護士に電話をかけなおす。
愛媛	7900003	松山市三番町4-8-8	ない							

※「相談窓口なし」と記載がある弁護士会では、会が設置している法律相談センターで通常の法律相談として、子どもに関する相談を承っています。「子どもに関する法律相談ができない」という訳ではありませんので、ご利用になりやすい相談窓口を、ぜひご活用下さい。

《一般社団法人 日本臨床心理士会の取組》

われわれ臨床心理士がいじめ問題に対する取り組みを考えると、スクールカウンセラーの活動を抜きに議論することはできません。ここでいうスクールカウンセラーとは1995年に当時の文部省の主導で、時代とともに複雑化していく子どもたちの問題に対して、学校の教師に加え心を扱う心理職の活用を調査研究することを目的に実施された「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」で誕生したスクールカウンセラーのことです。

この事業は2001年度からは、それまでの調査研究における実績や成果を踏まえて、都道府県・指定都市が主体となって実施する「スクールカウンセラー活用事業」へと発展しました。初年度（1995年）は154名の臨床心理士がスクールカウンセラーとして配置され、その後時代のニーズとともに増加し現在では5000名以上の臨床心理士がスクールカウンセラーとして学校現場で活動しています。

活動内容としては、配置された学校の状況やスクールカウンセラーによってさまざまではありますが、概観すると多くのスクールカウンセラーが次のような支援を主に行っています。

1 児童生徒への支援

- ・複雑で複合化した問題を抱え専門的な対応や支援を必要としている子どもを対象に、カウンセリング等の心理的支援活動を行う。
- ・子どもたちの社会性や心の成長を目的に、さまざまな機会をとらえそれぞれの発達段階に応じたストレスマネジメントやアンガーマネジメント等の心理教育を行う。
- ・学年やクラスを対象にアンケート（QU アンケート等）や質問紙法の調査などを実施し、学級集団のアセスメントを行うとともに、支援を必要とする子どもの早期発見・早期対応を行う。

2 保護者への支援

- ・子どもたちの成長に欠くことのできない存在である保護者に対して、子育ての悩みはもとよりさまざまな問題に対する個別の相談に応じる。
- ・教育講演会を通して、それぞれの発達段階にある子どもの理解を深めるとともに、具体的な接し方についてレクチャーしていく。

3 教師への支援

- ・学級担任及び学校組織を対象に、問題を抱えた子どもの理解と対応について臨床心理学的見地からの助言や援助を行うことで、間接的に子どもたちの問題を解決するコンサルテーションを行う。
- ・研修会を通して、発達障害を含め子どもたちの問題の理解や、カウンセリングマインド等の習得を援助する。
- ・多忙な教師に対して、教師自身のメンタルヘルスに関する助言援助を行う。

4 関連機関との連携

- ・児童相談所をはじめ病院や警察等、地域の関係機関と学校とのスムーズな協働を支えるためにスクールカウンセラー自身が常日頃から連携の強化を図る。

5 緊急支援

- ・事件や事故、災害等の事後対応に関する心のケアを行う。
- ・子どもたちが PTSD に陥らないためのカウンセリングや心理教育を行う。
- ・保護者を対象とした心のケアに関する講演を通して、子どもたちの安心安全な環境を確保する。
- ・教師に対する個別の助言や援助活動を行う。

以上のような支援活動が挙げられますが、この他にも配置された学校の状況やニーズに即応して、教師や保護者、地域の人々、そして他職種の専門家とも協働しながら柔軟な支援活動が繰り広げられているのが実状です。

近年、スクールカウンセラーの活動の中でも注目を浴びているのが緊急支援活動です。要請依頼も増加の一途をたどっています。特にいじめ問題に関しては、自死を考慮してしまうほど心への影響は甚大で、いじめ問題発覚後は心のケアに関する手厚い体制が整えられます。しかし、ややもすれば事後の心のケアばかりが脚光を浴びて、マスコミ等にも取り上げられ話題になることが多いためか、スクールカウンセラーのいじめ問題へのかかわりは、このポストベンションが中心と思いついて入っている人たちも見受けられます。スクールカウンセラーのいじめ問題へのかかわりは、事後の心のケアだけでは決してありません。先述のような支援活動を通していじめのないクラスやいじめの早期発見・早期対応等いじめの未然防止に向けたプリベンションとしての支援活動も行っています。

先に挙げたスクールカウンセラーの活動が、円滑かつ効果的に遂行されるために構築されたバックアップシステムがあります。一つ目は各都道府県の臨床心理士会にスクールカウンセラー事業を統括指導するコーディネーターを設けていることです。コーディネーターは県や市町村の教育委員会と連携を図り、本事業の効果的な運営に尽力しています。

二つ目は各県の臨床心理士会が地域性を考慮しスクールカウンセラーの専門性の担保を目的にケーススタディ等の研修会を企画し執り行われていることです。一人職場であるスクールカウンセラーにとって、欠かせない研鑽の場となっています。

三つ目は日本臨床心理士会・日本臨床心理士資格認定協会・日本心理臨床学会の3団体で、学校臨床心理士ワーキング・グループ（代表 村山正治）を当初から創設していることです。このワーキング・グループは本事業を所管する文部科学省との調整役を担っているだけでなく、事業が開始された2年目の1996年から毎年、全国研修会を開催しスクールカウンセラーの質の担保を図るとともに、スクールカウンセラーに関連するあらゆる研究を深化させそのエッセンスを構築してきました。これらのバックアップシステムに支えられ、われわれスクールカウンセラーは配置された学校において、いじめ問題にとどまらず心理職として周囲の期待に応える活動が可能になっているのです。

今回は改めて日本臨床心理士会を通じて、各都道府県の臨床心理士会に対してスクールカウンセラーが常日頃から行っている学校を支援するいじめの問題に対する効果的な取組事例を募集したところ、表のような事例の提供がありました。どの取り組みもいじめ問題に対応するスクールカウンセラーのエッセンスが凝縮されています。いじめ問題の解決に向けて、皆様の一助となれば幸甚に存じます。

一般社団法人 日本臨床心理士会

「学校を支援するいじめの問題に対する効果的な取組事例」

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ク
	未然防止 のための 取組	早期発 見・早期 対応の在 り方	教育相談 体制の充 実	教員研修	ネットい じめ対策	保護者・ 地域社会 の取組	その他
1 群馬県 臨床心理士会							
2 埼玉県 臨床心理士会							
3 千葉県 臨床心理士会							
4 富山県 臨床心理士会							
5 岐阜県 臨床心理士会							
6 滋賀県 臨床心理士会							
7 京都府 臨床心理士会							
8 大阪府 臨床心理士会							
9 岡山県 臨床心理士会							
10 山口県 臨床心理士会							
11 香川県 臨床心理士会							
12 佐賀県 臨床心理士会							

1 群馬県臨床心理士会

「学校を支援するいじめの問題に対する効果的な取組事例」

中学校におけるいじめ・不登校の予防教育 ～教育課程に位置づけての実施～

群馬県臨床心理士会 群馬県 SC 荻原高子

1. はじめに

スクールカウンセラー（以下SC）の活動として、いじめ・不登校の予防的活動（授業あるいは授業への協力）が求められるようになってきている。勤務校においてはこれまでもSCの側から提案して特定の学年を対象に単発で「こころの授業」を実施してきたが、25年度、管理職から「いじめ予防のための活動を学校全体として取り組みたいので協力してほしい」という依頼があった。そこで25年度は次年度に向けての準備の年と位置づけて活動を進め、26年度はその取り組みを学校全体で実施している。

2. 勤務校について

筆者は現在の勤務校（地方都市にある各学年5クラス程度の中学校）に勤務して今年で5年目となる。

この中学校はかつて地域の中でもいわゆる「指導困難な生徒」が多かった学校で、筆者が勤務し始めた当時も非行・怠学傾向を含めた不登校生徒数がかなり多かった（各学年10人程度）。その後教職員の努力によってまず「指導困難な生徒」が減少したが、それでも全体としての不登校生徒数は減らなかった。その原因の一つとして、軽い気持ちで人を傷つける言葉を発したり、からかったりする生徒が少なからずおり、それによって傷つけられた生徒が不登校になるということがあった。

当時の管理職は「本校の学校課題は不登校対応である」とし、別室登校への対応や心の教室相談員による家庭訪問、不登校の親の会の開催等に積極的に協力してくれた。またSCを講師として「不登校への対応と未然防止」をテーマとした校内研修も企画された。こうした対応が功を奏し次第に不登校生徒数も減少し、部活動や体育祭、音楽祭等で生徒たちが生き生きと活躍する姿が多くみられるようになり、25年度は3年生のみに不登校・相談室登校生徒が多いという状態までになった。

3. 教育課程に位置づけるまでの経過

(1)管理職からの要請

H25年度の1学期、新たに赴任してきた管理職からSCに、本校が落ち着いた状況になってきた今こそいじめ予防のために学校として「ピア・サポート」の実践をしたいと相談があった。それに対しSCから「一部の生徒を対象にしたプログラムではなく全生徒向けのプログラムがよい」、「先生方への提案は、SCからというよりも教育相談部からの方がよいのではないか」、「先生方に過度な負担をかけない形で実施したい」と提案をした。

(2)教育相談部会での話し合い

2学期、管理職からSCに「ピア・サポート」に関する校内研修の依頼。SCとしては、研修およびその後のプログラムの作成・実施に当たり教育相談部という組織でやっていきたいと提案。

以後、教育相談部会の議題として取り上げられ、教育相談主任と連携して研修の準備を進めた。

(3)校内研修

第1回(12月)

SCより「日本のピアサポート・プログラム」の紹介

強調したのは、「現代の子どもたちに対しては意識的に社会性を育てていこうという姿勢が重要」「ただしプログラムだけで生徒が変わるのではない。実際に自分が認められる体験をする場が必要」ということ。

本校生徒たちの課題についての話し合い

25年度から勤務校で取り入れられた「横浜プログラム」の「学級風土チェックシート」の項目に基づいて、担任と副担任 学年団で生徒の課題を話し合ってもらおう。

第2回(12月)

前回の話し合いを受けて、本校生徒の課題の確認。

自他の違いを認めた上で、相手の話をしっかり聴き、気持ちに共感したりあたたかい言葉をかけたりするような配慮ができる子ども。(さらには、違いを認めた上で集団としての合意形成をしようとする態度)

SCより、上記の課題に対応し、「お互いのことを知り合う(自他の違いを知る、それを認める)」、「気持ちや感情、およびその表現について知る」、「話の聴き方を考える」、「相手への言葉がけを考える」、「話し合ってまとめる(合意形成)」といった活動が考えられることを伝えた。

プログラムの実習 *SCおよび教育相談部の教員3名が分担して実施

a.ウォーミングアップ用の活動

「バースデライン」「後出しじゃんけん」「交通信号」「フルーツバスケット」等

b.プログラムの中の一部

「スイッチ」(気持ちの聞き取り)等

(4)教育課程に位置づけたプログラムの立案(1~2月)

上記研修会の後、SCとしては「日本のピアサポート・プログラム」にかなり沿う形で2学年を中心にしたプログラムを考えたが、3学期に入り管理職から「学級活動として全学年3時間でプログラムを組みたい」との提案があった。そこで、それに沿った形でSCから原案を出して教育相談主任と話し合い、最終的に次のようなプログラムとなった。このプログラムは、管理職の確認を経て3学期末の職員会議で教育相談主任から次年度計画として提案された。

1学年：目標=自己理解・他者理解

第1回：知り合おう

* →資料参照

第2回：自分のことを知ろう

*動物エゴグラム

第3回：気持ちや感情

2学年：目標=コミュニケーション力を高める

第1回：聞き上手になろう

*傾聴

第2回：気持ちの伝え方

*アサーション

第3回：伝え方をレベルアップしよう

*DESC法(み・かん・て・い・いな)

3学年：目標=ストレス対処

第1回：ストレスについて知ろう

第2回：ストレスとの付き合い方

第3回：問題やトラブルへの対処

(5)「総合の時間」担当者との話し合い(3月)

管理職から「総合の時間」担当教員に対しても、次年度計画の中に「社会性を育てるプログラム」を組み込むようにとの指示があった。上記(4)の計画作成途中で「総合の時間」担当教員からSCに声がかかり、学活でのプログラムと「総合の時間」でのプログラムが重複しないように、またできるだけ両者が整合性をもってやっていけるように話し合った。

4. 指導演作成と授業の実施

*各学年の年間計画等の都合により、1学年は1学期で3回分を実施、2学年は第1回のみ1学期で残りを2学期に実施、3学年は2学期に3回分を実施ということになった。

(1)指導演の作成

SCより各授業に関する資料(書籍からのコピー、ネット上で探したもの、SCが過去に実施した授業の指導演)を教育相談部の先生に提供。

上記を参考に各学年の教育相談担当になっている教員が、所属学年の分の授業略案作成。

(2)各クラスでの授業の実施

現時点まで、4種類の授業が実施されたが、そのほとんどの授業者は各クラス担任。授業に際してはTTとして副担任等が入っている。

2学年で実施した際は、まず教育相談担当教員のクラスで授業を実施し、それを他の教員が参観した上で、後日他のクラスで各担任が授業をするという形を取ることにした。

5. まとめ

(1)いじめ・不登校の予防教育をその学校の教育課程に組み込んでいくための条件

学校全体としてある程度の落ち着きがあり、どのクラスにおいても生徒同士の交流を含む授業の成立が見込めること。*そうでない場合はクラスや学年の状況に応じた内容で進める。

管理職の理解。

連携・協力できる教職員の存在。

(2)教育課程に組み込んでいくための手順や配慮

校内組織(教育相談部、研修主任、特活担当等)との連携を強め、組織の決定として進める。

必ず生徒の課題のアセスメントをする。それをSC単独ではなく教職員とともに行い共通認識とする。

長期的見通しを持って、学校状況に合わせた形で柔軟に進めていく。決して「プログラムの実施」という点が先に来ないようにする。

上記の条件が整わない場合であっても、SCとしてその時点での学校内の状況を踏まえ、連携可能な教師と協力して積極的に予防的プログラムを実施するための情報収集や情報提供をしていくことで、学校全体での予防教育への道が開かれると思われる。

(3)来年度以降の授業実施について

管理職は、本年度実施したプログラムを来年度以降も継続して実施し、いじめや不登校の減少に結びつけていきたい意向である。本年度の反省点等を踏まえ、より改善された内容での指導演作成とともに、生徒たちの状況に合わせた対応ができるようにSCとしても協力していきたい。

<参考資料>

1学年 第1回授業指導案

(4月中旬に実施)

1. 単元名 知り合おう

2. 目標

お互いのことを知り合い、自分との違いに気づき、それを認めることができるようにする。

3. 本時の学習

準備：「担任プロフィールクイズ」「名刺用紙」

展開

学習活動	時間	指導上の留意点						
1. 「1年 組担任プロフィールクイズ」を行う。	10分	<ul style="list-style-type: none"> ・担任の個性や趣味に合わせて質問を変える。 ・各質問の答えをつないで読むと担任の願いになるようにアレンジする。 プロフィールクイズの例文参照 ・あらためて、この学級の1年間の方針を確認する。 						
2. 名刺を作り、交換する。 ・名刺の作成をする。 ・「よろしく！名刺交換」をする。	15分 ----- 10分	<ul style="list-style-type: none"> ・自分のことをよく知ってもらおうということをしっかり伝え、ふざけない、うそをつかないという点を押さえる。 ・心和むように、担任の好きなBGMを静かに流しながら作成できるようにする。 ・名刺と筆記用具を持って、自由に名刺交換を行う。 ・ジャンケンをして負けた生徒が勝った生徒の名刺を読み、名刺にサインをする。 ・軽快な曲に合わせて活動する。 ・互いに「よろしく」の一言を添えさせる。 						
3. 振り返りを行う。 ・4人グループになり、感想を発表し合う。 ○ グループの代表者がどんな感想があったかを全体の前で発表する。 ・教師の話聞く。	10分 ----- 5分	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の感想を共有し合う。 ・4人組で発表し合うが、座席1 の番号の生徒に発表させる。 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><黒板></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </table> ・「名刺・サイン交換をしたのですから、もう 組の友達どうですか。クラス全員のサインをもらって、友達の輪&和を広げましょう。」と投げかけ、休み時間などに続きのサインをすることを伝える。 	<黒板>		4	1	3	2
<黒板>								
4	1							
3	2							

*指導案作成：後藤幸子教諭 <参考資料>「社会性を育てるスキル教育 中学1年生」(図書文化)

<教師の感想>

：良かった点、：反省点

入学後10日という時期にこういう授業をすることができてよかった。本時ではじめて口をきいた、という生徒もいたので、このような活動を授業で実践できて学級作りの一助となったと思う。教育相談部で略案を作り、担任が実践するというで、とてもよい企画だと思った。

作成に当たる相談部には感謝したい。

ここまで盛り上がると思わなかったほど、全部の生徒がしっかり約束ごとを守って活動することができた。担任も思わず生徒目線で一緒に仲間に入って、楽しく生徒たちと名刺交換ができた。全員のサインをもらうまでやろう、という意欲が見られ、休み時間等にも続ける生徒が多かった。特別支援の生徒も自然体に授業に溶け込むことができた。

じゃんけんにかodawっている生徒も見られて、はじめの指示をしっかりとしておくべきだったという反省が残った。

BGMがなくてもよかった。よくできていた。

プロフィール作りに結構時間がかかったが、作っていて達成感はあった。

<生徒の感想>

とにかく楽しかった。(特に特別支援学級の生徒は、自分の学級に戻るとすぐに、担任に「楽しかったよ。」と大きな声で報告をしていた。)

今まで一度も話したことがない友達にはじめて声をかけることができ、うれしかった。また、同じように、知らなかった子からも声をかけられてうれしかった。

知っている友達なのに、プロフィールを聞いて、はじめて知ったことが多く、驚いた。(意外なことが多くて楽しかった。)

先生のプロフィールがおもしろかった。

いいクラスになりたいと思った。

じゃんけんでは負けてばかりで、なかなかサインができなかった。

全員のサインをもらうのは大変だと思った。でもやってみたいかな。

2 埼玉県臨床心理士会

「学校を支援するいじめの問題に対する効果的な取組事例」

(ア) 未然防止のための取組

- ・相談室だより等にいじめ防止のための記事を掲載し啓蒙を図る。
- ・SCによる定期的なSSTの授業を行いコミュニケーション能力の向上を図る。

(イ) 早期発見・早期対応の在り方

- ・SCによる校内巡回を行い、場合によってはチャンス面談を行うなどして未然防止や早期発見・早期対応に努めている。
- ・学年、相談室、保健室などから、いじめに係る情報が入った場合には、管理職に報告するとともに校内で共有し、校内緊急対策会議をもち迅速な方針決定をし、近日中に対応する。

(ウ) 教育相談体制の充実

- ・教育委員会の方針により実施されたアンケート結果について、SCや教育相談担当で入念な検討を行い、必要な対応を行う。
- ・校内連絡会議には、極力SCが参加できるよう調整を行い、SCを含めた意見交換が行える場を整え、教育相談体制の充実を目指している。

(エ) 教員研修

- ・SCが行う教員研修において、いじめに関するテーマを設定する。
- ・発達障害の疑似体験等を導入し、さまざまな個性の児童生徒の立場を教員が理解できるよう促し、いじめに発展することが防げるよう配慮する。

(オ) ネットいじめ対策

- ・SCが行う教員研修や生徒向け講演等においてインターネットに関するテーマ(ネット依存、ネットいじめ等)を取り上げる。

(カ) 保護者・地域社会の取組強化

- ・PTA総会や保護者向け講演会などでSCがいじめに関する話をする。

(ク) その他

- ・県士会として、埼玉県教委、さいたま市教委と常に協力できる関係を維持するよう努めている。
- ・各教育委員会等において、いじめ防止対策に係る組織設置にあたり、委員の推薦等を県士会として対応している。
- ・事件事故などの際に緊急支援にあたる会員のバックアップのために、県士会として会員に対して緊急支援メールアドレスを公開している。これは、いじめによる重大事態の際のバックアップとしても機能する。

3 (社)千葉県臨床心理士会

「学校を支援するいじめの問題に対する効果的な取組事例」

1. 「いじめ問題」について、新たに時数を確保して実施することは容易ではないが、年間日程に「自殺予防」「コミュニケーションの力を育むこと」「ストレスマネジメント」等と重ねた企画として、「いじめの予防」「いじめの早期対応」を取り扱う提案をし、実行している。
<困った時には大人は受けとめ役になれる>と児童生徒に伝える機会をつくる必要があると考え、校内の様子・学年の実態に合わせた具体的な企画を組み立てる。

2. 公立中学校勤務スクールカウンセラー（週1日6時間勤務）の場合の取組みの1例を紹介する。

1年生全員面接を実施する。

「生徒一人ひとりの心の健康の維持・向上をめざす」という趣旨の学校から保護者宛の手紙を配布後、身体健康診断と同じように、授業時間中に一人ずつカウンセラーと短時間の面接を行う。事前に、<あなたにとっての居心地の良さ>を、クラス・部活動の場・その他校内・家庭内それぞれの場所について尋ね、<集中して取り組めること><なにか、ひと言>等も自由に記述した用紙を回収しておき、その内容も参考に話を聴く。居心地があまりよくない、と答えた後、いじめられた経験や、人間関係がうまくいかない話は出易い。

スクールカウンセラーの受けとめた印象や内容を担任にフィードバックし、教育相談や普段の生活で担任が掴んでいる内容と情報交換する。からかわれ易い、疎外され易い関係にある生徒については、情報共有できることが多く、早期の対応ができる。

2年生学年学活の時間に、スクールカウンセラーからの提言と生徒のロールプレイを組み込んだ<困った時の対処法>の提案をする。(所要時間40分)

相手の都合を考えずに携帯メールで乱暴な言葉を伝えてしまった翌日に、中立的な立場の生徒を間に立てて、伝え合えなかった言葉を直接相手に伝える場面などを、代表生徒のロールプレイで提示し、2年生全員に互いの気持ちを伝え合う具体的な提案をする時間とする。

ソーシャルネットワークで飛び交う言葉に傷つく生徒が多い現状があるが、ある場面のやり取りについて時間をとめ、「ほんとうに伝えたいのは？」と問いかけてみることは有効かもしれないと考え、実行している。

以上

4 富山県臨床心理士会

「学校を支援するいじめの問題に対する効果的な取組事例」

(ア) 未然防止のための取組み・

(エ) 教員研修

- ・ 報告者（富山大学・下田）が考案した、いじめかどうかを具体的な項目に即して判断させる心理教育について、未然予防の取組みの一案という形で、県士会学校臨床部会の研修会で実施した
- ・ 参加した会員SCや後述する「いじめ対策カウンセラー」の一部が、派遣校でこの心理教育を職員研修として、あるいは道德等の授業などで生徒対象に実施している

* 授業（職員研修）の概要

いじめの可能性のある行動（例：ある人を自分だけが無視する／ある人を無視するようクラスの人に言って回る、等）が書かれたカードを複数枚（生徒対象の授業では20、職員研修では30）用意しておく

4人1班程度のグループを作り、各グループで、当該カードを「いじめ」か「いじめではないか」話し合っ分て分類していく

分類が終わったら各班から結果を発表させ、異同や判断基準について考えさせる時間に余裕があれば、さらにその中から「犯罪行為」について新たに分類させる犯罪の可能性のある行為や、いじめが被害者・加害者に及ぼす悪影響について、臨床心理学的な立場からの解説を加え、まとめをして終了する

（本年度の心理臨床学会で報告者がポスター発表予定）

(ウ) 教育相談体制の充実

- ・ 富山県教育委員会は昨年度から、「いじめ対策カウンセラー」制度を設け、7人が委嘱されて活動しているが、全て臨心理士が任命されている（県の実施要項の選考要件の中に、臨床心理士の中から、と明記されている）
- ・ 県内の小中学校各4校に派遣され、いじめの案件が発生し学校から要請があればその学校に配置換えする、という運用形式（1人につき年間32回、1回4時間、時給等は通常SCと同じ）
- ・ 県士会を通して推薦するなどの形ではないため、直接この制度に関わりがあるわけではないが、全員が会員であるため、県士会学校臨床の研修会等で情報交換や事例検討会などを行っている

* いじめ対策カウンセラーは、通常配置のSCのバックアップと、特に加害児童生徒

日本臨床心理士会【事例4】

への対応を重点的に行うことが求められている。報告者が携わったケース1例について、以下に概要をまとめる

中学校のある部活内で、一部の生徒に複数の生徒が、継続的に、強く叩いたり投げたりするといういじめ事案があることが判明した。把握した学校側はすぐに事実関係の確認等を取り、加害生徒を特定し被害者への謝罪などを行わせた。加害者側はふざけのつもりでやったという認識であるが、教師側が指導を行い、被害者やその保護者対応は通常配置のSCが行った。加害者の一部は反省し謝罪も行ったが、ある一人の生徒は、表面的には謝罪したものの反省の様子が見られず、対応に行き詰まった学校側の依頼でいじめ対策カウンセラーが一度面談することとなった。

面談では、雑談などの後、いじめ対策カウンセラーから「散々説教などされてきただろうし、反省していないということはないんじゃないかと思っている。ただ、あなたの言い分を主張できる場がなかったのかもしれないのではないか、とも思っている。言いたいことがあればぜひ聞かせてほしい」という旨の発言をしたところ、しばらくした後、確かに自分がやったことはエスカレートして悪かったと思っている。ただ、自分がやっていない部分についてまで、自分がやったと決めつけられて説教されたので、それは違う、と思っていたが、言える場がなくて、つい反抗的な態度をとってしまった、という趣旨の発言が出た。

自分がやっていない部分について確認し、本人の了承を得て担任等にこの件を伝えたと、担任はすぐに本人と面談し、決めつけてしまった部分について率直に謝罪された。その後お互いの思いを話すことができ、本人からも心のこもった反省と謝罪の言葉が聞かれた、とのことである。

* 通常配置SCは被害者側の対応をしていることは加害者側も知っており、“自分たちの味方になってくれない”という疑念があったようである。そこに違う立場のいじめ対策カウンセラーが入ったことで、これまでと違う話が聞かれ、事態の進展にある程度寄与したのではないかと思われる

5 岐阜県臨床心理士会

「学校を支援するいじめの問題に対する効果的な取組事例」

学校臨床心理担当理事
コーディネーター
近藤 恵里

岐阜県では、いじめ防止法案を受け、スクールカウンセラー（以下、SC）を様々な取り組みをしています。まだ始まったばかりで具体的な事例はあがってきていませんし、事例形式ですと許可などの問題があって時間的が足りませんので、大まかな内容になってしまいますが、以下のとおり報告します。

（ア）未然防止のための取組

各学校では、いじめ岐阜県では、各学校に配置されたSCが啓蒙活動として、いじめ防止について取り組んでいます。

（イ）早期発見・早期対応の在り方

学校で行われる‘心の健康調査’のようなアンケートを行い、生徒指導や教育相談の先生方と早めの発見と対応をしています。

（ウ）教育相談体制の充実

岐阜県では、今年度より、SCが中学校区配置に変更され、中学校に配置されたSCが必ずその校区の小学校も担当することになりました。これまでの要望があった場合に訪問する体制から、小学校も担当するという体制になり、小中一貫の視点で児童・生徒の支援を長期的に行うことができるようになりました。

小学校からのいじめを引きずっている子ども達の支援をすることができます。また、背景や地域の理解していくことで、根本的ないじめの理解をすることができます。

（エ）教員研修

中学校に配置されているSCは必ず一年に一度校内研修をすることになっています。今年度は、いじめ防止やいじめ対策などの校内研修も予定されています。

（オ）ネットいじめ対策

岐阜県臨床心理士会から学校への特別な支援はありませんが、各小中学校、高校で、ネットモラルの講演会を開催しています。

（カ）保護者・地域社会の取組強化

岐阜県立学校（高校・特別支援学校）に派遣される臨床心理士は、いじめ防止委員会のメンバーになっています。そこには地域代表者や保護者代表のメンバーもあり、各学校のいじめ防止について連携をとっています。

（キ）その他

今年度より、全県立学校に臨床心理士が派遣され、いじめ防止対策委員会のメンバーとなり、支援を行っています。

6 滋賀県臨床心理士会

「学校を支援するいじめの問題に対する効果的な取組事例」

「いじめ対策に係るモデル校」からの報告

滋賀県では、平成24年度12月より「いじめ対策に係わるモデル校」として、県内4校の公立中学校に複数のSCが週5日常駐している（平成24年度・25年度は4名、平成26年度は3名体制）。国のいじめ防止対策推進法に基づき、各校で定められた「いじめ防止基本方針」をふまえて、各校のSCはそれぞれの学校の状況に応じた活動を展開している。

SCが学校に外部性を持って入っていくとき、まず学校の見立てをすることが重要となり、その見立てに沿って各SCは学校の教職員と連携しながら活動を繰り返していくことになる。そのため、どの学校にも共通する活動内容もあるが、学校独自の取り組みを、学校の実情に合わせて行っていくことになる。

今回県内4校の「いじめ対策に係るモデル校」は、SCが毎日4～6時間常駐することで、各校のいじめに係る取り組みに、ピンポイントだけでなく、ホーリスティックにかかわっていくことができたことは常駐校ならではのことでないだろうか。週1日の勤務では実現することが難しい取り組みを、モデル校で行うことができ、それぞれ成果を上げているので、各学校の取り組みについてご報告したい。

1. A中学校からの報告

(ア) 未然防止のための取組

加害者になりやすい生徒への対応

教室に入れない生徒への声かけや見守り

昨年度から、面接の空いている時間は、なるべく教室外の通路や廊下、体育館や技術工作室の裏など、授業に入れず雑談している生徒に声かけを行った。当初無視されたり、時には乱暴な言葉を浴びせられたりした。しかし、2学期になると急に和やかな雰囲気の話ができるようになった。一部の生徒はSCのカウンセリングを受けていたが、2学期以降はその数が増えた。生徒たちは、困った時やイライラして落ち着かない時にはカウンセリングを求めるようになった。まだ、継続面接につながるような例は少ないが、カウンセリングへの抵抗が少なくなったことは成果である。

心理授業の取組

原則各学期に一回、心理授業を全クラスで行っている。アサーションやアンガーマネジメントなどを中心にして人を傷つけない話し方や困った時の対応の仕方などロールプレイを交えながら学習している。自分の心身の状態やストレスの状態を自己評価する作業には関心を持つ生徒が多いことから、気分の悪い時にセルフモニタリングする手が増えたりすることは有益だった。今年の秋は、いじめをテーマにした授業を考えている。

(イ) 早期発見・早期対応の在り方（教育相談体制の在り方も含めて）

昨年度は生徒の健康状態を把握するために、3種類のアンケートを行った。1学期に他市で実施された一般的な健康アンケートを本校でも実施し、さらに独自の健康アンケートも作成して実施した。また、心理授業時にアンガーに関するストレスチェック表を記入してもらった。これらの3つのアンケート結果を生徒ごとの得点分かるようにまとめ、得点が高い生徒に関してはSCが短時間の健康相談を昼休みや放課後に実施した。今年度も健康アンケートを実施し、昨年度同様の取り組みを行っている。真面目な生徒ほど、自分の悩みを人に訴えることにためらいがあるが、短時間の健康相談でSCとのカウンセリング体験があると、困った時に訴えることが容易になり、早期対応が可能になる。

(ウ) 教員研修

今年度、職員会議の時間にSCが「心理職から見た当校のいじめの問題と課題」や、「いじめ防止対策推進法の考え方」などを解説した。

2. B学校からの報告

B中学校では、SCの常駐が緊急支援から始まったという経緯があり、最初のころは緊急支援の要素が強く、少しでも平常に近い形で学校生活が営まれることを目指していた。3年目になる今年度は、新たに生徒会やPTAと連携した取り組みも始め、緊急支援から始まった活動が、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を含む通常のSC活動となりつつある。

(ア) 未然防止のための取り組み

校内巡回

教育相談部会、特別支援部会、加配部会などで、支援が必要と思われる生徒については、校内巡回の中で積極的にかかわり、その様子をもとに教員とのコンサルテーションなどを行っている。

また、巡回中に新たに気になった生徒がいる場合は、担任等とコンサルテーションを行い、生徒への支援のあり方を考えている。

心理授業

教員にアンケートを行って、生徒の状況についての認識を確認し、その結果や生徒の様子を踏まえ、学年ごとに内容を考えて年1回心理授業を実施している。内容としては、ストレスマネジメント、温かいメッセージと冷たいメッセージ、アサーショントレーニングなどである。

生徒会執行部へのピアサポート研修

生徒同士の支え合う力を育てることを目的として、ピアサポーターのような感覚を持ってもらうために、生徒会執行部の生徒に30分3回のピアサポート研修を行う。

(イ) 早期発見・早期対応の在り方

部会参加

教育相談部会、特別支援部会、加配部会などに参加し、いじめの疑いがあると考えら

れる場合には、担任とのコンサルテーション、生徒面接、保護者面接などで、タイムリーにかかわるようにしている。

被害者支援

いじめ事案が認知された場合には、常駐していることで時期を逸することなく被害生徒への支援を行っている。

いじめの状況や生徒への見立て

いじめの背景にある課題を見立て、それに応じた支援のあり方を教員と協議する。

校内巡回

校内巡回の中で、いじめの場면을キャッチし、それを担任や学年主任と相談し、対応を行う。

(ウ) 教育相談体制の充実

教育相談部会などに参加し、教育相談全体の枠組みや別室の運営などについても一緒に協議をしながら進めている。

また、特別支援教育の必要な生徒や不登校生徒の卒業後の進路など、教職員と協働する事例を蓄積していくことによって、教職員の中に「指導」だけでなく、「支援」という視点が芽生えてきていると感じる。

(エ) 教員研修

「支援のための見立てと対応」、「特別支援生徒の理解と個別の指導計画」などのテーマで、教職員研修を行っている。

(オ) 保護者・地域社会の取組強化

P T A 役員会研修で子どもとの関わり方に関する講演を行い、10月にはP T A 全員を対象とする研修を予定している。

3. C 中学校からの報告

C 中学校ではいじめの未然防止、早期発見、早期対応をするため、当校の「いじめ防止基本方針」に基づき、以下のような取り組みをS Cが行っている。

(ア) いじめの実態把握

当校でのいじめの実態を把握するため、「いじめ被害にあっているかどうか」、「被害にあっているとしたらどのような種類のいじめか」、「いじめはいつ、どこで起きているか」、「いじめ被害にあったとき誰に相談するか」、「いじめを見たときにどう対処するか、誰に相談するか」等の項目で生徒対象に「いじめに関するアンケート」(無記名式)を実施した。

(イ) 実態把握からその後の取り組みまで

実施したアンケート結果は教職員にフィードバックされ、学校でのいじめの実態を共有した。いじめが起きやすい場所と時間帯をアンケートから把握し、その時間の見守りを強化するようS Cより提言している。アンケート結果から、いじめ被害にあったときの相談相手としては、友だち、教職員、親が多かったことがわかり、これらの集団の相

談力を向上させることがいじめの未然防止、早期発見、早期対応に効果的であると考えた。また、傍観者の行動を変えることもいじめの防止や早期対応に効果的であると考えた。以上のような理由から、当校では 生徒、教職員、保護者を対象に効果的と思われる以下のような取り組みを行っている。

(ウ) いじめの未然防止

(1) 生徒対象

心理授業

当校では、心理授業を特別活動に位置づけて、各学期1回SCと担任による心理授業を全クラスに実施している。年間3回のうち、1回はストレス・マネジメント、2回はアサーション・トレーニングを行い、ストレスの理解と対処法、自己肯定感や対人関係能力の向上を図っている。この中には、いじめに発展しそうなシナリオをロールプレイした上で、自分も相手も尊重するようなシナリオに書き換え、いじめについて生徒自身が考える機会となる授業も含んでいる。

こころとからだのチェックシート

年3回実施し、ストレス度の高い生徒については教員に対し聞き取りを行い、被害・加害となりやすい生徒について注意深い見守りをする。希望すれば相談相手を、SCや全教職員の中から選んで相談できるような記入欄も設け、生徒が相談しやすいようにしている。

生徒会によるINP「いじめなくそうプロジェクト」への関与

SCは生徒会執行部との打ち合わせを定期的に行い、生徒の主体的ないじめ防止の活動を補助している。今年度は、いじめに関する校内放送、人権標語の募集、地域の高校の生徒会とのいじめについての話し合いが行われ、これらにSCも関与している。

相談室開放

昼休みや放課後に相談室を開放し、生徒たちの居場所となること、また気軽にSCと話ができる機会となることを目指した。多くの生徒が継続して来室し、SCと話をしたり、学年を超えて交流した。

相談室だよりの発行

本校では、毎月、生徒・保護者・教職員向けの3種の通信を発行するなど、いじめを含むメンタルヘルスの啓発を行い、いつでも相談できる雰囲気大切にしている。

(2) 保護者対象

保護者サロン「思春期の子育てパワーアップサロン」の実施

隔月でSCが実施しており、子育てに関するテーマで自由に話し合ってもらい、子どもを支える親同士が相互に支えあい、保護者のストレス軽減や、子育てに対する自信をつける機会となっている。

学校保健委員会への参画

学校保健委員会主催の保護者研修会でSCが研修をおこない、思春期の子どもへの理解やいじめの構造等について研修を行っている。研修をとおして、子どもの発達的な理

解が深まったり、いじめ問題における保護者の関わりの重要性を学んだりする機会となっている。

相談室だよりの発行

月1回の頻度で、思春期の子育てやいじめ被害のサインなど、保護者が家庭で子どもと関わる際に役立つ内容を掲載している。

(3) 教職員対象

教職員研修

全教職員が出席し、SCによる研修を行っている。今年度はベースシートの書き方と活用の仕方をテーマに、気になる生徒について理解を深め、支援計画を立て、実行していく一連の流れを説明した。

教職員ミニ研修会

教職員は多忙でなかなか全体研修の時間が取れないため、希望者だけが参加できるミニ研修会を行っている。傾聴など教育相談に役立つ内容の研修や、アサーションについての研修を行っている。

各種部会への出席

生徒指導部会、教育相談部会、特別支援教育部会、人権・同和推進部会などに出席し、いじめの加害および被害となりやすい生徒への対応について助言する。

相談室だよりの発行

メンタルヘルスに関する啓発活動を目的とし、毎月発行している。いじめのほかストレス、アサーション、教育相談に関するテーマをとりあげている。

(エ) いじめの早期発見・早期対応

(1) 生徒対象

教育相談アンケートおよびいじめに関するアンケートの実施

学校が行う記名式アンケートとSCが行う無記名式アンケートにより、いじめの被害を早期にとらえることができている。しかし、これらのアンケートでも訴えることのできない生徒に対しては、以下のような取り組みにより早期に発見することを目指している。

こころとからだのチェックシートの実施

ストレスの原因を書く欄に、具体的ないじめ被害を記入する生徒もあり、早期発見・早期対応にもつながっている。

授業観察および校内巡回

SCが授業観察や校内巡回を行うことにより、いじめの早期発見・早期対応ができている。

個別カウンセリング

昨年度に比べ、いじめ被害の相談にSCのもとを訪れる生徒が増加している。いじめ被害の相談を受けた場合には、生徒の了解を得て、担任をはじめとする教員と共有し、早期対応を行っている。いじめ事案として挙げたケースに関しても、被害生徒のカウ

ンセリングを継続的に行ったり、加害生徒に対してもアセスメントや、必要であればカウンセリングを行ったりしている。

(2) 保護者対象

個別カウンセリング

いじめの被害生徒および加害生徒の保護者のカウンセリングも必要に応じて実施している。先述の「思春期子育てパワーアップサロン」の参加者がカウンセリングにつながったケースもあった。

(3) 教職員対象

コンサルテーション

いじめの早期発見・早期対応に関するコンサルテーションを行う。生徒を直接支援する教職員にコンサルテーションを行うことで、SCと教職員が連携して、生徒に対応できるようになった。教職員の教育的な観点にSCの心理的観点が加わることで、より層の厚い生徒支援ができるようになっている。

ケース会議への出席

心理の専門家として、いじめ事案に関するケース会議に出席する。他機関を交えてのケース会議にもSCが出席する機会が増えている。

重大事態への対応

学校問題対策委員会の一員として、被害生徒に対するカウンセリング、加害生徒のアセスメントおよびカウンセリングなどを担う。

(オ) これらの取り組みの成果

成果というものは、上記のような地道な取り組みを継続して初めて見えてくるものであると考える。平成24年12月からSCが週5日常駐するようになり、今年度になって表れた成果をいくつか述べてみたい。

まず、SCへの相談件数が大幅に増加したことである。昨年度の1学期と比較し、今年度の1学期は生徒の相談件数が2.7倍以上となった。保護者からの相談も約2倍、教職員のコンサルテーションも約1.3倍となった。さらに、いじめに関する相談数も増加している。自発的にSC相談を希望し、その中で初めていじめ被害にあっていと訴えることができたケースもいくつかあった。

また、非行等問題行動に関する相談も件数が増加した。教職員からの相談に加え、問題行動の見られる生徒自身からの相談も増え、中にはいじめの加害生徒も含まれる。こういった生徒も指導だけではなく、支援が必要であるという見方が教職員の中に根付いてきていること、SC活動が教職員に評価され、教育相談の土壌ができつつあるのではないだろうか。

上記のような量的な成果に加え、質的にもいじめに関する取り組みの評価が見られる。例えば、保護者対象のいじめなどについてのアンケートでは、子どもがいじめにあった場合の相談相手として、SCは担任に次いで多かった。

また、子育てパワーアップサロンの感想では、このサロンに来ることで日頃の子育て

のストレスが解消できるという声があった。保護者が子育てに少しでも余裕をもって取り組むことができれば、いじめ被害のサインを早期に発見することができたり、被害の訴えをしっかりと聞いて、受け止めたりできるようになる。また、いじめ加害側の要因と考えられる生徒のストレス軽減にも効果があるのではないかと考えられる。

このサロンを通して個別カウンセリングにつながったケースもいくつかあった。その中には、いじめの被害生徒の保護者もあり、生徒を支える保護者を後方支援するという役割をSCが担ったことになる。

生徒対象の心理授業においても、ストレスマネジメントでは、全体的に楽しみながらストレスとの付き合い方を学べたという感想が多くみられた。また、アサーショントレーニングにおいても、シナリオを書くワークを通して、いじめの傍観者が変わることで被害者の気持ちに変化するという結果が出ている。

生徒会の取り組みでは、INP（「いじめなくそうプロジェクト」）により、生徒が主体的にいじめについての取り組みを行っているが、SCが執行部と話し合う中で、生徒の生の声が聞かれ、生徒自身がいじめについて深く考える機会になっている。最近行われた地域の高校の生徒会との交流では、中学生、高校生がともにいじめについて体験発表や対策を考えることで生徒自身の意欲や自信が高まった様子が見られた。

4. D中学校からの報告

D中学校ではいじめの未然防止、早期発見、早期対応をするために、当校の「いじめ防止基本方針」に沿って、以下のような活動をしている。

(ア) 未然防止のための取り組み

SCと気軽に話せる環境づくり

D中学校では、1、2年目（SCが4名）は基本的に学年階に学年担当SCが常駐するという体制をとった。これにより、生徒のSCに対する親近感が増し気軽に話しかけてくる場面が多くなり、SCがいることが当たり前になってきた。SCからも生徒に話しかけやすくなり、生徒の日頃の様子が分かって小さな変化に気づくことができ、また、心の支援が急に必要になった場合にも対応できやすくなった。

心理授業の実施

1年生に対しては、『ストレスマネジメント』を実施した。班での自由な話し合いや肩上げ肩下げのリラックス法を体験しながら、各自のストレスやその対処法、身体と気持ちの関連などの気づきを促した。2年生、3年生に対しては、1回目は『私ってどんな人？』というテーマで自己理解を促した。具体的にはエゴグラムチェックリストを施行し、「5つの私」の説明のもとに、それぞれの自我状態の特色を理解し、グラフに表れた各々のバランスから自己の心のあり様を考えてもらった。2回目は1回目のエゴグラムの結果を踏まえて、他者とどのように関わる傾向があるか、どのような交流になればスムーズな人間関係ができるかをロールプレイで体験してもらった。各自我状態を表す団扇を作り、生徒が楽しく興味を持って理解できるように工夫した。

授業参観、各クラスへの昼食巡回、部活参観

授業参観や昼食巡回等ではクラスをはじめとする集団における生徒の様子を観察することができ、集団に馴染みにくさや被排他感をもっていると思われる孤立している生徒をチェックできた。

休み時間や授業中の校内巡回、声かけ

授業中の巡回では、授業をエスケープしている生徒を対象に声かけを継続している。声かけなどが定着することで、S Cへの信頼感のもとに反発をしながらも生徒はありのままの姿を見せてくれるようになり、友人関係や学習のちょっとした悩みや愚痴を言いやすくなっている。

保健室や別室への関与

色々な生徒がやってくる保健室にS Cが関与することで、心の問題を持った生徒を早い段階でケアに繋げることができている。人間関係をつくるのが苦手な不登校傾向の生徒が入室している別室でも同様なことが言える。

(イ) 早期発見・早期対応

1年生全員面接

目的は「S Cと話す体験・話せばきいてもらえる体験」である。一人7分ほどの面談で、面接のポイントとして5つの質問項目(自己肯定感、自己受容、対人緊張、劣等感、充足感)を中心にした。また、生徒が家族及び自分のイメージが分かる手掛かりとして「家族関係イメージ図」を丸や楕円で描いてもらった。面談後、担任へのフィードバックを通して、気になる生徒に対して担任から見た生徒観や課題など情報共有をし、今後の対応を話し合っている。なお、実施に当たって1年生の保護者には事前にその目的などを文書で説明している。

教育相談部会(不登校部会)、生徒指導部会への定期的参加

それぞれ毎週1回行われる部会に参加しているので、生徒の様子が連続的に分かり、変化の表れ始めた段階で、担任とのコンサルテーション、生徒面接や保護者面接などタイムリーに関わることができている。

「いじめ対策委員会」への参加

小学校時代からのいじめのケース、友人関係のトラブルから身体症状を起こし保護者からいじめの訴えがあったケース、同様に本人自身と保護者がいじめと訴えたケース等に対して、学校組織や必要に応じて他機関との連携をして事実関係や具体的改善策やS Cの担える役割などの共通理解を図り解決に向けた。

ストレスチェックアンケート実施

全生徒に対して実施し、リスクの高い生徒の結果は担任、生徒指導部会、教育相談部会にフィードバックし、今後の見守りや早期支援に繋げた。

S Cとの教育相談

定期教育相談前に希望調査を行い、担任との面談後に希望者に対してS Cとの教育相談を行っている。実際に数名が活用し、いじめに繋がるような対人関係の悩みが出され

たが、本人の了解のもとに担任につなげ調整がなされたため問題に至らなかったケースがあった。

保健委員会との連携

保健委員会が行った生徒の悩み相談(対人関係の悩みが多かった)にSCが回答した。

(ウ) 教育相談体制の充実

教育相談部会に定期的に参加し、課題のある生徒に対しての共通理解を行うために必要な時は専門的立場から心理的視点での理解の仕方について助言し、生徒への見方が複層的にできるようにコンサルテーションを行うことを心掛けている。また、不登校生徒への対応では、生徒、保護者へのカウンセリングを定期的に行い、SCコーディネーターや別室担当の先生、支援員と連携を密にとる中で共通理解をし、対応の工夫を話し合ってきており、教室復帰ができた生徒もいる。一方、全く登校できない生徒に対しては、本人の了承のもと「学校の風を送る」という思いで担任と共に家庭訪問を行うことで関係性が作られ、新学年になり別室登校ができるようになったケースもある。

(エ) 教員研修

学級での円滑な人間関係づくりに生かせるように、構成的グループエンカウンターについて夏季教員研修を行った。「非言語的コミュニケーションの体験 - 風景構成法を用いて - 」のワークを通して体験的に理解してもらえた。

生徒へのアンケートやWISCの結果をもとに、その読み取り方や生徒理解の仕方についてミニ研修を行った。

(オ) 保護者・地域社会の取り組み強化

小学校からの依頼で「子どもへの関わり方や子ども理解を深めるために」等の保護者研修を2回行った。また、SCが、市の青少年育成会議、市連絡協議会、教育委員会の構成員や各校の管理職はじめPTA会長など関係者に対して、「子どもの心を育むための関わり」というテーマで講演を行った。

おわりに

今回の報告からは個別のケースについての成果ではなく、学校全体としての成果を読み取ることができると思う。これは、一つの取り組みで実現できたものではなく、SCの学校に対する支援の積み重ねが、成果として現れたと言えるのではないかと。生徒や保護者の個別面談、教職員へのコンサルテーションに加えて、校内巡回、心理授業、各部会出席、各種研修会の実施、生徒会との連携、アンケート実施といった多岐にわたるSCの活動の蓄積が、「相談」あるいは「支援」という土壌を作ってきた。そこには当然ながら、学校や教育委員会の理解や連携があって実現できたものであり、そのような関係を築くこともSCの活動においては重要であると。その土壌があってこそ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が可能になるのではないだろうか。このようなことから「相談」「支援」などの視点を学校内でより強化していくことが、いじめ問題のみならず、不登校、問題行動などの学校の課題に対しSCができる学校支援であると考えている。

7 京都府臨床心理士会

「学校を支援するいじめの問題に対する効果的な取組事例」

学校臨床心理士部局 コーディネーター
芳田眞佐美

～いじめの被害・加害の両方に対応した事例～

校種：高校

関わった教職員：被害・加害生徒の担任
加害生徒の担任（1名）
学年主任
生徒指導部長・クラブ顧問
保健部（部長・養護教諭）
管理職（校長・教頭）

関わった生徒：被害生徒
保護者（被害生徒）
加害生徒（2名）

事例概要：

夏休み前のいじめアンケートで、被害生徒よりいじめにあっていることの記入がある。

後日、担任との個人面談で詳細を語り、学校はいじめがあったことを認識して、具体的な対応を取り始めた。SCは、まず初めに担任からこの事実をうかがい、一緒の対応について考えていった。また、学校体制として、個別に先生が対応する傾向があるため、関係者で情報共有する会議を設定してもらい、方向性、役割分担をおこなった。

担任には、被害生徒、保護者の対応、生徒指導部長はクラブ顧問という立場もあり、加害生徒への対応は、直接行わず、別の生徒指導の先生が対応した。保健部は、学年の教員団の意思疎通のむずかしさがあるため、その間を上手く仲介していく役割を取ってもらった。

学校は、まず被害生徒から事実関係をしっかり聞き取り、第一に安心して校内で過ごせる環境を確保することに努めた。また、一方で加害生徒に対しても、迅速に取り出して、事実確認を行い、本人、保護者も含めて指導に入ることの確認をして、謹慎処分となった。自宅謹慎ではなく、別室登校の形で、加害の生徒への指導を行っていった。

被害生徒は、事実を話した直後からホッとした様子で、保健室などで休息にくることはなく、その後も通常の学校生活を送っていた。

加害生徒については、一定の謹慎期間の後、教室に戻っていったが、教室内や部活でも、大きな混乱なく、通常の学校生活に戻っていった。

SCの対応：

まず、被害生徒の担任から、事実関係をうかがい、担任には危機意識が強くあったが、学年団にはその意識が薄いところがあり、学年の意思疎通のまずさを感じられたので、まずあ、情報共有と方向性の一致に努めることの必要性を、保健部に伝え、対応をお願いした。そして、孤立しがちな担任のサポートを保健部とSCで話をしっかり伺うことでサポートした。

翌週から、被害生徒の面接、見守り、保護者面接を行い、被害生徒が安心して校内で過ごせる環境作りを優先に考えておこなってきた。幸い、被害生徒が、担任に話をした時点から、ホッとした様子で、大きな混乱なく学校生活を送ることができた。SCとしては、被害生徒への面接は1回のみで、今後何かあれば、いつでも話に来てよい事を伝えて終わった。家庭訪問した担任によると、母親が被害生徒の対応をどうしたらいいか？不安に思っておられるとのことで、母親と1回面接をおこない、本人の家庭での見守りについてお願いし、気になることがあれば、すぐに相談できる体制にあることを伝えた。

加害生徒の謹慎期間は、特に大きな動きはないと思われたので、謹慎後、教室に戻る際に気をつけることについて、保健部の先生方と話し合い、管理職を含めて、検討してもらうことをお願いした。

謹慎期間中、生徒指導部より、加害生徒の様子が気になる、ということで、それぞれの面接を設定される。加害生徒2名は、クラブの習慣で、大きな声であいさつ、返事をするように指導されている。今回も、謹慎中、きちんと時間通りに登校し、静かに課題をこなしてはいるが、どうも指導が入っていない感じがする。

は神妙にしており、まだ反省している感じはするが、は、つられてやっていたところがあり、深刻に受け止めている感じがしない。謹慎処分の申し渡しの際の保護者との会話でも、今回何が悪かったのか？がきちんとわかっていないようだった。

生徒指導部のやり方では、指導が入らない感じがするので、一度会ってもらいたい、どのように対応すれば、指導が入るのかアドバイスが欲しい、とのこと。

加害生徒それぞれの面接することに。

は非常に緊張した様子で話をする。被害生徒への行為を悪かったと、反省している。と同時に、本人自身も2,3年生から暴力的なことをされた経験を話す。最初の委縮した感じから、話をしていると徐々に怒りの感情を出してきた。

は、一見すると姿勢正しく、話を聞いているように見えるが、返事を返しているだけで、こちらの話聞いていない様子がある。今迄の経緯について尋ねても、「なんとなく」とハッキリしたことが言えない。今後、どうすればいいか？という問いには？「分からない」と答える。自分のしたことの重大さがわからず、ニコニコしている。

加害生徒 ともに、自信の乏しさ、家庭内での自分の居場所のなさがあった。

は怒りの感情を持ちやすく、その適切な多雨処方を持っていないことがわかった。カウンセリングの中で、非常に素直に話をする姿勢があり、謹慎後の自分の行動に不安を感じていたので、再度カウンセリングの約束をした。

は状況把握をする力の弱さがあるのか、現在の謹慎中である意味をしっかりと受け止めていない様子があった。教員からも の飄々とした態度が気になることが、今回の件の前から気づかれていたようで、他の生徒指導の場面でも、主導で問題を起すわけではないが、問題の起こる周辺に がいることが多く、今後も気をつけて様子を見守る必要性を確認した。このような経緯から、 も謹慎後、カウンセリングで継続的に様子を見守ることにした。

謹慎後、 ともカウンセリングが設定され、 については、非常にすっきりした表情で、謹慎中に自分がすすむべく方向性（進路）について考える時間になり、これから取り組む課題（勉強）について話することができ、カウンセリングを終了した。 は相変わらず、飄々とした感じであったが、落ち着いた様子で教室で過ごしていることが担任から報告された。 につられて行動することが多く、被害生徒とクラスが違うことから、今後の関わりは少ないというところから、 自身は、「被害生徒関わらない」こと、距離を置くことが問題解決になるという理解にとどまっており、根本的な理解には難しい様子だった。そこで、今回はこれで一旦終了し、今後も、学校での様子で気になることがあれば、話を聞くことがあるかもしれない、と伝えて終わった。

この件以降、学校は、教育委員会の方針もあるが、いじめアンケートをしっかりと取り活用している。状況把握することの大切さを痛感しており、毎年2回、いじめアンケートを取り、担任、学年で把握し、気になる記述に関しては、生徒から詳しく話を聞く取り組みは、現在も継続して行われており、いじめの早期発見やアンケート自身が未然防止に役立つものになっていると思われる。

8 大阪府臨床心理士会

「学校を支援するいじめの問題に対する効果的な取組事例」

(ア) 未然防止のための取組

・学年全体にワークショップを取り入れた未然防止の取組を実施した小学校の事例報告

本事例は、日本臨床心理士資格認定協会から私学学校臨床心理士として派遣されていた私学小学校での取組。

仲間はずれや児童間のトラブルが頻発し、学年全体が落ち着かない状態にあった4年生全員に対して、冒険の要素を取り入れた活動を通して、個人の成長と人間関係の改善を促すグループワークの手法である「アドベンチャーカウンセリング」ワークショップを実施した事例。

(注：アドベンチャーカウンセリングとは、冒険(アドベンチャー)の要素を取り入れた活動を通して、信頼感、コミュニケーション能力、チャレンジ精神などを学び、個人の成長と人間関係の改善を促すグループワークの手法)

SCは、授業見学や個別相談事例を通じて学年が抱える課題を抽出し、今どのような内容のワークショップが児童のために効果的かを提案し、コーディネーターとして関わった。「少しの意見の相違によって責められる集団」から「クラスは安心して失敗できる集団」へと転換できる可能性を多くの児童が気づき、一人ひとりがクラスや仲間のためにできることがあると実感できたようである。参加児童から「みんなとコミュニケーションをとること＝カウンセリング」だとの感性豊かな感想が寄せられた。いじめ予防のためには子ども達の潜在的援助能力を引き出し、自分や他者のために活かせるようサポートしていくことが必要であろう。

内容

冒険(アドベンチャー)の要素を取り入れた活動を通して、信頼感、コミュニケーション能力、チャレンジ精神などを学び、個人の成長と人間関係の改善を促すグループワークの手法である「アドベンチャーカウンセリング」ワークショップを実施した。

目的

児童個々に潜在するリーダーシップ能力や援助能力を引きだし、協力し合えるクラスづくり、学年集団を育て、いじめ予防やよりよい人間関係づくりのための発達促進的取組として位置付ける。

概要

SCは学校からの要請を受け、授業見学や個別相談事例を通じて学年が抱える課題を抽出し、今どのような内容のワークショップが児童のために効果的かを提案し、コーディネーターとして関わる。講師を招き、4年2クラスに対しクラスごとに各90分で「アドベンチャーカウンセリング」WSを実施した。WSでは、SCがアシスタントとして参加し、児童やグループ全体を観察した。教員はWSには参加せず児童の様子を見守った。振り返りでは教員と講師、SCが相互にフィードバックを行った。

WSの実際

1. アドベンチャーカウンセリングの説明
2. 4つの約束「一生懸命」「公正・公平に」「安全に」「楽しく」の説明
3. アイスブレイキング ・ハッピーじゃんけん ・キャッチ
4. 課題 ・まんやかに置いたフラフープを踏んで場所移動 ・背面タッチ鬼ごっこ
・大縄跳びを使って 蛇渡り ゆるゆる飛び 2人でくぐる 4人でくぐる 全員クリア

WSの感想

1. 児童(抜粋)
 - ・ぼくは楽しかったです。しっかりできていたか、ルールを守っていたか、他の人から見たらふざけていたかもしれません。だから自分で判断できるようになりたいです。
 - ・やってみて協力というものが良く分かりました。でも意外に協力が難しいことがわかりました。

- ・クラス全体でひとつのことをするとき、たくさんの意見が出るのは仕方がないけれど、少しの意見の食い違いで人を責めたりするのはよくないんだとあらためて感じました。
- ・友だちと一緒に遊んでいたら、無視されたりして、一人で遊んでいたもやもやが消えてすっきりした気持ちになりました。
- ・特に楽しかったのは、なわとびをくぐるゲームです。なぜならそれが一番協力できたとおもうからです。
- ・みんなは人のことを追いやったりせず、優しい心をもたないといけないのだなと思いました。
- ・「みんなとコミュニケーションをとること = カウンセリング」なのかなと思いました。大縄くぐりの時、いつもは引かかると何か言われそうだなと思いますが、今日だけ引かかってもいいような気がしました。「ドンマイ」「だいじょうぶだよ」などと言ってくれそうな感じでした。
- ・人にはいろいろな心があるのだなと思いました。私はこれからも、こまっている子の手助けをしたり、怒っている子をなぐさめてあげたりしたいなと思いました。
- ・1人でやるよりみんなでやる方が面白いと改めて思いました。
- ・楽しかったです。仲間は大切だなと思いました。
- ・みんなが一致団結したと思います。ぼくは、静かにすることを、ちょっとだけできるようになった気がします。
- ・今日のワークショップでは、ただ楽しむだけになってしまっていたと思います。もし今度やれる機会があったら、次は一生懸命にやりたいと思います。

2. 教員

- ・体を思い通りに使えない子どもの多さに驚いた。体をコントロールすることが難しいのではないかと思った。間合いやタイミングの取れない子たちがいることがわかった。
- ・縄跳びくぐりでは、一人がくぐる様子をみんなが見ていた。自然とドンマイという子もいた。これまで全員がひとりの行動を見守るということがなかったのがよかった。
- ・みんなで課題を達成させたいという目的意識が強くでていて団結している感じがみられた。
- ・言って聞かせるよりアクションを取り入れると集中力が増した。
- ・子ども達が生き生きして嬉しかった。

・大阪府教育委員会発行のワークブックを活用しての取組み

大阪府教育委員会と SC (SCSV、チーフ SC ら約 25 名) がモニター試行期間も入れ約 3 年かけて協働作成したワークブックを活用しての取組み。

このワークブックの正式名は「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット～いじめや暴力行為等の未然防止と解決に向けて～」であり、通常“ブックレット”と呼ばれ、府 SC 全員と(大阪市と堺市を除く)全ての市町村教育委員会に配布されている。

このブックレットは、大阪府教育委員会が、平成 18 年より“いじめ問題への取組み(未然防止、早期発見、早期対応、再発防止)”や“暴力行為への指導”への取組む際の支援の一助として様々なプログラムが実施されていたことに加え、さらに「(臨床心理士である SC の)臨床心理学的な観点から児童生徒の内面の理解を深め、教員とともに児童生徒に関わることがいじめ問題や暴力行為への指導に役立つ」という考えより作成されたものである。

具体的には、実際に司法矯正機関で実施されている社会性涵養プログラムを参考にしたワークプログラムと SC によるコメント等をもとに 9 つのワークで構成されている。それらのワークは、児童生徒自身にとってカタルシス効果のあるワーク、臨床心理学的投影法的な視点によって、教職員や SC が児童生徒の内面の理解をさらに深めることができるワーク、児童生徒がリラクゼーションしたりソーシャルスキルを学ぶワーク等があり、個別でも集団でも実施できる内容である。

また、児童生徒自身が自分の気持ちに言語的、非言語的にふれることによって、(今まで気づかなかった自分の)気持ちに気づく体験ができ、さらにその気持ちに向かい合う体験ができる。その体験は自分の気持ちに振りまわされて、いじめをしてしまう児童生徒の自己抑制につながり、いじめの未然防止に役立っている。また、教員がともに取り組むことにより、教員の子ども理解につながり、教

育相談体制の充実にも効果がある。

【実施例】

- (1) 大阪府教育委員会主催研修会にて、生徒指導担当教員約 300 名に対して、集団に対するブックレットの実践報告といじめの未然防止についての研修を実施。いじめの未然防止において、ブックレットの体験型ワークの有効性を説明した。(研修後、「自校での研修を」と依頼されたこともあった)
- (2) ある(複数の可能性あり)公立中学校の全教員対象に学校いじめ防止基本方針といじめの未然防止におけるブックレット活用の有効性について説明、教員の子ども理解に対する助言を行い、教育相談体制において大切なことを確認した。
- (3) ある公立中学校 1 年の教員対象に、まずブックレットの研修を SC が実施。実際に教員らにワーク体験してもらい、いじめにおける子ども心理と未然防止について説明。その研修を踏まえ、教員が全クラスで数回のワークを実施し、そのあとワークの意味といじめについて話をした。実施後、管理職を含めて教員らと SC とで振り返りを行った。その中で、教員の子ども理解に対する助言を行い、教育相談体制において大切なことを確認した。

上記(3)のようなクラス全体への実施は、いくつかの小学校や中学校で行われている(今後予定されているものもある)。未然防止、心理教育として集団で行われる場合もあれば、荒れの強い学校で危機感を感じた教員が「今までの指導とは違う何か別の関わり方をしたい」との思いより集団や個別で実施される場合(下記(ウ)の教育相談体制の充実にて述)もある。教員と SC の実施前打合せと実施後の振り返りやディスカッションは必ず行うが、実施時は上記のように、各クラスの担任等の教員のみで行う場合もあれば、進行は SC がして教員は傍でサポートあるいは観察に徹する等、それらは学校や学年、教員のニーズによって変わる。

(イ) 早期発見、早期対応の在り方

・上記(ア)未然防止のための取組 2.大阪府教育委員会発行のワークブックを活用しての取組みで述べられた“ブックレット”を活用した SC 面接における取組み

SC の個別面接やグループ面接の中での実施。最初は非行傾向にある生徒や不登校の生徒への面接として生徒らに会い、その中でこのブックレットを活用していたが、その中で「この頃、グループの中で避けられているような気がする。だから授業に出たくてもみんなと行動を一緒にしないと不安」「最近、みんな冷たい、外されているかも。だから学校に来にくい」等の発言があり、そこからいじめの早期発見につながり、加害側、被害側両者の思いを当該生徒、SC が個別に聞き、教職員とも情報を共有し、生徒指導に工夫がなされ(問題行動をただ注意指導するのではなく、規則を提示しながらも本人の気持ちに寄り添うことを今まで以上に意識した指導等)また、継続面接の中で、実際に戸惑っている場面におけるソーシャルスキルをワークを活用して生徒らと一緒に考えたりし、現実生活に生かされるようシュミレーション等の早期対応を行った。

(ウ) 教育相談体制の充実

・荒れの強い学校で危機感を感じた教員が「今までの指導とは違う何か別の関わり方をしたい」との思いより実施予定の事例(この事例はまだ学校側との数回にわたるディスカッションが行われているという実施準備段階であるため未実施)

荒れが深刻な学校でのケース。日々の対応に追われ、疲弊感と無力感を感じている教員に対し、2 年間はまず、教員の気持ちの受容に務め、SC は(提案は控え)学校より求められたことをまず丁寧に行うことを心がける。その中で管理職より、「この学校は(専門性と外部性を持っている)SC からはどう見えるか?」という問いに対し、「熱心な教員が多いにもかかわらず、学校としての生徒に対応す

る体制が充分ではないため個々に教員が動いてしまい、労力がもったいない」「また、体制が整っていないことが、より一層の疲弊感、無力感を教員の気持ちの中で増長させているのでは？」と伝えていた。それを受けた管理職がまず、週 1 回のケース会議が定例化し、そこで話し合われたことがきちんと学年で共有されるよう徹底に努めます。

3 年目の 1 学期に、グループ内でからかいや悪ふざけ（例えば、グループ内でふざけ合っている最中、生徒 A が冗談で言ったことを、B が真に受けたように装い極端な行動をとることにより、A を追い込み、冗談でいったことを引くに引けないように、B や周りの生徒らが追い込んでいく）が続き、そこから深刻なトラブルが生じるという事象が、同一学年の別々の複数のグループ内で起きた。ケース会議で、「特定の生徒らの問題」だけではなく、「このようなことが起こる学年・学校全体の問題」として捉え、“生徒間のつながりの希薄さ”や“閉塞感”“他人だけでなく自分自身さえも大切にしない自尊感情の低さと無力感”等が根底にあるという意見がで、「このままではもっと深刻な事態が生じるのではないか」と危機感を持ちつつも、荒れの強い学校であるため既に今までにいろいろな対応をしてきているので、「何か今までとは違う関わり方、子ども理解が必要なのでは？」となり、SC に相談、協力の要請があった。これをきっかけとし、SC は心理教育的授業として、クラスごとに学年規模でブックレットの実施を提案。現在、当該校の SC、当該市のチーフ SC、当該市担当の SCSV と学校で実施に向けて打合せ中。

（エ）教員研修

・大阪府及び市町村教育委員会主催や学校主催、或いは私立校の合同研修会でのいじめ問題に関する教職員研修

上記（ア）未然防止の 大阪府教育委員会発行のワークブックを活用しての取組みで述べた【実施例】3 つ参照。

他にも、府や市町村教育委員会の 10 年経験者研修（約 850 名対象 3 回に分けて実施）や教育相談研修（府や市町村によって人数は違う、それぞれ約 20 名～60 名の参加）等のプログラムの一つとして教職員を対象に実施し、ブックレットのワークを実際に体験してもらった。

その際、ただ体験してもらうのではなく、いじめについて、“関係性”“暴力の種類と在り方”“本能としての攻撃性”“発達等”複数の視点で捉え、いじめ事象だけに目を向けるのではなく、いじめ問題に関わった全ての児童生徒自身やその背景も含めた多面的な理解を深めてもらうよう努め、それに応じた対応についての示唆を行ったり、教員側から出された具体例にもフロアーとディスカッション等を行った。また教員自身のワーク体験は、「自分の気持ちを表現する」ことの難しさや気持ちよさへの気づき、さらにその重要性を実感してもらった。

“いじめ問題の対応について”の研修（ブックレット不使用）：複数あるがその中の 1 つとして、以下に報告。

小学校で生じた問題（複数人数の児童による支援学級児童へのからかい、悪ふざけ等のいじめから、学年全体の授業崩壊、保護者間の対立等が生じ、昨年度から今年度にわたり生じ、複数の担任が交代した事例）のケースカンファレンスを実施。「今までの対応」を振り返ることを通して、「そのとき何が起こっていたのか、それは（関わった児童それぞれに）どのような意味があったのか」について教職員間でディスカッションを行った。それを通して、関係児童とその保護者らに対する理解を、実感をもって教職員が納得することができ、自分たちの疲労感、無力感、焦燥感がある程度収まり、「今後どうしていくか」「具体的にどのような目標をもち、明日からどうしていくか」等の手立てを前向きに共に検討することができた。

（オ）ネットいじめ対策（カ）保護者・地域社会の取組強化（ク）その他についても、SC が実際に取り組んでいることはあるかもしれませんが、残念ながら当会として把握はできていません。

9 岡山県臨床心理士会

「学校を支援するいじめの問題に対する効果的な取組事例」

学校臨床心理士部会 運営委員 児山志保美
学校臨床心理士部会 担当幹事 進賀 友一

1. 内容

- (ア) 未然防止のための取組 (イ) 早期発見・早期対応の在り方 (エ) 教員研修
(カ) 保護者・地域社会の取組強化

臨床心理士が、岡山県内の公立中学校において、参観日に全校生徒・保護者・全校教職員などを対象にいじめ・自殺問題等を含めた「いのち」について考える授業を実施した。

その後、本人も気づかないうちにストレスの発散として、いじめにつながりかねない行動をとっているものも少なくないことから「ストレスマネジメント」の授業を再び全校生徒・保護者・全校教職員などを対象に実施した。

いじめの問題を学校だけの取組みで終わらせるのではなく、生徒、保護者、教職員全員で取り組むことにより、家庭・地域と連携することで情報を共有し、周囲の大人みんなでいじめの予防や早期発見できる関係・環境づくりを目的として実施した。

2. 実践事例

「いじめ・自殺について考える授業」～「いのち」について考えよう～

- ・参加者：岡山県公立A中学校 全校生徒 保護者 全校教職員
- ・全校参観日(90分)

ア 授業の目的

中学生がいじめにより自ら命を絶つという大変悲しい出来事が起きていることを知り、一人ひとりの大切な命を守り、楽しい学校生活を送ることができるよう、全校生徒の実態を事前アンケートで把握し、いじめ・自殺・家族の思いなど「いのち」について考える時間とする。

参観日に実施することで、保護者・教職員・生徒みんなで実態を知り、いじめ・自殺・家族について考えるきっかけとなることを目指す。

イ 事前アンケート

「いのち」のアンケート

- 1 人に言われていやだった言葉は何ですか？
- 2 人にいじめられたと思ったのはどんな時ですか？
- 3 いやな思いをするのはどんな時ですか？
- 4 今、友達にやめてほしいと思うことはどんなことですか？
- 5 友達にいやなことを言ったり、したりしたことがありますか？

・ある ・ない

【ある人はどんなことを？】

- 6 いやなことがあったら誰かに伝えてありますか？

・伝えていない ・時々つたえている

・いつも伝えている

【伝えている人は誰に】 【どんな方法で】

- 7 死にたいと思ったことがありますか？
- 8 どんな時に死にたくなりますか。
- 9 死ぬというのはどうなることだと思いますか？
- 10 死んだら、周りの人はどう思うと思いますか？
- 11 家族は自分のことを大切に

・絶対思っている

・たぶん思っている

・たぶん思っていないと思う

・絶対に思っていない

【そう思う理由】

ウ 授業の内容

事前アンケートをもとに、項目ごとにまとめ、授業を実施した。項目ごとに集計結果を伝え、コメントも加えた。「悩みを抱え、辛い状態が続くと、元気がなくなり、孤立しやすくなる。1人で鬱々と考えていても、良い考えが浮かばなくなる。ひどいときには死にたいと思うかもしれない。そんなふうになるのは弱い人間だからではない。それだけ追い込まれているからそんな状態になっている。だから早めに家族など誰かに相談しよう。誰かと繋がっておこう、困ったときにはSOSを出すことは恥ずかしいことではなく、とても大切なこと」などを伝えた。

エ 生徒の感想

うちの学校で、“死にたい”と思ったことがある人がこんなに多いのかと驚いた。保育園のころからの仲だから、“バカ”“ウザイ”“キモイ”って言い合うのは当たり前になっていたかもしれない。でも、いくら小さい頃からの仲だからといって言われて平気じゃない人もいることは、今日の授業で初めて分かった。もう少し気を付けた方がいいと思った。

死にたいと思った人がいるということが分かってびっくりした。誰かは、分からないけど僕は悪口をして人を傷つけているからちょっと悪いことをしていたんだなあと思った。これからは、悪口を言ってイライラをぶつけないように気をつけて毎日少しずつ減らしたい。

いやなことがあったときは、自分の中だけで解決しようとするのではなく、誰かに伝えた方が良くということが分かった。相談は恥ずかしいことじゃなくてした方がいいことが分かったから、これからはちゃんと相談してみようと思った。

オ 保護者の感想

先生の話聞き、今日の勉強を息子はどう思っているのだろうかと考えることができました。小さいときから言われたら嫌なことは言わないこととか話してきましたが、実際にわかってきているのだろうかと思いながら聞きました。家族が「自分のことを大切に思っている」ということは伝わっているのかなと思いました。子どもに親は大切と思えることが伝わるように伝えていこうと思いました。思春期の子どもたちの悩みは、先生や親たちには分からないと思います。悩んでいる子どもたちが伝えることのできる環境や親になれば嬉しく思います。今日の授業のことを子どもと話してみたいです。

親や子どももとても良い勉強になったし、子どもと話し合うきっかけにもなった。

子どもたちからのアンケートをとって、その内容を考えていきながらの授業はとても勉強になりました。今の中学生はこんな事を考えているんだ。大切な問題です。いのち。これからもできるだけこういうチャンスをつくってもらいたいです。子どもと向かい合っていかなければいけないと思いました。

カ 授業の効果

授業は、外部の人間として第三者の立場で授業を展開することができた。アンケートを使用することで、一般的な話ではなく、自分たちの身近な実態を知ることができ、驚いている生徒・保護者・教職員も少なくなかった。みんなが一同に期して授業を行うことによって、子どもの思い、保護者の思い、周囲の大人としての接し方を考える機会になった。

また、同じ年の日曜参観日に再び授業を実施することになったため、今回と同じように生徒・保護者・教職員みんなで「ストレスマネジメント」について実施することにした。



「いじめ・自殺について考える授業」

「ストレスマネジメント授業」

- ・参加者：岡山県公立A中学校 全校生徒 保護者 全校教職員
- ・日曜参観日(90分)

ア 授業の目的

日々、いろいろなストレスを感じている。以前実施したいじめアンケートの結果からも、本人も気づかないうちにストレスの発散として、いじめにつながりかねない行動をとっていることもわかった。そこで、ストレスを正しく理解し、上手に「ストレスマネジメント」できるスキルを身につける時間とする。

また、日曜参観日に実施することで、生徒だけでなく、父親も含む保護者・教職員みんなでストレスマネジメントについて理解し、周囲の大人も余裕ができ、子どもたちにより良く関わることができ、いじめの早期発見や未然防止につながるきっかけとなることを目指す。

イ 授業の内容

まず、ストレスについてのレクチャーを行った。(良いストレスと悪いストレスがあること、ストレス反応、ストレスの発散方法などについて説明。また、ストレスはなくなるので、自分のことをよく知ってストレスと上手につき合うかを説明。)

演習ではワークシートを使用し、各自で自分を振り返り、会場全体でのシェアリングを行った。最後に、二人組でリラックスをする体験をして、授業を終了した。

レクチャーの資料の一部

ストレスマネジメント

性格は変わらない 「考え方」「行動」は
体質は変わらない 変えることができる！
環境は変わらない

何が自分にとってのストレスかを具体的に知る
自分のストレス反応に気付く
自分なりのストレス発散方法を身につける
早めに誰かに相談する(家族・友人・先生など)

優先順位(何を大切にするのか?)を考える

ストレスマネジメントのコツ

* ストレスがかかりすぎないように心がける。
ストレスはなくなる。

* ストレスから逃げる方法を考えるのではなく、
ストレスをいかにコントロールするかが大切！
ストレスとうまくつき合おう。

* ストレス社会を乗り越えるためにも
自分自身をよく知っておくことが大切！
上手にストレス社会を乗り越ろう。

ストレスの発散方法

* いろいろな発散方法をたくさん知っていると
ストレスの発散はしやすい。

* 「いつでも」「どこでも」「1人でも」
「お金がなくても」できる方法を知って
おくことが大切。

* でも、パソコンやゲームばかりなど、
長時間してしまうこと(依存が強くなる)、
暴言・暴力など「いじめ」や人に迷惑を
かける発散方法は絶対やめましょう。

* あなたにとってストレスとは何でしょう？

* ストレスがたまるとあなたはどんな反応が
起きますか？
身体は？ 心(気持ち)は？ 行動(生活)は？

* あなたのストレス発散方法は？

ウ 会場全体でのシェアリング

生徒・保護者・教職員がそれぞれの項目について全体に発表し、いろいろなストレスやストレス反応、発散方法があることが共有された。

エ 生徒の感想

ストレスは悪いことだと思っていたけど、良いストレスもあることを初めて知りました。良いストレスばかりだと良いなと思いました。ストレスの本当の意味が分かって良かったです。人によってストレスの発散方法が違っておもしろかったです。

ストレスについては知ってはいたけど説明しろといわれればできなかつたからよく学ぶことができてよかったと思う。ストレスについて考えてみたら自分はストレスが多い方だと思ってビックリした。発散方法とかも考えてみてよくわかってよかった。

結構身近なことだったけど、いつも考えたりしないので、ストレスについて分かって良かったです。一人ひとり違うからストレス解消法を自分に合っているものを見つけて、毎日をもっと良いものにしたい。みんながストレスマネジメントできて、みんなでもっと仲良くなれたらいいと思います。ストレスに負けずに、元気に過ごせそうです。

オ 保護者の感想

何となくストレスという言葉を使っていましたが、今日のお話を聞き少し理解できたような気がします。こんな風に自分のことを考える機会があるといいなあとと思いました。ストレス発散法をいろいろ聞いてよかったです。子ども・先生・保護者で聞くことで、それぞれの思いが聞いてよかったです。リラックスの体験にビックリしました。

ストレスについて、今の世の中みんな抱えているものだと思います。分かっていることですが、なかなかリラックスしてストレスを発散することができません。誰にでもストレスはあるのだから、互いを思いやりながら、自分だけでなく少しでも子どものストレスもとりのぞけていければ、いじめの予防にもなっているいいと思いました。

自分自身を知る良い機会になりました。悪いストレスのある時は、そのことばかりで頭がいっぱいになってつい子どもにもうるさく言うてしまうが、ストレスを解消する事をたくさん知っていたり、どうしたらよいかということを知っていたりすると何とかできそうなので違うと思います。これからはストレスと上手につきあいたいと思います。

カ 授業の効果

今回の授業は「ストレス」「ストレス反応」「発散方法」などについて理解し、自分の状態を振り返るきっかけになったと思われる。ストレスマネジメントは個人内のスキルとして今後も利用できると思われる。

保護者・教職員も一緒に授業を受けることで、みんながお互いの「ストレス」「ストレス反応」「発散方法」を知ることができ、子どもだけでなく、大人もみんな内容は違ってもストレスを抱えて生活していることが分かったと思われる。

また、日常生活のちょっとした場面のできる簡単なリラックス法も体験できたと思う。

前回の「いじめ・自殺について考える授業」を実施しているため、暴言・暴力や人にいやな思いをさせるなど迷惑をかける方法は「いじめ」につながるので絶対にしてはいけないことを伝えるきっかけになったと思われる。



「ストレスマネジメント授業」

3. まとめ

いじめや自殺問題、家族の思いを考える『「いのち」について考える授業』は、一般的な内容ではなく、生徒自身の実態がわかり、生徒も考えざるをえない身近な内容であった。『「ストレスマネジメント」の授業』については、ストレスについて新たな気づきが大いにあり、子どもたち以上にむしろ大人が知らないまま生活しているように思われた。

また、生徒、保護者、教職員全員が同じ授業を聞いたり、情報共有したりすることにより参加者全員の共通認識をもつことができた。“家庭や学校で大切にされている”という実感が、思春期の子どもにとっていかに大切であるかということが共有でき、大切に思っていることを適切に言葉にして伝え、困ったときには助けを求めることができる環境づくりの重要性を認識できたことは大きな成果である。

今回の授業を通して、あらためて生命の尊さや、どの子もかけがえのない存在であるということが学校と家庭・地域に共有され、理解も深めることができたと思われる。これらの「いのち」の大切さについて学ぶことで互いの関わりを大切に、接し方を考え、働きかけが変化するきっかけづくりの一助になったと思われる。

今後も生徒・保護者・教職員が共に考える機会を設け、学校と家庭・地域が連携して子どもたちが安定した日常生活を送ることができるような取組みを実施していきたい。

10 山口県臨床心理士会

「学校を支援するいじめの問題に対する効果的な取組事例」

SC部会 地域委員 中山浩行

いじめを知られたくないと訴えるA君の事例

重大事案になる前に

【 A君の事例の概要 】

A君は中1の2学期からクラスメート数名と昼休み時間にSC中山（以下、SCと表記）の居る相談室に遊びに来る生徒であった。そのA君が中2の2学期の9月末、A君はクラスメート数名と昼休み時間にSCの居る相談室にやってきて、クラスメートと楽しく遊んだり話したりして過ごした。昼休み時間の終わりのチャイムが鳴るとA君のクラスメートは教室に引き上げていったが、A君のみ相談室に残ってSCに向かって『友達がこの土日に遊ぼうと言っているが、どうやって断ったら良いのか？』と問う。その友達というのは、小学校の低学年の時からずっと一緒に遊んできた友達7人で、昼休み時間に一緒に相談室に来た生徒とは違う友達だと言う。SCが土日にその友達と遊ぶのに抵抗があるのかと聞くとA君は『特に理由があるわけではないが、何となく気が進まなくなった』と言う。A君の話では、土日は習い事があり、家族で買い物に出かけることも多いということだったので、SCよりA君に『この土日は習い事が重なって遊べないと言い訳を使おう』と真剣に伝えるとA君は『あ、言い訳して良いんだ』と言って教室に戻っていく。

次の週、SCが早朝Am7:00にA君の通う中学校に入るとA君が校門の所でSCの車を待っていた。SCが車を止めるとA君が駆け寄り『この前の土日は、習い事があると云ったら友達が分かってくれて遊ばずに済んだけど、この次の土日はどうしたら良いのか？』と聞く。SCより『なんだ、友達と遊ぶのに気が進まないというのは、どうやらこの前の土日のことではなかったみたいだね。話しにくければ無理にとは言わないけど、友達との間でどんなことがあるのか教えてくれると対応方法が分かり易いかも』と伝えた上で、『本来はA君のお父さんやお母さんの了承を取らないと絶対にしないことだけど、私がどうしてもA君と直ぐに話したいと思うので1時間目の授業時間に話そう。担任や教育相談の先生方には私の方で了解を取る』と説明して1時間目の授業時間を割いてA君の面談をすることにした。A君はSCとの面談自体も『絶対に自分の親には内緒にして欲しい』と何度も念を押す。そして、担任や教育相談の先生方にはSCより『Am7:00時から校門の所で私を待っていていたくらいなので、A君の相談はひよっとするとかなり深刻な相談かもしれない。だから、1時間目の時間を使わせて欲しい。それと、A君が保護者には内緒にして欲しいと言っているので、とりあえず今日のA君との面談は保護者に内緒にしてやって欲しい。もし後になってA君の保護者から苦情が出たら、SCがその責任を取るのよ』と説明し先生方の了承を得る。

SCの居る相談室に入るとA君、『絶対に他の人には言わないって約束してくれる？』と言い、父親や母親のみでなく学校の先生方に対しても絶対に内緒にして欲しいのだと念を押す。SCより守秘義務のことを説明した上で『君の話の内容が万一他の人に話さなくてはならないような内容だったとしても、君の了解を取らずに私が勝手に話すということは絶対にしないと約束する』と伝えるとA君は納得してくれて次のような話をしてくれる。

小学校からの友達7人は、中学校入学後、学校の昼休み時間や掃除時間など、A君の背後

から近寄ってきて、いきなり蹴りを入れてきたり、肩パンをしてきたりするのだと言う。また、放課後に呼び出され『何か面白いことをやれ』と言われてA君が一発ギャグをやってみせると友達7人が『面白くないぞ』と言って一斉に小石を投げかけてくることも頻繁にあったと言う。その7人の友達は学校の先生や他の友達が見ている前では絶対にそんなことをせず、人から見えない校舎の陰や校門の外に呼び出されるのだと言う。そして土日のことについては、友達7人から『一緒に遊ぼう』と公園に呼びだされて、学校と同じように『何か面白いことをやれ』と言われて小石を投げつけられること、『奢ってくれ』と言われてお菓子やジュースを奢ることもあれば、A君がお金を持っていないことが分かったと叩かれたり蹴られたりする事も頻繁にあったと言う。

ここで、A君に『中学校入学後にそんな状況になって約1年半。私からすると随分辛い状況だと思うが、誰かに相談したことはあるの?』と問うと、『誰にも言っていない。学校の先生の前では仲の良い小学校からの友達ということになっているし、第一、例えば学校の先生に相談して、学校の先生が友達7人に事実を確認して指導してくれたとしても、友達7人はチクッたと言って、さらに陰でいろいろしてくるので意味がない』と言う。SCより、『ひょっとして、そんなことが実際にあった?』と問うとA君は『実際にそうなる前に、とにかく自分が言わないのが一番』と言う。SCより『お父さんやお母さんにも絶対に言わないで欲しいと言うのも、それが関係している?』と言うとA君、『それもあるけど』と濁して『それは言いたくない』と言う為、『じゃ聞かない。ただ、言いたくなったらきちんと言って欲しい』と伝える。その上でSCからA君に『私が絶対に守るので、どう対応するのがA君にとって一番良いのか一緒に考えさせてくれないか』と伝えるとA君は更に次の話をする。

A君がSCに『友達の誘いをどうやって断ったら良いのか』と聞いた前の週の土日は、中学校から少し離れた山に行き、BB弾を持ち寄ってサバイバルゲームをすることになり、A君を含めた8人が、最初4対4でゲームを開始。しかし、ゲームを開始して10分が過ぎた頃にA君が気付くと、A君のチームはA君1人になっており、残りの他の7人が一斉攻撃を仕掛けてきたのだと言う。この為A君が『1対7は辛い』と訴えると、チームの仲間だったはずの3人が『俺らは相手チームに撃たれたから相手チームに組み込まれ相手チームに入った。だから、お前がそんなことで文句を言うのは間違っている』と言ってA君を上半身裸にしてBB弾を至近距離から撃ってきたらしい。SCがA君にお腹の辺りを見せて貰えるかと聞くとA君が見せてくれたが、何とBB弾の跡が今なお残っている。この出来事はA君にとってこれまでにない恐怖心を生んだようで、中1の時から何とか1人で踏ん張ってきたが、1人ではどうしようもないという思いと、『この辛い状況が続くくらいなら、いっそ自分が消えてしまった方が楽かもしれない』という思いが自分の心から消し去れなくなったのだと言う。SCより『ひょっとして自殺ということが頭を過ぎったりしたってということ?』と問うと、A君は黙り込む。SCより『私はA君と出会って話せたことが本当に嬉しいし、生きているからこうして会えたと思う。私はこの出会いを大事にしたい。だからこの先どうしたら良いかをA君と一緒に考えたい。2人で一緒に考えるという方法でやっていくから、私が諦める前に、自分1人で先に諦めることだけは絶対にしないで欲しい』と伝えるとA君、涙を流して首を縦に振ってくれる。

この後、A君と友達7人との間であった出来事の実態関係を聞きながらメモを取り、とにかくA君の気持ちが落ち着くのを待つ。そして、A君の気持ちが落ち着いてからSCよりA君に幾つかの提案をして、その提案についてA君としっかり話し合いを持ちA君の了解を得た。その内容について簡単に示す。(なお、A君に対する友達7人の行為については、この後は『いじめ』として記載していく)

- ①『自分が消えてしまった方が楽かもしれない』というところでは、SCの携帯電話の連絡先を教え『何かあったら必ず連絡してくるように』と約束。その上でSCより『中学校に週1回しか勤務しないSC1人では、何かあった時の緊急の対応が遅れてしまう恐れがあるし、SCはその部分で後悔したくないので、A君が学校に居る時間帯、SCの信頼している複数の学校の先生の力を借りることをA君も理解してくれると助かる』と伝えてA君の了承を得る。また、その先生方はA君が『この先生になら伝えて良い』という先生に限り、その先生方にはA君の話の全容を説明し、当面はA君を見守るように関わってもらい、A君の了承のないところで勝手に友達7人に対して指導したりしないよう協力を求める。さらに、その先生方から『学校全体で全校生徒に対していじめの状況を把握する』という目的で全教員での校内巡視の体制を作ってもらい、その中でA君に対する友達7人のいじめの現場を押さえる努力をしていただき、少なくとも『A君がチクった』という状況での友達7人への指導にならないように配慮する。

土日については、A君が家で用事がある時、習い事がある時以外は、可能な範囲内で、部活等を利用してA君が学校に来ているという状況を作る。また、学校への登下校時の対応に関しては、地域の子も見守り隊の方々に、校長先生や生徒指導主任の先生の方から『地域でのいじめ対応に関しての一般的な協力』を求め、特にA君の地域の子も見守り隊の方には、A君のことを伝えないままに重点的な見守りを願う。

- ③A君が『お父さんやお母さんに今日の話を伝えて欲しくない』と言っている部分については、SCよりA君に『これからのことを考えると、A君と私が知り合いであることをお父さんとお母さんにどうしても伝えておきたいので、私の方からお父さんとお母さんに声を掛けて直接会って話してみたいと思う。ただ、A君が今日の話をお父さんやお母さんに話して欲しくないと言うので、とりあえずはそれを尊重して、今日の話を直ぐに伝えるかどうかは括弧に入れる。それでも、万一、私がお父さんとお母さんと話をしてみ、私がお父さんとお母さんが信頼できる方だと思ったら、今日のA君の話を伝えたいと思うかもしれない。その時は、私がお父さんとお母さんに今日の話を伝えるかどうかの判断をすることになるので、その判断については、A君、私に預けてくれないか』と真剣に伝えると、A君は納得し『SCに任せる』と言ってくれた。

BB弾で至近距離から撃たれて傷を負ったこと、『奢ってくれ』と言う口実を使ってA君にお金を強制的に使わせていること、この2点に関してはSCよりA君に『傷害罪、恐喝罪』等の刑法に触れる問題であることを説明し、A君が警察に被害届を出すことによって、警察の力を借りる対応方法もあるということの説明。A君は『小学校からの付き合いだから、そこまでは』と言いつつも、『被害届を出すというのは、その友達7人の将来を考えて・・・ということもあるかもね』というSCの言葉を聞いて『その気になったらSCに伝えるから』と言う。

ちなみに、面談の最後に、SCはA君と話せて本当に良かったと思っているが、A君は何故SCに話してみようと思ったのかと聞いた。するとA君、『クラスメートと昼休み時間にSCの居る相談室に遊びに来るようになって、SCがクラスメートにバカなことばかり言って笑わせているのを見て、何だかホッとする感じがしていたから』と。

次に、その後の経過について、その概略を記す。

まず、A君との話し合いの中で、A君がいじめの問題を伝えて良いと言ってくれた学校の先生方は、校長先生、教頭先生、教務の先生、生徒指導主任、教育相談、学年主任、学年生徒指導、担任、部活の顧問の先生の9名の先生方。この9名の先生方と放課後にA君についてのケース会議を持ち、A君との話し合いの全容を伝えると共に、仮にいじめの現場を押さ

えて友達7人の指導に入る際は、必ずA君との間で、『いつ』『どこで』『どのような形で』『どのように』指導するかの話し合いを持ち、A君の了承が得られなければ、絶対に指導に入らないということを確認した。また、このケース会議の中では、①A君の了解が取れ次第、学校全体の教員に説明し、全教員での見守りをするということ、全校生徒対象の『教育相談週間』を開催し、その中でA君の友達7人の様子を把握し、この友達7人に対して、各担任が個別の話せる関係を作りながら関わっていくこと、③土日に関しては、A君が学校でも不安なく過ごせるように、9名の先生方が何らかの用事をA君に作り、それが難しい場合は、先生方からA君に電話をして様子を聞く等も確認。こうした学校の中での対応を開始しての半月後、学校の中では昼休み時間、教員の巡視の際に友達7人がA君を校舎の陰に連れて行くこうとして強引に手を引っ張ったり軽い蹴りを入れたりしているのを発見。これを機に、生徒指導主任や担任が中心となってA君としっかり話し合った上で、A君の友達7人とその保護者に対する指導に入ることができた。その際、友達7人のうちの首謀者である生徒の保護者から本人をSCに相談させたいという希望が入り、SCはその生徒の対応を開始。約1か月後、その生徒が『A君に心から謝りたいと思っているがどうしたら良いのか』と聞いてくる場面もあった。また、学校の外、地域においては、子ども見守り隊の方々がA君を含めた児童生徒に頻りに声を掛けられるようになり、A君にもA君が気軽に声をかけることのできる親しい地域のお爺さんとの関係もできた。こうした学校の内外での対応の中で、A君は学校の中では9名の先生方に、地域では『子ども見守り隊』の方々に、しっかり守ってもらっているという安心感を持って生活ができるようになった。

次に、A君の保護者について。SCとA君の父親と母親の面談では、A君が深刻な悩みを持っているにも関わらず、A君が父親と母親に絶対に言わないで欲しいと言っているということを中心に話し合った。すると、A君の父親と母親から次のことが語られた。A君が小学校1年生の時、A君が他の子どもたちにチョッカイをかけられたりすることがあり、いじめという程でもなかったが、A君が嫌がっている様子だったので、父親と母親と一緒に小学校の校長室に行って先生方と話し合いを持った。その際、小学校の先生方から『小学校の1年生なら、そのくらいのことはありますよ』と言われた為、父親と母親としては小学校の教員の対応に強い不信感を持ち、そこから小学校の先生方とA君の父親と母親の間でかなり激しいトラブルとなった。この激しいトラブルは、A君にとっては本当に辛いものだったらしく、それを境にA君は学校での出来事を父親にも母親にも一切話さなくなってしまった。つまり、今現在、中学校2年生であるA君は、その小学校1年生の時の体験から、今の時点で自分が受けている友達7人からのいじめについて自分の父親と母親に知られると、親と学校の間でたいへんなトラブルが生じるのではないかという強い不安を持っており、それを回避する為に父親にも母親にも絶対に知られたくないと思っていたということのようだった。SCからA君の父親と母親に『今の話をA君に直接確認しても良いか』と伝え、父親と母親から『ずっと気になっていながらA君と直接話し合う勇気が無かったので、是非お願いしたい』と言われた為、まずA君とSCで話し合い、その後、A君と父親と母親とSCとで再度話し合うことを確認。A君とSCの話し合いではA君は父親と母親がずっと気にしてくれていたと聞いて安心。A君と父親と母親とSCの話し合いの場では今一度そのことを確認した上で、A君に対する友達7人のいじめについて話し合ったところ、父親も母親もA君に対して『A君がどう思っているか、どうしたいと思っているか』ということを確認しながらやっていく。Aの気持ちを無視して勝手に動かないので、必ず親にも相談して欲しい』と言われ、A君も『父さんと母さんにもきちんと相談する』と約束。この後しばらくの期間を置いてA君は警察に被害届を出すことを自分で決めて父親と母親と話し合った。父親と母親はSCを介して生徒指導主任、担任とA君も含めた話し合いを持ち、その結果、A君と父親と生徒指導主任とで

警察に被害届を出しに行った。A君はSCに対し『自分と同じような被害を受ける生徒が出ないようにする為に被害届を出すことにした』と語った。

【 A君の事例に教えられたこと 】 紙数の関係もある為、ポイントのみ整理する。

まず、いじめの対応に関して、『いじめの被害に遭っている児童生徒の気持ちを大切にすることが大事』と言われることが多いが、実際はいじめの対応の中では『何をどのように対応すれば被害に遭っている児童生徒の気持ちを大事にしていることになるのか』ということを整頓しておく必要がある。A君の事例からすると、基本的なことではあるが、いじめの被害に遭っている児童生徒から『しっかり話を聞くことのできる関係を作ること』が他の何よりも大事であると言え、その関係の在り方が被害に遭っている児童生徒の安心感を育む。

次に、『いじめの被害に遭っている児童生徒は、自分から打ち明けることができない』と言われることが多いが、実際のさまざまなケース対応の経験からすると、いじめの被害に遭っている児童生徒は、一度は周囲の誰かに辛い気持ちや不安を打ち明けていることの方が圧倒的に多い。ただ、その内容が『友達関係で悩んでいる』とか『君に』と言われる』というような一般的な相談の内容であることが多い為、本人としてはやっとの思いで辛い気持ちや不安を打ち明けたのだが、その打ち明けた相手から『そのくらいのことは自分で対応しなさい』とか『大した問題ではない』と言われる、逆にA君のように大問題に発展してしまったという体験を持ちたりして、誰かに打ち明けることを諦めたり戸惑ったりしていると言える。この諦めや戸惑いに加え、A君のように『チクったと言われて陰でいじめが酷くなる』という不安が重なる為、ますます打ち明けることが困難になってしまう。そこにある問題というのは、いじめの被害に遭っている児童生徒が『いじめを訴える力を持っていない』ということではなく、『辛い思いや不安を安心して打ち明けることができる環境が無い』ということではないかと考える。その『打ち明けることができる環境』とは『人』であり、『人と人の心の繋がり』が大切となってくる。そう考えると、いじめの被害に遭っている児童生徒に対応する際のポイントの1つとして、『いじめを訴える力を育てる』のではなく、『いじめを打ち明けても良いと感じる、安心できる相手とはどんな人なのか』ということを整頓しておく必要がある。その『人』とは、いじめ問題に限らず、不登校や非行傾向の児童生徒等にとっても一緒であると考えられるが、簡単に整理すると次のような『人』ではなからうか。
①規制の価値観にとらわれずに話が聞ける。②児童生徒が悩んでいることに関する必要で十分な情報を持っている。③児童生徒に近い将来の目標を持たせ、一緒に動くことができる。

児童生徒の理解度や感情に合わせて話ができる。児童生徒を絶対に見捨てないという熱意を持っている。心のゆとりと遊びがある。児童生徒と一緒に居てホッとすることができる（基本的安心感に繋がるもの）。そんな『人』が必要である。

最後に、いじめ問題の対応に関しては、学校の中での教職員の連携、学校と保護者の連携、学校と地域の人々や専門機関との連携が大事であると言われるが、こうした連携を作る際に考えておくべきことについても触れておきたい。A君の事例のように、いじめの被害に遭っている児童生徒にとって必要なさまざまな連携は、いじめの被害に遭っている児童生徒が安心して学校生活や家庭生活を送る為に必要なものである。それは、いじめの被害に遭っている児童生徒が安心して会って話すことのできる人を増やしていくという形の連携であり、その連携の輪を広げていく作業の中で、いじめの加害者である児童生徒に対しても安心して会って話せる人との出会いが生まれると信じたい。その意味で、いずれの児童生徒にとっても、安心して話せる人を増やしていくことができるような連携作りは、いじめの予防にも繋がっていくものであると言える。

11 香川県臨床心理士会

「学校を支援するいじめの問題に対する効果的な取組事例」

- 学校との連携と教員との協働の試み -

(ア) 未然防止のための取組み ~集団(の空気感)への介入~

<臨床の枠組み内での啓発活動と心理教育>

事例 1 . SC が学校の教育機能を活用し、子どもたちにいじめ防止の啓発を行った事例

学校で暴言やからかい等が起こりやすい雰囲気があり、教員・生徒からなんとか全体の自覚を促し、学校の空気感を変えたいという相談が複数あった。いじめ防止対策推進法ができたが、そのことを生徒があまり知らない様子であったため、その周知をかねて、学校長に依頼し、全校に伝えていただくようお願いをしたところ、快く承諾してくださり、全校集会で周知するとともに、学校通信を通して、保護者にも知らせてくださった。SC は小学校区も担当しており、子どもたちや教員との付き合いも長く、信頼関係も築けていたため、当該校の教育機能の見とりが十分にできたことが援助につながったものと思われる。

事例 2 . スクールカウンセラー便りを使ったいじめ防止啓発事例 (*資料 1 参照)

「クラスで批判やからかいが起こりやすい雰囲気になっており、なんとか阻止したいが、あまり目立って注意すると自分がターゲットになりそうで、どうしたらいいか」という相談があった。本人ができることを話し合うとともに、学校全体への啓発活動のため、SC 便りでいじめ防止の法律ができたことを知らせ、なぜ起こるのか、どう考えたらいいのか、どうしたらいいのかなどを伝えることにした。

思ったよりたくさんの生徒が読んでくれていることが後日わかった。また、帰りの会などで、担任が取り上げてくださったクラスもあった。いじめにつながる態度や言葉遣いについて、生徒たちの認識が改まり、教員側も役に立つ内容であったとのことである。

事例 3 . 友達づきあいに関する心理教育について

ある中 1 のクラスで、言葉の使い方の問題で、お互いに嫌な思いをしているようだ、何か良い方法はないかと、学級担任から相談された。

その学校は、SC が長年、小中双方の学校に勤務しているため、子どもたちとは小 1 からよく知っている関係があった。また、小学校では、心理教育として SC が各学年で話をしており、毎年 6 年時は「中学校生活を乗り切るコツ」として、卒業前に講話をしている。その延長線上にあるものとして、中学入学後、1 学期の終わりに「中学校生活を乗り切るコツ 2」として、友達との付き合いかたについて、まず自分の気持ちを振り返り、その気持ちをどのような言葉で表現するかについてワークを行った。

言葉についてはすぐには変化しにくい部分があるが、それぞれの思いを話し合えたことで、関係がよくなり、嫌な思いをしたことを、人間関係を損なわずに話し合えたようである。また、その際に一緒に聞いてくださった教員からは、子どもの思いが聞けてよかったとの感想があがったが、その後、生徒たちの気持ちをよく聞いてくださったようで、子どもたちの不満がなくなった、とうかがっている。

事例 4 . 仲間との関係づくりと自己肯定感を育むためのグループエンカウンター (*資料 2 参照)

ある小学校において、各クラス年間 1 回程度のグループエンカウンターを実施している。クラス数の

多い学校では、6学年全クラスに実施することは困難であるため、希望する学年を中心に実施している。

年に1回程度のため、大きな効果を得ることは難しいかもしれないが、友だちとの関係づくりの機会にして欲しいと考え、継続している。SCが実施するグループエンカウンターでは、普段の学級における人間関係（担任を含む）とは違う立場の人間（SC）がリーダーになるという「出会い」が生じる。活動により、友だちに対する新たな見方を体験することとなり、それ以後の学級（担任を含む）の関係性の変化につながるのではないかという期待がある。また、活動については、普段と違った視点で友だちの言動に触れる体験やお互いを認め合う体験となるように内容を工夫し、自己肯定感を高め、子どもたちのピアサポート力を育てることを一番の目的としている。さらに、担任には必ずその場に入ってもらうようにしている。これは、その場を子どもたちとの新たな「出会い」の機会とし、得られたものを学級経営に生かして欲しいという願いからである。

このグループエンカウンターの体験を通して、学級内における互いに対する評価に変化が生じ、つながりが強化されることと、互いに支え合う力をつけていけるとすれば、いじめの未然防止につながるだろう。いずれは、担任が主導し、学級経営の中にグループエンカウンターを取り入れていけるようになれば、効果はさらに高まると考えている。

（イ）早期発見・早期対応への取り組み例

事例1 . Q-Uの有効活用により、学年・クラス・生徒個人の理解が深まったケース

ある中学校で、生徒の自尊感情を向上させたいと考え、その前段階として、Q-Uを導入し、教員が生徒の現状への理解を深めようとの試みがなされた。具体的には、導入段階から教育相談担当とSCが話し合い、独自に集計するアンケートを行う予定であったが、なるべく教員側に事務処理の負担のない形をとということで、Q-Uを利用することにし、上司の賛同を得て実施した。

Q-Uのクラス・個人の結果について、担任と話し合ったところ、大体がお互い感じていることと一致していたが、中には全く気付かれていないものもあった。いじめやからかいを受けていると感じている生徒、孤立しやすい生徒としてノーマークであった生徒については、担任・部活動の顧問の教員を中心に、学年団で気を付けて支援していくようにし、相談を希望している生徒については、早めにSCにつながることとなった。

この取り組みにより、生徒への理解が深まり、また、いじめが起こりそうな状況への教員側の感受性が高まった。また、早期の段階で教員・教育相談担当（養護教諭）・SC・生徒・保護者が相談をすることにあまりためらいを感じなくなったと思われる。気軽に相談できるようになると、問題が大きくなり、解決することが多くなった。

そのような取り組みを地道に続けていたところ、友達にきついことばや嫌なことをいっていた生徒たちに変化が生じた。本人達の学校生活に関する満足度と自尊感情が向上しており、ちょっとしたことでイライラしなくなり、前向きな発言が増え、安定した印象があり、担当する教員の負担感が減ったとのことである。

事例2 . いじり、からかいをしている子のカウンセリング

主に小学生で、いじめや問題とされる行動などをしてしまった子どもに対してカウンセリングを行うことがある。その際、SCだけではなく、担任、養護教諭、管理職との協働があることが、鍵であると思われる。香川の小規模小学校の場合、SCは年間5日程度の勤務となってしまう事もあるので、相手の気持ちを読み取りにくい子どもの場合は、発達の気かかりも含めて対応を学校・保護者と一緒に考えている。

また、少ないながらも継続的なカウンセリングの実施は、問題行動の再発防止への内的な防止機能が本人に備わるまでの、外的な壁としても機能していると考えられる。

(ウ) 教育相談体制の充実がもたらす、いじめ問題への効果

～拠点校方式におけるSCを活用した小中連携の試み～

香川県では、数年前から小中連携をSC活用の重要項目にあげ、中学校区内の小学校になるべく同じSCが勤務するという拠点校方式を実施している。

そのことを活用し、小学校において、ストレスマネジメント教育を中心に児童に「お話」をする機会を、いくつかの学年で設けた。その結果として、中学校1年生の早期の段階から、SCに気軽に相談を希望する生徒が増え、問題があった場合、早期に対応できる流れができた。また、中学校では週一回4時間とSC勤務頻度が増えたため、小学校で十分対応できなかった生徒間のトラブルも、問題の大きくなる前の早い段階で対応・解決できている。偶然かもしれないが、この取組をはじめてから、複数の学校で不登校生徒数が激減した。

不登校が激減し、いじめ問題もこじれずに早期に対応できることで、教員の負担も軽くなり、その結果本来の授業や生徒指導に十分に取り組むことができた。さらに生徒の満足感が上がり、職員室の雰囲気も、教室の雰囲気もリラックスしたものとなるという相乗効果を生み、よいスパイラルが生まれているようである。教員の精神的健康度・過労も減ってきていることも注目に値する。

この取組については、学校側が教育相談を大切なものだと理解し、一緒にやっという姿勢があることで、よい効果が表れているのだと思われる。

課題としては、面談希望が多くなり、時間が足りなくなってしまうことである。

集団へのストレスマネジメント教育

主に小学校において、ストレスマネジメント教育・コミュニケーション教育をおこなっている。(緊急支援時ではなく、平常時)SCの名前と顔を覚えてもらえ、中学校での相談もしやすくなるなどの思わぬ効果もあるようだ。

実施する際には、担任・教育相談担当教員と打ち合わせを行い、できる範囲で指導案または、シナリオを作成し、それらを元に実施の場所・役割分担を検討したうえで実施している。

(エ) 教員研修

- ・ストレスマネジメント研修
- ・いじめの仕組みについての研修

(オ) ネットいじめ対策

生徒から、ラインなどのSNS等についての愚痴(面談ではなく、休み時間廊下などであったときの世間話)などを聞いたとき、全体に伝えたほうが良いと感じた場合は、了解を得て、教育相談担当や管理職に伝え、学校便りや集会で伝えて頂き、専門家の講演を提案・実施したケースもある。

また、SCが教育相談担当教員だけではなく、生徒指導担当教員とネットいじめ等の最新情報を交換し、児童生徒・保護者に対して情報提供や教育を行い、未然防止につとめている。そのようなことを、10年程続けてきた学校では、ブログ ライン等のSNSと形は変わっても、ネットいじめの問題が法律違反のレベルで起こることは、今のところはない。

以上

*資料1 (ア)事例2



中 スクールカウンセラーだより



寒くなってきましたね。外は寒いですが、皆さんの心の温かさはいかがですか？人が集まると、その集団の居心地によって、心が温まったり、温まらなかったり、時には凍えてしまったりするかもしれません。

今回は、集団の心の温かさについて、お伝えしてみたいと思います。みなさんも考えてみてくださいね。

1. 関係の温かさって？

「あたたかい(感じの)人」、「あたたかいクラスのふんいき」などよく言いますが、これは実際の温度とは関係がないですよ。でも、私たちは、人や集団(クラスだったり、部活だったり、仲間だったり)に対して、「あたたかさ」を感じているのです。それは、どんなことから感じるのでしょうか？

一人一人が出す、表情・態度・行動・言葉も大切な要素です。集団は、それに加えて、関係のあたたかさの総和が全体の雰囲気のあるあたたかさを決めているように思います。そしてそれは、私たち一人一人がこころがけることでつくり出せるのです。

2. とはいえ、合わない人、言いにくい人もいる 嫌な気持ち・マイナスなことをどう伝えるか？

たとえば、友達に遊びに行こうと誘われたけど、都合が悪かったり、気分がのらなかつたりするとき、みなさんだったらどんなふうに断りますか？いやな気持ちや言いにくいことをどう伝えるかは、とても難しい問題です。心理学でもさまざまな方法や理論が考えられています。そのなかで、「アサーション」という言葉があります。これは、「自分も大切に考えるが、相手にも配慮した方法」です。そのような自己表現を「アサーティブ」といいます。アサーティブな発言をすると、人間関係の温度を下げずに、言いにくいことを伝えることができるそうです。

アサーションでは、自分だけを大切にしたり、相手を攻撃して意見を通したりする方法や、相手の言うことを受け入れすぎて、自分だけがまををしすぎる方法、自分をまず大切にしながら、相手も大切だよと思っていることを伝える方法の3つがあるといわれています。それらの方法のうち、の言い方・接し方を「アサーティブ」といっています。もっと知りたい！！と思われた方は、Webで「アサーション」を検索したり、本を読んでみたりされるのもいいかもしれません。また、スクールカウンセラーも、説明やアサーション度アップのご相談のりますので、気軽に声をかけてください。

中学生のための法律入門 将来ハラスメントの加害者にならないために気を付けること

こうしてほしい・いやな気分になったということ、強い口調や相手を責める口調で言いすぎてしまうと、場合によっては「ハラスメント」や法的な加害者になってしまうことがあります。もしかしたら、自分が加害者側に立ってしまうということを知らずに、してしまうこともあるかもしれません。自分を大切にするためにも、集団の雰囲気を温かく居心地良いものにするためにも、以下のようなことも知っておかれると、将来役に立つかもしれませんので、ご紹介します。

ひやかしたり、からかったりする 名誉棄損、侮辱(刑法第230条、231条)

プロレスと称して、抑えつけたり投げたりする 暴行(刑法第240条)

学校に来たら危害を加えるとメールする、脅かす 脅迫(刑法第222条)

インターネットのサイトに実名を挙げて悪口を書く 名誉棄損、侮辱(刑法第230条、231条)

そうならないために 自分は大切な存在だと思ふことが大切です。みんな誰もが、大切な存在です。

行動は今からでも変えられます。自分に誇りを持てるような行動を少しずつとりいれてみましょう。

スクールカウンセラーもお手伝いできますので、こちらも気軽に声をかけてください。

スクールカウンセラーの来校予定(12月・1月)

予定日.....月...日...時~...時...x月x日...x時~x時.....

カウンセリング申し込み

学年・組・氏名***学年()年()組)氏名()

希望日時 *** ()月()日()曜日()時()分)

12 佐賀県臨床心理士会

「学校を支援するいじめの問題に対する効果的な取組事例」

会長 高尾兼利

学校臨床部会 池田好恵 伊藤紀子 青山のぞみ

1 佐賀県臨床心理士会主催スクールカウンセラー研修会

佐賀県では、予算の問題や、スクールカウンセラー(以下SCと表記)の勤務時間をより相談にあてて欲しい等の要望から、佐賀県教育委員会主催のSC研修会が行なわれなくなって久しい。学校臨床心理士としての資質の維持向上とSC同士の情報交換、相互支援の場として、県士会主催で、県内でSCに従事している方(他県在住、他職種も含む)、学校臨床に関心のある会員を対象に年に4回SC研修会を行っている。「大津のいじめ事件」が発生した翌年からは、毎年一度は県士会長をコーディネーターとして「いじめ問題」について取り扱うこととし、例年第1回目の研修会で行うテーマ「緊急支援」と共に、実際に会員が体験した事例も取り上げながら、研鑽を深めている。

1 平成24年度の内容

初年度は、県内のSCが学校現場でどのように「いじめ問題」に関わっているのかという実態を把握し、「いじめ問題」を適切に理解し、よりの確な対応方法を獲得するために会員に調査を行った。簡単な予備調査を行った後、調査アンケートに詳細を記入して提出してもらうという方法で、過去5年間について尋ねた。

いじめに対する対応を行ったか いじめに遭った子どもといじめた子どもの状況

いじめの内容 期間 対応と展開、結末

これらの結果から、学校職員や関係者がどのような対応をしたかを知り、SCの特性と働きについて考察した。SCの役割として

被害児童生徒・保護者・関係者の心理的支援

心理学的な見立ての提示コンサルテーション

学校のリソースをつなぐ 学校全体が子ども達にとって守りの場になるように動く

未然防止の観点から、心理教育的授業・講義を行う などが浮かび上がってきた。

また、この過程で、学校職員の一員としてSCの対応が明文化されていながら、当のSC本人が説明を受けたことがなく、十分に役割を認識していないということが明らかになったため、研修会に佐賀県教育庁学校教育課 生徒指導係SC配置担当指導主事を講師としてお招きし、文部科学省から示された「いじめに関する法令」「通知文」「関連資料」や、佐賀県教育委員会がまとめた「教育現場における安全管理の手引き」を教材に、改めていじめの定義、日常的な観察ポイント、対応の流れ、SCの役割について学んだ。

これをきっかけに学校教育課より「県士会主催のSC研修会に、SC配置担当指導主事を参加さ

せたい」と申し出があり、翌年度から毎回参加されることとなった。内容について、指導主事の先生にも適切な守秘を求め、確認が必要な場面では県教育委員会としての見解や方針についてお話しいただき、学校臨床現場の具体的な事柄について、県教育委員会とSCが情報交換する場ともなった。

2 平成25年度の内容

佐賀県内の学校で、暴行を受け金銭被害を被ったいじめ事件が明らかとなった。事件後の追跡報道から、次第に事件の全容が明らかになってきた。昨年度はこれらをもとに

どのような経緯で事件となったのか 学校の対応 関係者、関係機関の動き 事件を受けての新たな取り組み について学んだ。

県内では、いじめに対応する教諭が拠点校に新たに配置されることになった。

また、9月に施行された「いじめ防止対策推進法」について学び、学校教育課指導主事より県の体制について説明を受けた。既に自治体の「いじめ問題に関する第三者委員会」の委員に委嘱されていた会員から委員の活動について話を聞き、臨床心理士やSCに求められるポイントについて話し合った。

3 平成26年度の内容

今年度はまだ実施していないが、秋に、教育学(いじめ 不登校)がご専門の佐賀大学文化教育学部の教授を講師にお招きする予定である。教授は佐賀県中学校生徒指導連盟が昨年行った、公立小学校

6年生(約8,500人)と、連盟加盟中学校3年生(約8,700人)を対象に行った「いじめに関するアンケート調査」に参加され分析を担当された。

いじめられた子どもは深く傷ついているが、相談する子どもの割合は少ない

いじめた子どもは、いじめたという認識に乏しい

積極的にいじめている子どもがいる一方、周囲に流され仕方なく参加する子どもも多い

周囲でいじめに気がつく子どもは少ない 気づいたとしてもどうやって解決したらよいのか 分からないという子どもが多い などの実態が明らかとなった。

さらに今年度、同連盟が県内93校の中学校2年生の保護者を対象に「いじめに関するアンケート

ト

調査(保護者向け)」を行った。これら二つの調査研究について詳しく伺い、SCの役割と働きについて討議する予定である。

また、SCとして「いじめ問題」に関わるとき、どのようなスタンスで臨めばよいのか、現場で戸惑ったり、不安や危うさを感じたりすることも多い。以前から指摘されていることだが、守秘義務と情報提供の兼ね合いについても悩ましく感じることもある。これらのことから、県内で活躍されている弁護士を講師に招き「スクールカウンセラーと法律」というテーマで研修を行った。

SCの法的責任については個人的な責任は求められないこと。SCには守秘義務があるが、法律に照らし合わせて免除される場合があること。基本的に刑法に定められている「犯罪」については通告の義務があり、虐待、いじめについてもその状況を知り得た場合は通告の義務が生じ守秘義務の免除がなされること。学校という組織内で知り得た場合は個人的に判断するのではなく、学校と協議した上で適切な対応を行うことなど、法的な考え方、判断のポイントについて学んだ。さらに、県弁護士会が中学校に於いて「いじめ防止教育」に取り組んでおられることを知り、後日、教材や内容などについて意見交換を行った。このように近接領域の専門家を講師に招いて研鑽を深め、情報交換や交流、関係づくりに努めている。

これまでSC研修会で取り上げ、演習を行い、学校臨床現場に取り入れ実践しているものに、以下のような活動がある。

2 未然防止のための取組

SCは、こころに関する授業や講義も行っている。いじめの未然防止に関係する内容としては、人間関係を円滑にするグループエンカウンターや、自分の思いや考えを適切に表現するためのスキルを教えるアサーショントレーニング、ストレスについて知り、上手く対処するためのストレスマネジメントなどについて講話や演習を行っている。

3 早期発見、早期対応の在り方

県内で行われたアンケート調査でも指摘されたように、いじめを受けた子どもが自身の状況を語り相談をもちかけることはなかなか難しいことのように。いじめを覚知したり、認知したりするために、児童生徒本人から話を聞く必要があるが、その際に話を聞く役割をSCに求められることも多い。

緊張感や抵抗感を過剰に感じさせないSCの話の聞き方が早期発見につながることもある。

県内では近年、河村茂雄教授が開発された「楽しい学校生活を送るためのアンケート Q-U」を活用している学校が増えている。担任をはじめ教職員から、子どもの状況や学級の状態を把握し、手立てを考えるためのツールとして評価されている。教職員がQ-Uの結果を示しながら、SCに内容の詳しい解説や、侵害行為認知群・学校生活不満足群・要支援群に該当する子どもについて相談されることもある。このほか「いじめアンケート」や各学校で定期的に取り上げられている「生活アンケート」などから、気になるコメント、気になる児童生徒についての情報を共有し、早期に対応すべくそれぞれの役割分担について話し合っている。

4 いじめ問題に関わる委員の委嘱について

いじめ防止対策推進法の施行を受け、県内でも多くの会員が「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ防止対策委員会」等の委員に委嘱されている。心理学的な見地から意見を求められ、他の委員と共に協議を行っているが、前述したSC研修会で学んだことを正しく理解し委員の職務に反映させている。

《公益社団法人 日本社会福祉士会の取組》

いじめ問題に対する取組事例

概要

事例タイトル	児童養護施設と学校の連携におけるいじめ問題に対する取組事例
取組の種類	<p>取組みの種類： 以下の（ア）～（カ）から選択してください。複数選択可。</p> <p>（ア）未然防止のための取組 （イ）早期発見・早期対応の在り方 （ウ）教育相談体制の充実 （エ）教員研修 （オ）ネットいじめ対策 （カ）保護者・地域社会の取組強化 （ク）その他（ ）</p>
取組の概略	<p>取組みを行うこととなったきっかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当児童養護施設では昭和 53 年に中学校の先生が「児童養護施設の子どもたちは学力の面で厳しい子がいる」という問題提起をされ、中学校の有志教諭により交流会が開始された。それが現在の「サマースクール」という行事の実施に至っている。 ・また、昭和 55 年より「児童養護施設を知ってもらう会」を実施し、それからは小学校の教諭も参加され、現在は小学校、中学校へ出向き、全教職員を対象に「児童養護施設を知る会」を実施している。 <p>現在「児童養護施設を知ってもらう会」は教職員の研修に位置付けられ、「児童養護施設を知る会」に名称を変更している。</p> <p>このような児童養護施設と学校との連携は様々な形で全国の児童養護施設でも行われている。</p> <p>取組みのねらい、目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校」と「児童養護施設」がそれぞれの情報を共有することにより、児童養護施設に入所する子どもの理解や機関同士の理解を深める。また、児童養護施設の生活実態を見ってもらうことや、施設職員と学校教諭が交流することにより、連携が強化され、子どもにとっての安心感や精神的な支えにもつながると考える。 ・具体的には、児童養護施設に入所している子どもが入学や転入をする前に、子どもの状況が把握でき、その子どもが順調に学級で適応できるよう援助方針を確認、共有できる。 ・このような取組みが子どもの変化やいじめ等に発展しそうなトラブルの未然防止・早期発見・早期対応につながると考える。

事例の経過記録

児童養護施設への子どもの入所理由で1番多いのは児童虐待である。また、虐待以外の理由で多いのは、保護者の精神疾患、就労、行方不明などであるが、いずれの理由にしても子どもは保護され、家庭で生活する事ができない状況となり入所している。これは虐待と判断されてもおかしくないような不十分・不適切な関わりを受けているのではないかと考える。また、実際には措置理由が虐待以外であっても虐待を受けていたことが後になって発覚する事例もある。そして、すべての児童養護施設に入所している子どもは、生まれ育った地域から離れ、親きょうだい家族とも離れて集団生活するというはじめて

の経験をすることで情緒的な不安を抱えているのである。

そのようなことから、児童養護施設で生活する多くの子どもたちは、なんらかの課題を抱えている状況であることがわかる。

虐待が子どもに与える影響は計り知れず、虐待というトラウマによって生じうると考えられる特徴を列記すると以下の通りである。

入眠困難などの睡眠障害（PTSDの過覚醒症状）

注意集中困難多動性（PTSDの過覚醒症状）

悪夢、夜驚（PTSDの侵入性症状）

無感情、無感覚（PTSDの回避・麻痺症状）

無気力、抑うつ（慢性化した回避・麻痺症状）

年少の子どもや小動物に対する過度の攻撃行動（行動上の再現性）

かんしゃく・パニックや、それにとまなう破壊的行動（感情調整障害）

年長者や力の強いものに対する従順さ（力に支配された対人関係）

年少時に見られる無差別的愛着傾向（愛着形成の障害）

思春期以降に見られる対人関係の希薄さ（愛着形成の障害）

他者、特に自分にとって重要な意味のある年長者に対する挑発的行動と、それにとまなう虐待的な対人関係（トラウマとなった対人関係の反復的再現）

万引き、暴力的行為、喫煙などの反社会的行為（トラウマ性の情緒の行動化）

セルフカットなどの自傷行為（感情調整障害、あるいは乖離症状への対処行為）

拒食や過食などの摂食障害、食べ物の固執（口唇期性障害）

アルコールや薬物への依存（PTSDの回避・麻痺症状）

【子ども虐待対応の手引き第9章（厚生労働省）より抜粋】

また、児童養護施設には発達障害と診断されている子ども、発達障害の傾向がある子ども、知的障害を持つ子ども、知的障害のボーダー域である子どもも増えている。

実際にこのような課題を持つ子どもはコミュニケーションがうまくいかないことや特徴的な行動が原因でいじめの対象になりやすく、一方で攻撃性がある子どもや支配欲のある子どもは、いじめの加害者になりうる可能性がある。

児童養護施設は子どもの生活の場であり、そこから学校へ通っている。そのため、学校や地域からの児童養護施設への理解が乏しければ、地域の中で孤立し、「施設の子ども」というだけでいじめ等を受ける事も考えられる。

上記の理由から、児童養護施設と学校及び地域との連携は必要不可欠であり、全国の児童養護施設で取り組みがなされている。

ここではいじめの未然防止、早期発見、早期対応につながる当児童養護施設の取り組みを紹介する。

1つ目は入所時の対応である。

子どもの施設入所が決定すると、学校へ子どもや保護者に関する必要な情報を伝える。状況に応じて児童相談所の児童福祉司からの事例説明や心理司からの子どもの行動特徴の説明を行い、理解を求める。また、登校する前日には職員が子どもと一緒に学校へ行き、校内を見学し、複数の教諭と子どもの顔合わせを行う。ここで子ども自身の思いや不安を聞き取ってもらうことで緊張を和らげ、困った事があれば相談しても良いことを具体的に伝える。緊張が高い子ども、表現が苦手な子ども、特別支援学級対象児童等、特別な支援が必要な子どもについては具体的に配慮を依頼し、入学や転校後も情報交換を密に

行っている。

2つ目は「サマースクール」である。

当児童養護施設では昭和53年に中学校の先生が「児童養護施設の子どもたちは学力の面で厳しい子がいる」という問題提起をされ、中学校の有志教諭により交流会が開始され、現在の「サマースクール」という行事に至る。現在の方法としては7月と8月の計2回、学校教諭を施設に招き、勉強を教えてもらう時間、夕食を共にする時間、スポーツでの交流時間を設定している。

現在は中学校だけでなく、小学校、幼稚園、支援学校の教諭の参加もあり、相互交流の機会ともなっている。場合によっては中学校の担任教諭が小学校の時に担任をしていた教諭に直接話をする事ができ、支援方法などの情報交換ができることもある。

3つ目は「児童養護施設を知る会」である。

これは毎年度初めに実施しているものである。前述の「サマースクール」を継続する中で施設が「児童養護施設を知ってもらう会」を実施し、現在は学校の研修として位置付けられ、「児童養護施設を知る会」と名称を変更している。児童養護施設の目的や法制度の位置づけ、子ども達の生活に関する具体的な説明を中心に、施設職員が教諭へ説明する場である。毎年、教諭の異動や退職等で教諭側の知りたいニーズが変わるため、内容を協議しながら実施している。

事例の考察

社会福祉士が関わったことにより、どのように状況が変わったのか、について考察する。

児童養護施設を知る会の実施後には、学校教諭との連絡帳や電話を通じた関わりだけでなく、施設への訪問の頻度も増え、子どもに関する情報共有や協議の機会も増え、連携が強化されていると感じる。

担任の教諭だけでなく、他の学級、または学年や役職を超えて子どもにあいさつや声掛け等の支援も得られ、子どもの安心感につながり、相談できる相手、機会が増えている。そのことによって、いじめの未然防止、早期発見・対応になっていると感じる。

学校教諭と施設職員の関係が良いことは、それを見ている子どもの安心感につながるのとは前述しているが、トラブルが起きた時や懇談の時など、子どもを交えて話をする際に子どもの緊張感がより和らぎ、問題解決に至る時間が短縮されるという効果は出ると考えられると共に、関わる大人が子どもの味方になって解決のために協力し、尽力することは、その子どもの今後の人生にも強く影響する。

いじめがエスカレートしている事件、死亡事件等は子ども自身がSOSを出せない、出してもどうにもならないという極限に追い詰められている状況であることを考えると「サインに気づく体制・環境作り」「機関連携による情報共有」「アセスメント」「プランニング」「モニタリング」「問題解決」などを専門性として持つ社会福祉士等、専門家の活動がとても有意義だと考える。

備考 平成9年の児童福祉法改正により「養護施設」は「児童養護施設」に名称変更された。

この原稿では、すべてを児童養護施設に統一して記載している。

いじめ問題に対する取組事例

概要

事例タイトル	いじめ対策ソーシャルワーカー（スクールソーシャルワーカー）としての取り組み
取組の種類	取り組みの種類： 以下の（ア）～（カ）から選択してください。複数選択可。 <input type="checkbox"/> （ア）未然防止のための取組 <input type="checkbox"/> （イ）早期発見・早期対応の在り方 <input type="checkbox"/> （ウ）教育相談体制の充実 <input type="checkbox"/> （エ）教員研修 <input type="checkbox"/> （オ）ネットいじめ対策 <input type="checkbox"/> （カ）保護者・地域社会の取組強化 <input type="checkbox"/> （ク）その他（ ）
取組の概略	<p>取り組みを行うこととなったきっかけ</p> <p>富山県では平成 20 年にスクールソーシャルワーカー活用事業が開始されて以来、スクールソーシャルワーカーの活用が増えてきている。現在では、富山県内 15 市町村のうち、富山市以外の 14 市町村において富山県教育委員会からスクールソーシャルワーカーが各市町村教育委員会に派遣されている。富山市は中核市としてスクールソーシャルワーカー事業を展開している。よって、県内すべての教育委員会においてスクールソーシャルワーカーが活動している。そうした状況において、平成 25 年より、いじめ問題に対応するためのソーシャルワーカーが県教育委員会で事業化された。いじめ対策ソーシャルワーカーである。社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者等が任用される。富山県内 2 つの教育事務所に配置され、管内の市町村教育会及び県立学校に要請に応じて派遣されている。</p> <p>取り組みのねらい、目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの加害児童生徒を取り巻く環境への働きかけをおこなう。 ・関係機関とのネットワークの構築、連携・調整をおこなう。 ・スクールソーシャルワーカー、教職員への指導・助言、研修活動等をおこなう。

事例の経過記録

社会福祉士として、富山市教育委員会において学校配置型および教育委員会派遣型スクールソーシャルワーカーとして従事しており、富山県教育委員会において、いじめ対策ソーシャルワーカーとして教育事務所に所属し、管内の市の教育委員会に派遣され、対応が困難と思われる事案に対応している。教育委員会から当該の学校に派遣され、学校において「いじめ問題」と捉えられる事案について相談を受ける。

学校でのソーシャルワーカーとしての支援

学校では、いじめ問題についてアンケート調査を実施し、児童生徒の状況を把握するように努めており、児童生徒からの相談体制を強化しようとしている。ソーシャルワーカーとしていじめの問題に対して支援を行うということは、いじめと認知されてから対応するというイメージされやすく特にいじめ対策ソーシャルワーカーは「いじめである。」と学校や教員が認めた状態でないと要請できないの

日本社会福祉士会【事例2】

ではないかと思われることが多い。スクールソーシャルワーカーが活用されてきている富山県においても教員以外の外部専門職に依頼することについては、書類の提出などの手続き、さらに言えば教員が状況を把握し、問題として認識し、報告することが求められると思われることがあるので、問題が潜在化していると考えられる。さらに、事業の実施要項においても「いじめの加害児童生徒を取り巻く環境への働きかけ」とあるため、まず「いじめ」を認知し、加害被害関係が明らかになった時点で対応と思われるところがある。いじめが関係性の不全な状態という視点でとらえたとき、認知することを学校や教員に期待し偏重している現状は問題を複雑にさせてしまうことがある。学校にはスクールソーシャルワーカーをはじめスクールカウンセラーなど教員ではない相談できる人が配置されてきたが、様々な事案についてそのことについて課題として取り組むのか、どのように対応するのかについては学校の裁量に任せられている。いじめ問題が顕在化されたとき、その背景などを改めて調査すると複雑な要因が絡み合っていたことが判明する。しかし、初期の段階で教員が気づくことが困難な場合が多い。必ずしもいじめの状態に発展すると感じられず、他の問題であると認識している。

そこで、いじめ対策ソーシャルワーカーとして学校や教育委員会に対して、いじめを含む問題行動すなわち不適合な関係性にある状態を認知し、協働して支援できる体制づくりを進めている。教員向けの研修会を実施し、気づきを促し、日々の実践においては特に問題行動を起こしてしまうとされる児童生徒への相談支援を中心にしつつ、対象児童生徒が問題行動をせざるを得ない背景について関係者とのケース会議を実施している。問題行動については不登校、暴力行為、学級崩壊などいじめと認知されていない事案について、多角的な視点でとらえることでいじめにつながることを認識する。また、家庭環境の問題や発達障害などの問題は学校では対応しがたいという印象があるが、専門職との協働や関係機関との連携などで支援できることがあることを教員と考えるようにしている。

「教員と問題行動に対する支援について考えた例」

小学校5年生男子のAの暴力行為を中心とした問題行動に対する支援会議を行った。

Aは、教員に対して反抗的で、常に自分の思い通りになっていないと機嫌が悪い。教室で授業を受けていることが苦痛で、授業を茶化したり授業とは関係のないことをして指導されることが多い。指導されるたびに反発し、授業が進まない。教室から逸脱することも多く学校内で自分勝手な行動をとっていることが多い。特に問題とされたのは指導した教員に対する暴力行為であった。殴るという行為もあるが、手に噛みつくといった行為もあった。5年生が噛みつくというのは発達に課題があるのではないかという見立てが教員にあった。医療機関の紹介を検討していた。

関係機関との連携ということで医療機関への紹介がスクールソーシャルワーカーに期待されていたが、Aについてアセスメントを行った。Aは授業についていけておらず勉強を嫌っていた。周囲の注目を集めたいと思っているところがあり、友人たちとなかよくしたいと思っているようであった。自分の思い通りにならないと憤りを感じてしまうことがあるようであった。母親には自分を認めてもらいたい、ほめられたいと思っているが母親は仕事が忙しく、夜間も働いており、Aが母親と話すという時間は多くないようであった。家族は母親と兄と本人の3人家族。困難な生活状況であった。

これらの状況で支援について考えた。学校で見られるのは授業を妨害し、教員をはじめ周囲の友人たちにも理不尽な行動をとってしまうAであるが、生活していくことが困難な状況にあることが分かった。また、周囲の人に対しても理解してほしい、良好な関係を保ちたいという思いがあることが分かった。

Aに対して支援を考えた。教員がAの言葉を傾聴することを心がけ、Aを認めることに努める。スクールソーシャルワーカーがAの母親との面談を行い、Aの学校での頑張りなどをともに評価しながらA

日本社会福祉士会【事例2】

と母親との良好な関係づくりを支援する。母親にAを認めてもらうことを進める。

3か月が経過し、Aにはきめ細かく個別の学習指導がされ、Aの母親も積極的にAとのかかわりを増やしてきた。Aの学校における暴力行為が報告されなくなってきた。Aの問題が収束したかに見えていたが、Aは放課後、友人たちからゲームソフトを借りたまま返さず、時々は暴力的になって友人たちに無理強いして遊んでいるのではないかと教員が気づき始めた。Aは遊んでいるだけと答えていたが、友人たちはしぶしぶ付き合っているように感じられた。AとAを取り巻く友人たちと友人たちの家族の状況及び地域の把握を行うことにした。Aの友人たちからAからいじめられているという訴えはないものの、しぶしぶ付き合っている様子がうかがえる。また、A自身も疎外感を感じていることもうかがえる。再支援が検討された。

以上のような暴力行為という問題行動といじめ問題となるのではないかという事例を基に研修会や勉強会を行っている。研修会とまでいかなくとも、相談場面において想定される課題として、例として活用している。特に、小学校では高学年の児童による暴力行為が増えており、対応に学校は苦慮している。当然、暴力行為を収束させたいという思いが指導の最前線の教員にはあるため暴力行為自体を止めることを考えるこの事例では、学校において暴力行為が収束してきたが、Aのアセスメントを進めていくと新たな課題が顕在化することがある。そこで、支援の必要性が高まってくるということを伝えている。また、いじめの状態であると明確に被害がでる前に、そのような兆候は子どもたちの関係性のなかで見られることがある。そのような状況を的確に感じるためには、様々な視点の見立てが必要であり、そのために専門職との協働を進めている。

市町村に派遣されているスクールソーシャルワーカーに対する指導助言

各市町村にスクールソーシャルワーカーが派遣されており、それらのスクールソーシャルワーカーと協働で支援を行うこともある。特に、市町村教育委員会のスクールソーシャルワーカーは地域に密着しており活動時間も多いため、状況に対応しやすい。実際の様々な事案について助言などを行いながらスクールソーシャルワーカーとしての複数対応ができています。

事例の考察

社会福祉士が関わったことにより、どのように状況が変わったのか、について考察する。

「いじめ問題」が起きた時に対処するというところに仕組みを作ろうとして、問題自体が起こらない方がよく、問題がない方が良いという方向に向かってしまい、子どもたちのサインを見ることが難しくなることがあるように思われる。子どもたちは時に喜び、楽しみ、悲しみ、怒りと様々なサインを表すが、その行動が学校や社会で不適合を起こすことがある。その不適合を起こす境界面に社会福祉士は介入することができるのではないかと。

教員が解決できなくなったら、どうしようもないからという学校や教員サイドの初期対応の判断で見立てられた事案に対応していくことは困難な状況が多い。社会福祉士として早い段階からの支援に関わるためには日ごろの協働者としての存在が必要だと思われる。社会福祉の観点からの見立てによりいじめの状態にいたらず、違う問題行動への支援事例として解決するものもあると思われる。

いじめ問題の未然予防という見方もあるが、子どもを取り巻く環境の不適合な状態への支援はどの時点でも必要なことであり、現状では必要性が増している。さらに、支援成果もあげられていると考えられる。